

会 議 録 目 次

平成15年第4回海田町議会6月定例会（第1日目）

平成15年6月11日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報 告 第6号 損額賠償額の決定について	
	（4）報 告 第7号 平成14年度海田町一般会計繰越明許費繰越 計算書	
	（5）報 告 第8号 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書	
	（6）報 告 第9号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提 出について	
日程第4	承認第4号 専決処分をした事件の承認について（平成15年度海田 町介護保険特別会計補正予算（第1号））……………	2 5
日程第5	一 般 質 問 ……………	2 8
	（延 会）……………	1 0 0

平成15年第4回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成15年6月11日 (水)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 6月11日 (水) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (19名)

|     |              |     |              |
|-----|--------------|-----|--------------|
| 1番  | 岡 田 良 訓      | 2番  | 西 田 祐 三      |
| 3番  | 渡 辺 善 隆      | 4番  | 桑 原 克 之      |
| 5番  | 多 田 雄 一      | 6番  | 斎 木 貞 暁      |
| 7番  | 堀 間 禎 子      | 8番  | 西 山 勝 子      |
| 9番  | 宮 坂 二 郎      | 10番 | 崎 本 広 美      |
| 11番 | 原 田 幸 治      | 12番 | 前 田 勝 男      |
| 13番 | 住 吉        充 | 14番 | 山 岡 寛 次      |
| 16番 | 佐 中 十九昭      | 17番 | 中 岡 長 一      |
| 18番 | 国 岡 光 明      | 19番 | 加 藤        公 |
| 20番 | 河 野 道 昭      |     |              |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (19名)

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 岡 田 良 訓 | 2番 | 西 田 祐 三 |
| 3番 | 渡 辺 善 隆 | 4番 | 桑 原 克 之 |
| 5番 | 多 田 雄 一 | 6番 | 斎 木 貞 暁 |

7番 堀 間 禎 子  
 9番 宮 坂 二 郎  
 11番 原 田 幸 治  
 13番 住 吉 充  
 16番 佐 中 十九昭  
 18番 国 岡 光 明  
 20番 河 野 道 昭

8番 西 山 勝 子  
 10番 崎 本 広 美  
 12番 前 田 勝 男  
 14番 山 岡 寛 次  
 17番 中 岡 長 一  
 19番 加 藤 公

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

## 8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 町 長             | 加 藤 天     |
| 助 役             | 松 岡 修 士   |
| 収 入 役           | 正 木 洋     |
| 企 画 部 長         | 中 野 潔     |
| 総 務 部 長         | 上 條 正 弘   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 富 田 征     |
| 建 設 部 長         | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事（福祉保健担当）     | 因 幡 忠 志   |
| 企 画 課 長         | 永 海 房 雄   |
| 広 域 行 政 推 進 課 長 | 木 原 晴 彦   |
| 財 政 課 長         | 内 田 和 彦   |
| 総 務 課 長         | 久 保 伸 一   |
| 地 域 振 興 課 長     | 植 野 敏 彦   |
| 福 祉 課 長         | 貝 原 陽 子   |
| 高 齢 福 祉 課 長     | 青 木 基 秀   |
| 監 理 課 長         | 因 幡 貞 男   |
| 建 設 課 長         | 児 玉 正 克   |
| 都 市 整 備 課 長     | 朝 倉 登 司 雄 |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 海 田 市 駅 南 口     | 大 久 保 裕 通 |
| 区 画 整 理 事 務 所 長 |           |
| 教 育 長           | 李 木 義 夫   |
| 教 育 部 長         | 山 本 義 彦   |
| 学 校 教 育 課 長     | 河 原 毅     |
| 社 会 教 育 課 長     | 佐 々 木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長     | 木 原 正 博   |
| 庶 務 課 長         | 新 浜 憲 治   |
| 下 水 道 課 長       | 槇 根 君 夫   |
| 水 道 課 長         | 畠 山 隆     |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純 |
| 主 査 | 濱 吉 計 守 |
| 主 査 | 中 下 義 博 |

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

(3) 報 告 第6号 損額賠償額の決定について

(4) 報 告 第7号 平成14年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

(5) 報 告 第8号 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費  
繰越計算書

(6) 報 告 第9号 海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について

日程第4 承認第4号 専決処分をした事件の承認について（平成15年度海田町介護保険  
特別会計補正予算（第1号））

日程第5 一 般 質 問

日程第 6 第21号議案 工事請負契約の締結について（瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事）

日程第 7 第22号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 第23号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 第24号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第25号議案 海田町老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第26号議案 海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 第27号議案 平成15年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第13 第28号議案 平成15年度海田町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開会

○議長（河野）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は19名でございます。定足数に達しておりますので、平成15年第 4 回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。日程第 1 から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、11番、原田君、12番、前田君を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（河野）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月13日までの 3 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月13日までの 3 日間と決めます。

この際、暫時休憩をいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9 時 0 2 分 休憩

午前 9 時 0 3 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から 6 月 13 日までの 3 日間と決しております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（河野）日程第 3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております。3 月定例会以降の主なものについてをご報告させていただきます。

まず、5 月 8 日から 9 日、議会広報広聴調査特別委員会が先進地の視察を行っております。なお、委員会報告を配付しておりますのでご参照ください。

次に、5 月 21 日から 23 日まで、安芸郡町村議会議長会の県外調査が行われました。

次に、5 月 28 日から 29 日に、総務文教委員会が所管事務県外調査を行っております。

なお、この報告については、9 月定例会で行うことといたします。

続きまして、5 月 30 日に、海田地区消防組合議会臨時会が開催されておりますので、消防議会の概略について、本議会選出の議員より報告を求めることといたします。山岡君。

○14 番（山岡）おはようございます。それでは、海田町地区消防組合議会報告をさせていただきます。

去る 5 月 30 日、平成 15 年第 2 回組合議会の臨時会が開かれました。提出事件は、副議長の選挙について、常任委員会委員の選任について、監査委員の選任同意について専決処分した事件の報告、4 件でございます。副議長は、坂町議会議員の大田直樹氏が当選されました。なお、監査委員には熊野町中村毅氏となりました。これは、統一地方選挙によって、議員の構成が変わったために行われたものでございます。常任委員会委員の選任については、本町議会選出議員につきましては、総務委員会に私と河野議長、防災委員会に崎本議員と斎木議員が所属となっております。

専決処分の報告 4 件につきましては、今年 4 月 1 日の合併により、下蒲刈町、東野町、

大崎町、木江町がなくなり、大崎上島町ができたことによる広島県公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について等、同団体の数の増加及び規約の変更2件、広島県市町村職員退職手当組合を組織をする地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更と同団体の数の増加及び組合規約の変更2件について、それぞれ3月7日に専決処分した報告を受けました。なお、関係資料につきましては、議会事務局にありますので、ご参照いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

○議長（河野）以上で議会報告を終わります。続いて、行政報告について、町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。本日は、ご多忙のところ、ご参集いただきまして大変ありがとうございます。3月定例議会後の行政執行の状況についてご報告を申し上げます。

3月定例議会後の行政執行の状況についてご報告を申し上げますが、初めに、ケーブルテレビ整備事業についてでございますが、6月4日の全員協議会でもご説明いたしましたように、平成15年1月28日に、安芸ケーブルテレビ株式会社が設立をされ、町も同社に出資し、国の補助事業として第3セクター方式で整備したい旨の要望がありました。これを受けて、事業計画書等について協議を重ねた結果、第1に、事業採算のめどのある計画であること、第2に、広島市の既存ケーブルテレビ会社から海田町への延伸の時期が未定であることなどから、早い時期に整備しておくことが住民の皆様の利便性の向上につながると判断をし、第3セクターを設立するために必要な町からの出資金及び施設整備に係る補助金について、今議会に補正予算を提案いたしておりますので、ご審議いただきますようお願いをいたします。

次に、広島市との合併についてでございますが、現在、任意の協議会で合意に至らなかった事項について、引続き協議、調整を進めているところでございます。

続きまして、水防対策についてでございますが、これから本格的な梅雨の時期を迎え、大雨等による被害が懸念されます。これらの被害を未然に防止するため、それぞれの所管する施設等について、安全確認と災害予防策に万全を期するよう指示しているところでございます。また、5月19日から22日まで、職員を対象とした水防訓練を、また5月25日には消防団による水防訓練を実施いたしました。今後も様々な訓練を通じて、災害時における職員の配備体制の整備や関係機関との連携強化を進め、安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、障害者福祉の「支援費制度」についてでございますが、昨年から諸準備を進めてまいり、4月から滞りなく新しい制度への移行ができました。特に、知的障害者及び障害児については、県からの権限移譲もあわせて実施されたため、関係機関と十分に連携をとりながら、利用者の意向に沿った支給決定に努めました。今後も相談業務の充実を図り、障害者福祉の向上に努めていきたいと考えております。

続きまして、介護保険事業についてでございますが、このたび、介護保険事業計画に基づき、介護老人保健施設を整備、運営する事業者を公募した結果、2医療法人と1社会福祉法人の応募がありました。本町では、3事業所から提出された計画書を選考するため、選考委員に大学の教授など外部の方々を充てた選考委員会を3回開催し、計画書の審査を行いました。審査の結果、医療法人山本整形外科病院が提出した計画書を選考し、昨日、この計画書を広島県に提出をいたしました。この医療法人の計画書が国に採択されますと、平成16年度の国庫補助事業として、海田町内に介護老人保健施設が整備されることになります。

次に、本年度着工予定の（仮称）海田町福祉センターについてでございますが、現在、センターの建設に係る実施設計の変更を行っております。変更内容は、プールの距離を20メートルから25メートルに、水深を1メートルから1メートル20にするものでございます。工事の着工予定につきましては、8月に入札を行い、9月議会で契約認定を受ける予定としております。

また、センターと日の出公園を一体的に整備するため、5月14日に、海田町老人福祉センターにおいて、日の出公園の都市計画変更案の説明会を開催いたしました。当日の出席者は11名でございました。なお、計画案の縦覧につきましては、6月9日から23日までの間、都市整備課において行っております。

続きまして、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンについてでございますが、6月8日に、海田町公衆衛生推進協議会及び自治会連合会との共催で、瀬野川などの河川を中心に、町内一斉の清掃奉仕作業を実施いたしました。今回も、中学生や高校生などの若い世代の方々が積極的に参加され、環境美化活動を実践されたことを大変うれしく思うとともに、これからも継続していただきたいと願っております。今後も、なお一層の環境美化意識の高揚と地域での実践活動の定着を図ってまいりたいと考えております。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業についてでございますが、基準地積を決定するための測量につきましては、地権者の方々のご協力を得て、境界がすべて確定をいたし

ましたので、先般、基準地積決定通知を行ったところでございます。また、将来の土地利用や換地位置等について、地権者の方々のご希望やご意見をお聞きする「土地利用意向調査」を実施いたしております。今後、この調査で把握したご希望等を踏まえ、換地設計等に反映してまいりたいと考えております。

最後に、4月26日に、サンピア・アキにおきまして、あいさつ運動推進事業の一環として募集したあいさつ標語入賞者の表彰式を開催いたしました。応募者690名の中から、特選16名、入選28名の方々の表彰を行いました。

また、表彰式に続き、青森県文化アドバイザーの鈴木健二さんによる講演会を開催いたしました。今後は、家庭、学校、地域、総ぐるみで、一層あいさつ運動を推進してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告4件、承認1件、契約認定1件、条例改正5件、補正予算2件を提出しております。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（河野）以上で行政報告を終わります。

続きまして、報告第6号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第6号、損害賠償額の決定について。新町の町道19号線で発生した道路管理瑕疵による事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により、専決をしたものでございます。内容につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（久保）それでは、議案書1ページの報告第6号、損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりご報告をさせていただくものでございます。債権者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん、損害賠償額は1万5,270円、専決処分の年月日は、平成15年4月10日でございます。

事故の概要でございますが、平成15年2月19日、午前11時ごろ、海田町新町10番10号、これは久賀内科がございしますが、その前でございしますが、地先の町道19号線を債権者が歩行中、水路上に設置していた鉄板がずれていたため、債権者が踏んだ際に鉄板が落下し

て転倒され、負傷したものでございます。過失割合につきましては当方10割と定め、相手方の損害額1万5,270円を損害賠償額と決定いたしました。これにより、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。なお、相手方に支払われる損害賠償金につきましては、全国町村会の総合賠償補償保険から全額補てんされております。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本君。

○10番（崎本）ちょっと今、説明されましたが、当方10割の過失があると言われましたが、第1点目に、当方10割の過失があったら、海田町がほとんど悪かったと。いいですか、今までにそういう物事に対してどういう対処をされていましたか。第1点目にそれをお聞きします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）今回は、鉄板のとめ金具が車か何かで外れていたために、四方の一部が宙ぶらりんの状態でこけられたということで、一応保険会社の方との話し合いの中で、これは町の瑕疵10割であろうということで、その10割を認めたものでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）ちょっと、質問回数が3回しかないので、きちっとした答弁を行いますよ。今までにこういうことに対してどういう対処をされたかと、この工事のことに聞いておるんじゃないでしょうか。今までこういう事故が発生したらいけない、そのために町がどういう対策を講じておられたか、それを聞いておるんでしょうが。ちゃんとはっきり答弁に対して答えてください、質問に対して。

それから、3回しかないけん、もう2回目でもうあと1回しかないねけん。この事故が発生してから、町長、いいですか、職員にどういう指導をされたか、今後どういう対策を指導されたか。それをちょっと町長、お願いします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）今までの対処の問題でございます。年に1回、去年は5月でございますが、今年は6月に、海田町16地区に分けまして、一斉点検を毎年やっております。その中で、そういう問題がある箇所を抽出して、すべて施工するようにしております。また建設部、また下水道部の方にもお願いをいたしまして、外出する際には必ず道路点検もあわせて行うようにということで、ずっとやってまいっております。たまたま今回の

ケースについては、そういうふうなところから見落としがあったのではないかということ
とで、今後につきましても、十分にそういう視点から点検を図ってまいる所存でございます
ので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）ただいま課長の方から答弁いただきましたが、本当に申し訳ない話で、日ご
ろから、やはりそういうふうな道路におけるグレーチングであるとかそういう鉄板を張っ
てあると、今鉄板が張ってあるというような状況はできるだけ早く解消するようにとい
う指導をこれまでもしておったわけでございますけども、やはりそういうところがまだ
残っておって、そういう事故が起きたということについては、誠に私としても申し訳な
い話でもありますし、これを、こういう事故がやはりあるということはまだに残ってお
るところがあるのではないかと。再点検をし、また町職員が担当課であれなけれ、町内
を車なり、あるいはいろんな面で点検していく際には、道路の周辺であるとか、そうい
うことが再度起きないように十分注意をしながら、こういう事故が再度起きないよう
に、そういう指導をいたしておるところでございます。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）何回かに分けて調査されましたと言われましたが、調査された結果、海
田町に何カ所ぐらい指摘があった場所があったか、明確にちょっと答弁をお願いします。

それから、今町長が言われましたわね、私は、町長、この事件が起きて、こういう事
故が起こらないように、再発防止のために町長がどういう指示をしたかと聞いていまし
た。だれもこういう、大変ご迷惑をかけて遺憾に思うという、そういうことは、反省の
弁は一つも聞いていません。町長の立場で、こういう事故が二度と起こさないように、
町職員にどういう指導をされたか。部長にこうこう指導せいやったとか、部長に言
われたとか、町長みずからが、町民に迷惑をかけたらいけんから徹底しておまえら、ち
ゃっと監視せいとか、そういうことを教育をされたかされんかを聞いています。

やったならすぐ答弁ができるでしょうが。そうじゃないんですか。自分がこうこうこ
う指示したと、わしは町民の財産、生命を守る権利があるけん、おまえら、きちっとせ
いと、そういう指示をしたならしたとすぐ答弁ができるでしょうが。グレーチングが外
れたや鉄板が外れたやどうのこうの、そんなこと、聞いておるんじゃないですよ。町長、
一々町内、回っておるんじゃないからわからんでしょうが。元の頼沢町長は、朝6
時ごろから町内全域を回って点検された経緯もありますよ。町長はやっておらんからわ

からのじゃから、わからんからどういう指導をされたかというて聞いておるんでしょうが。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）ただいま答弁したつもりでございましたけれども、そういう報告を受けましたときに、起きたことについては早急に対応し、ご本人にもお見舞いなりおわびなりするようにということと同時に、そういうことが再度起きないように、これから担当職員だけでなく全職員が町内を歩くとか、他の業務で点検を、水道なら水道、下水なら下水、こういうようなことで町内を回る者は、必ず自分の役場の町の仕事として十分に点検をし、再度このようなことが起きないようにという指示は、報告を受けた際にやっております。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）昨年度の状況について、大まかに申し上げさせていただきたいと思います。

全部で、改善を要するもの166件でございました。そのうち、主なものを申し上げます。水路の修繕を要するものが11件、また、道路の修繕を要するものが31件、その他、警察に依頼するもの12件、それとかカーブミラー関係、ちょっと風で動いているんじゃないかとかいうようなことで9件、それから止水栓関係もございます。また、草が、ここは絡んじゃいけないんじゃないかというような件数も入っております。一応そういうことで、主に今回の事故については道路関係がメインでございますので、そういう目から、目を本当に凝らして対応してまいる所存でございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。道路管理の瑕疵によるこうした損害賠償、過失相殺割合が100%だと。今の説明を聞くと、自動車で鉄板がずれて、それによってけがをされたという。私はちょっと理解しがたいんです。もっと詳しくその中身を知りたいんです。公道で、自動車が、タイヤによって動力が伝えられるわけですが、そのことによってずれるような、そんな状況であったのかどうか。それをお尋ねするんです。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）この水路にふたがかけてありました鉄板の大きさですが、80センチ掛け42センチでございます。それで、裏側を事故の後、見ますと、一応とめ金またはモルタルで固定してあったというようなものでございました。恐らく、先ほど私が申し上げ

たのが正しいかどうか、ちょっと疑問な点もあるんですが、恐らく通常の衝撃ではそれが外れないであろうというふうなものでありました。恐らく、ある程度の衝撃があったために、そういうとめてあったものが外れて、動いて、足を踏み入れられて転倒されたんじゃないかというふうに考えております。今回、その鉄板につきましては、応急処置が必要でございますので、改めてその水路に合う、動かない金具を溶接して、再度固定をして、応急処置を図っておるものでございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）前回か前々回の議会の中で、三迫1丁目で似たようなケースがあって、提案をされたわけですが、そのとき、私は、町内にこういうことはどこにあるんじゃないかという質問をしようかと思ったんですが、まさか、と思いながらも伏せておったんですが、ずっと続くんですね。東の方でもこういう事件もあったし、三迫1丁目の中にもあります。今回もそうですが、非常に多くの道路の中にこういう施設があるということで、管理がなかなか行き届かないというところもあるかと思うんですが、しかし、損害賠償の問題がたびたび議会の中で上がってくる。やっぱりこれはそういう箇所を点検をしながら、事故のないようにという、こういう努力が私は必要だと思うんです。そういうためには、先ほど崎本さんが言われたように、やっぱりいろんな教育も、あるいは日常の点検も必要だろうと思うんです。まず、それを、今後こういう状況があるんじゃないかと思うんですが、今説明を挙げられました164件、いつごろまでにこういうのを対応されるのか。

もう一つは、損害賠償で1万5,270円上げられておるんですが、これの中身、損害賠償になるということになれば治療費が要ったのか、それとも慰謝料的な、そういう損害賠償なのか、これをお尋ねいたします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）今年度は、まず、6月18日に先ほど崎本議員さんに申し上げましたようにやる予定にしております。その点検のもとに、早速、関係課に流しまして、できれば、小さな修繕につきましては、7月中ごろまでにそういうところがあれば改善をしていきたいというふうに考えております。また、繰り返しになりますが、特に建設部、下水道部関係で、外へ出る折には十分にその点を注意して、また我が課では、私の課におきましては、月に一遍はそういうふうな観点から、できるだけ見回りをしていきたいというふうに考えております。それから、損害賠償額の件でございますが、慰謝料はござ

いません。これは治療費でございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件でございませんので、報告6号についてはこれをもって終結をいたします。

続いて、報告第7号、平成14年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第7号、平成14年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書。平成14年度海田町一般会計補正予算（第3号）及び（第4号）で議決をいただきました海田児童館広場及び駐車場整備事業外5件の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので報告をいたします。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）報告第7号、平成14年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。平成14年度海田町一般会計補正予算（第3号）及び（第4号）で議決をいただきました海田児童館広場及び駐車場整備事業、町道8号線道路改良事業、広島市東部地区連続立体交差事業、海田市駅南口土地区画整理事業、新開蟹原線道路改良事業及び海田小学校給食室建替え事業につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越計算書の内容についてご説明いたします。まず、民生費の児童福祉の海田児童館広場及び駐車場整備事業につきましては、フェンス設置工事費97万7,000円を繰り越したものでございます。財源は一般財源でございます。

次に、土木費の道路橋梁費の町道8号線、道路改良事業につきましては、12月議会でご説明いたしましたように、唐谷川を横断する橋梁の橋台部分の工事で、15年度にまたがるため、工事費4,195万円を繰り越したものでございます。財源につきましては、国庫支出金2,000万円、町債が800万円、一般財源が1,395万円でございます。

次に、都市計画費の広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、広島県において用地交渉が行われておりますが、用地売買契約に伴う履行が15年度にまたがるため、

負担金の一部、1,250万円を繰り越したものでございます。財源は、一般財源でございます。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、用地売買契約に伴う土地の引き渡しは15年度にまたがるため、用地購入費及び移転補償費2,317万4,000円を繰り越したものでございます。財源は、国庫支出金225万円、県支出金7万1,000円、町債60万円、一般財源2,025万3,000円でございます。

次に、新開蟹原線道路改良事業につきましても、用地売買契約に伴う土地の引き渡しは15年度になるため、用地購入費及び移転補償費3,908万5,000円を繰り越したものでございます。財源は、町債が3,510万円、一般財源が398万5,000円でございます。

次に、教育費の小学校費の海田小学校給食室建替え事業につきましては、15年度中に建替え工事を完了させるためには実施設計業務を前倒しで実施する必要性が生じたため、委託料308万円を繰り越したものでございます。財源は一般財源でございます。以上で、報告第7号、一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4番（桑原）3点ばかり質問します。繰越明許費というのは、言うまでもなく財源に拘束されるところに特色があるわけです、財源ということですね。ですから、財源の見通しが確実でなければ、初めから設定すべきではないというのが常識な、予算をやっておられる人は当然のことだと思うんです。例えば、国庫支出金の決定が遅延したとか、国の設計承認が遅延したとか、起債許可が遅延したとか、補償事業が未執行であるというような場合に、繰越明許費が財源理由でなるのが普通なんです。要するに、客観的理由によって、年度内でこういうことの事情のためにできないという場合に繰越明許費というのは立てるんだというように、一般論として考えておられるわけです。

そこで質問いたしますけども、一般財源であるのに繰越明許費を立てなけりゃならない理由をまず第1点、3件ばかりでございます。それから、金額と翌年度繰越額との差額が、上2つがそうですけども、この差は何を意味するのか。それから3つ目には、一般財源は繰り延べにしなくてもいいんじゃないかという感じで一番初めに申し上げたんですけども、併用財源、要するに特定財源と一般財源があわせ、やっておられるわけですけども、一般財源は繰り延べにしなくてもいいんじゃないかというように思うんですけど、その辺は、ここの場合、理由をお聞かせ願いたい。3点です。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）まず、繰越明許費の考え方でございますけど、繰越明許費につきましては、当該年度におきましてその性質、またあるいは予算成立後の何らかの事由によって、当該年度中に事業が完了する見込みがないものについて、翌年度へもって繰り越しをするというものでございます。したがって、財源云々ということではなくて、あくまでその事業がその当該年度中に行うときには、その事業については当然予算が財源についていたわけでございます。その財源をもって翌年度へ繰り越すというものでございます。

それから、2点目の金額と翌年度繰越額の違いでございますが、金額というのはあくまでも上限金額でございます。当該年度において、3月31日までの議会において議決をいただいた予算の上限でもって金額を定めると。それか、実際にその金額のうち、翌年度5月31日までに計算書を調製しまして、その額について報告するというので、若干金額はその議決をいただいた金額よりも下がってまいります。増えることはございません。

それから、3点目の一般財源については繰り越す必要がないんじゃないかということでございますけど、あくまでもその事業費に伴う財源でございますので、それぞれの財源が幾らあるかということで、当然ながらその一般財源を含んだもので繰り越したものでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）おっしゃったようなことはわかるんですけども、なぜ財源を理由にして繰り延べがどうだこうだというのを言うかということ、契約の履行期限のやり方がおかしいんじゃないかということなんです。結局そこへ行くわけです。そうでないものは、契約の仕方が悪いから繰り越さざるを得なくなったんじゃないかということを一一般に言われているんです、今。繰越明許費を立てるときに、国の場合でもどこの場合でもそういうことが問題になっているから、今財政事情が大変なんだからそういうことはなるべくやらないようにということで、その辺はどうですか。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）契約の履行期限がおかしいんでなかろうかということでございますけど、あくまでもその当該年度中にその事業を行う予定でおったものが、何らかの事業、あるいは性質的なものによって、当該年度中に終わる見込みがないということで、その

財源をもって、翌年度1年間に限ってその事業を引っ張っていくとこととでございますので、当然ながら、その場合によっては契約の履行期限も年度をまたいでの契約も当然でございます。そのために財源をある程度つけて、財源を踏まえたもので、翌年度へ財源をもっていった事業を進めていくということとでございますので、契約の履行期限がおかしいのではないかというのはちょっと当たらんような気がいたします。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）水かけ論みたいな話ですけど、財源がやっぱり問題になるから、繰越明許費をやっているんであって、何らかの事情でというのが、そこが問題なんです。何らかの事情で繰り越さざるを得なくなったというのは、今申し上げたように、財源の問題が主であって、そうじゃないものについては、履行期限がちゃんと立てれば完了するわけです。しかも一般財源だから、何も自由になる金があるわけですから、そういうことを言っているわけです。財源ばかりじゃない、何らかの理由で延ばしたんだというその何らかの理由を、じゃ、聞かせてください。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）何らかの理由につきましては、先ほどご説明したとおり、当該年度中に用地の移転等が買収完結しなかったということ等も踏まえてという理由でございます。ですから、当然ながら単年度に事業は進捗する、あるいは完了する見込みであったものが何らかの事情、用地の買収等々に、あるいは移転先の関係とか等ございまして、そういう関係を踏まえて、その当該年度に完了しなかったということで、翌年度に事業を繰り延べたものでございます。

○議長（河野）何らかの理由でなしに、もっと具体的に答えてあげてください。都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）具体的な例を申し上げます。連続立体交差事業であるとか新開蟹原線の関係、これは特に用地の関係でございます。具体的に申し上げますと、契約が交渉の経過、例えば12月、昨年のお話ですけども、連立関係については12月ごろから契約したものがほとんどでございます。その関係で、構外再築、つまり現在住んでおられるところから次の土地に移られ、その間当然建物がありませんので、建替えられた後、移転をかけ、当該買収地について最終的に解体撤去され、更地化された後、引き渡しを受けます。契約上の話が先ほど出ましたけれども、契約上は、例えば12月契約であっても、物件移転完了期限は今年の3月31日までに更地化するという契約を結びます。しかし、時

間的、物理的にこれは無理でございます。したがって、新年度になったときに新たな契約更新をしまして期間を延ばす、予算についてもそれなりの手だてが必要だということで、14年度の予算をもって15年度に繰り越していくというのがほとんどでございます。

○議長（河野）ほかに質問ございませんか。前田君。

○12番（前田）12番、前田ですが、この駅前区画整理事業、町長、行政報告で、7ページだそうですが、7ページに、基準地積が決定したということで、換地位置等の決定をやっておるということです。これ、14年度の話なんです。既に15年度ももう3カ月過ぎようかとしておるわけですが、これ、実際にできるんかどうかというようなことをまず一つ。それから小学校の給食室、これ、まだ講堂があるので、建替えの方が給食室が先になっておるんです。何も14年度でなくてもよかった、15年度でもいいわけです。見通しのないものを設計しておるんじゃないか。今年度、まだ財調が約7億3,000万ほど残っておる。この執行の見通しとあわせて答弁願いたい。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（大久保）区画整理事業の繰り越しにつきましては、やはり用地との関係でございまして、昨年9月に契約をいたしましたけども、移転先の方の事情で移転ができないということで、4カ月程度更地になるのが遅延するということで、やむを得ず繰り越しをしたものでございまして、見通しは立っております。

○議長（河野）ほかにございせんか。教育部長。

○教育部長（山本）繰越明許のうち、海田小学校の給食室建替えについてでございます。

この給食室建替えにつきましては、ご指摘のように、現在の講堂を撤去した後に建設をするという予定にしております、講堂の撤去が夏休み中と、撤去後、すぐに建設にかからないと間に合わないというようなことで、14年度の最後の議会の補正予算で、設計だけを先行して早くやっておく必要があるということで、この設計予算につきまして繰越明許をさせていただいたものでございます。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）財政調整基金の使途の見通しでございますが、現在のところ、特別なものは考えておりません。

○議長（河野）ほかにありませんか。質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件でございせんので、報告7号についてはこれ

をもって終結をいたします。

続いて、報告第 8 号、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第 8 号、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）で議決をいただきました海田町公共下水道整備事業の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので報告をいたします。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）報告第 8 号、平成14年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明いたします。平成14年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）で議決をいただきました海田町公共下水道整備事業につきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定よりまして報告するものでございます。

繰越計算書の内容につきましてご説明いたします。海田町公共下水道整備事業中、J R 山陽本線横断委託工事におきましては、3 月議会でご説明いたしましたように、14年度末までには完了する見込みで工事の委託をいたしましたが、J R の発注がおくれ、工事費の支払いが15年度になるため、3,440万円を繰り越ししました。財源は、町債2,880万円、一般財源560万円でございます。以上で、報告第 8 号につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第 8 号についてはこれをもって終結をいたします。

続いて、報告第 9 号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第 9 号、海田町土地開発公社の経営状況説明書の提出について。地方

自治法第243条の3第2項の規定により、海田町土地開発公社の経営状況について報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）それでは、海田町土地開発公社の経営状況につきましてご説明いたします。お手元の経営状況説明書をお願いいたします。まず、平成15年度の事業計画、予算、資金計画によりご説明をいたします。1ページをお願いいたします。

第2条の事業計画でございますが、平成15年度は、公社での新たな用地取得は予定しておりません。かわって、平成13年度までに取得しました用地及び平成14年度に取得した用地につきましては、一括町に売却することとしております。合計額は、7億9,076万7,000円でございます。2ページをお願いいたします。第3条、予算の収益的収入及び支出でございます。第1款、第1項の公有地取得事業収益でございますが、先ほど1ページで説明しましたとおり、7億9,076万7,000円を予定しております。

次に、営業外収益として、利息、雑収益合わせて1万6,000円を予定しております。次に、支出でございますが、第1款、第1項として、公有地取得事業原価として7億8,297万円を計上いたしております。次に、販売及び一般管理費でございますが、理事報酬や消耗品費など29万4,000円を予定しております。第3款の予備費として100万円を予定をいたしております。

3ページをお願いいたします。第4条、予算の資本的収入及び支出でございます。資本的収入は、新たな用地取得による借入れはございませんので、存目といたしております。次に、支出でございますが、公有地取得事業費でございますが、これは町に一括売却する際の支払利息分として238万6,000円を予定をいたしております。第2項の償還金でございますが、7億8,030万2,000円でございます。これはすべての借入金の未償還元金でございます。なお、資本的支出の不足分は、損益勘定留保資金であります公有地取得原価で補てんすることといたしております。

5ページをお願いいたします。収益的収支の支出でございます。当初9,190万7,000円の予算に対しまして、理事報酬や予備費の減額など、44万9,000円の減額補正を行い、支出の決算額につきましては、9,143万4,046円となっております。

6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、当初総合公園用地を含め9億2,237万3,000円の用地買収を予定しております。

たが、総合公園用地につきましては、国の緊急経済対策から、さきの３月議会の一般会計補正予算においてご説明いたしましたとおり、補助対象事業となったことで一般会計で購入をすることになりまして、公社分を全額減額したことなど、最終的に２億８,７６７万円の減額補正を行い、決算額は５億６,８５４万４,６８７円となっております。なお、右端の△の６,６１５万８,３１３円は繰越相当分でございます。

７ページをお願いいたします。資本的支出の公有地取得事業費分で、償還金合わせて６億５,９７３万１,６７５円の決算額となっております。また、収入が支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金であります公有地取得原価で補てんし、なお不足する額は、翌年度以降措置することといたしております。

８ページをお願いいたします。平成１４年度の損益計算書でございますが、これは年度期間内のすべての収益とこれに対応する費用を記載して、その期の純利益をあらわしたものでございまして、純利益は４３万３,５１５円となっております。なお、純利益につきましては、事務費と利息を加えたものから経費を差し引いた額となっております。

９ページをお願いいたします。貸借対照表でございます。この貸借対照表は、平成１５年３月３１日現在のすべての資産、負債、資本を記載したもので、資産の合計額は、負債の合計額と資本の合計額を加えたものでございます。まず、資産の部でございますが、現金、預金と公有地合わせまして、８億５,９７９万６,８９４円となっております。

次に、第６条の資金計画でございますが、予定額としましては１億５,２１１万２,０００円の資金が残るものとしております。以上、平成１５年度の事業計画についての説明を終わらせていただきます。

続いて、平成１４年度の決算につきましてご説明をいたします。決算書の方をお願いいたします。決算書の１ページをお願いいたします。まず、１の総括でございますが、平成１４年度は、町からの依頼がありました新開蟹原線、中店小学校線の道路用地及び福祉保健事業用地９件の取得を行っております。また、公有地の町への売却は、年賦分、一括分合わせて４件、９,１８３万３,０６２円でございます。次に、２の庶務事項でございますが、表のとおり、３回の理事会を開催し、承認、可決をいたしております。

２ページをお願いいたします。第２の業務でございますが、先ほどご説明いたしました内訳でございます。なお、表の右端の翌年度繰越額が出ておりますのは、借家に妊婦さんがおられましたことから、移転を待つてほしいということなどから繰り越しをいたしております。これらの繰り越しにつきましては、今月末までには整理がつく見込みで

ございます。次に、2の公有地取得事業収益でございますが、これにつきましても、先ほど説明した明細でございます。収入合計9,183万3,062円が町へ売却した収益でございます。

3ページをお願いいたします。借入金でございます。期首残高の2億3,314万4,340円は、平成13年度決算の期末の残高でございます。次に、当期増加額でございますが、これは平成14年度に借り入れた合計額でございます。最終的に、平成14年度末の借入金残高は7億1,414万4,167円でございます。なお、これにつきましては平成15年度に一括返済することとしております。

4ページをお願いいたします。収益的収入及び支出でございますが、収入の決算額は9,186万7,561円となっております。なお、事業外収益で利息の減額補正を行っておりますのは、普通預金の利率を当初0.1%で計算をしておりましたが、結果的に相当低かったことによる減額補正でございます。なお、附属資料の13ページに財産目録等を掲げておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、負債の部でございます。流動負債合計3万6,600円は理事報酬の未払い分でございます。次に、固定負債でございますが、合計額の7億1,414万4,167円は借り入れのすべての未償還高の合計額でございます。負債の合計は7億1,418万767円でございます。なお、未償還高につきましては、15ページから18ページに出ておりますのでご参照いただければと思います。

次に、10ページをお願いいたします。資本の部でございますが、基本金200万円は、町の出資金でございます。次に、準備金でございますが、平成13年度末の準備金が1億4,318万2,612円で、当期純利益43万3,515円を加え、1億4,361万6,127円が準備金合計となります。資本の合計は基本金を加え、1億4,561万6,127円となっております。なお、負債と資本の合計額が資産の合計額となっております。

11ページをお願いいたします。剰余金処分計算書でございますが、1億4,361万6,127円を準備金として処理することといたしております。12ページをお願いいたします。財産目録でございますが、表の一番下の差引きの純財産ですが、先ほど貸借対照表でも説明いたしましたとおり、準備金と基本財産の合計額1億4,561万6,127円が純財産で、資本の合計額となっております。以上、簡単ではございますが、海田町土地開発公社の経営状況につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。桑原君。

○４番（桑原）２点ばかり質問いたします。14年度決算報告について。その１の長期借入金についてお願いしたいと思います。長期借入金というのは、一般学術的には１年以上の借入金のことを言っているんです、普通。ですけど、それは一般論であって、契約上いろいろ決められるということは言われているわけです。それで、決算報告の15ページ以下のところに借入金償還表というのがついています。その一番しょっぱなの方、４番までは、借入年月日が平成５年、６年、12年、12年と償還終期が20年、17年、27年、27年ということで10年以上になっているわけです。この金額が大体１億4,560万ぐらいになるわけですけど、あとは皆１年未満、5億6,850万は皆１年未満に償還するようになっているんです。短期借入金と普通言われているやつですけど、これ、長期しか出ていませんよね、長期借入金、契約上はどのようになっているんでしょうか。契約によっていろいろ言われている、契約上はどうなっているのかというのが第１点。

それから、そのために、これを見ますと１億4,500万ぐらい現金預金が残っているわけです。残っているというのがあるわけです。借入金を減らすためにこれをいかに活用しているか。どのように計上なさっているのか、長期借入金を減らすために、その２点です。それから、大きな２点は、４ページのところに雑収益というのがあります。これは何ですか。その２つ。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）まず、借入金の契約の件でございますが、年賦、長期と言われるものは、確かにこういうふうな最終の年月日を決めて契約はいたしております。それから、昨年度借り入れたものにつきましては、一応短期借入金で、返済につきましては、予定の日付をこの７月31日というふうな形で一応契約をいたしております。それから、準備金の現在公社が持っております１億4,500万円余りの件でございますが、これについてはあくまでも準備金でございまして、新たな土地を買う場合には、そういうものを使うということは、一応定款、また経理上はそれはございませんので、あくまでも借り入れて土地を取得するということになっておりますので、この準備金については、あくまでも準備金として保留をしているということでございます。それから、４ページの雑収益でございますが、これは臨時職員の労働保険料の還付金がありましたことから、雑収益として補正で２万9,000円を計上したものでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）短期借入金として計上されていないのはなぜですかというんです。皆長期借入金になっているでしょう、7億一千何ぼ。長期借入金以外の、1年未満のものはどこへ財務諸表上載っているんですかという質問なんです。それは契約上で皆長期にやっているんですかということなんです、全部言ってしまえば。その方が有利ですから、利率が低いから。その辺。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）確かに、決算書の3ページを見ますと長期借入金という表現にしておりますが、これは一応予算上の表現でございまして、実質的に資料にありますのは、7月にお金を返すというものにつきましては、一応短期借入金というふうに該当するもので、必ずしもこの表現と一致しない点については、予算上の文言の問題だというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）8番、西山です。今、報告を受けたんですけども、平成15年度の事業計画書が、私たちの資料、4ページまでしかないんですが、何か5ページの報告もあったように思いまして、こちら資料を何ページかと思って、ちょっとそこからの理解がはぐれてしまったんですけども、この事業計画は4ページで資料は整っているんでしょうか。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）資料としましては、お手元にお渡ししておる4ページだけでございますが、説明で、私の方がちょっとふぐあいがあったというふうなことで、その点、おわびいたします。

（「どういうふぐあいがあったか、言うてみいや」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）資料に載っとらんもんを説明して、どういうふぐあいがあったか、内容をちょっと説明せな、資料なしで自分が勝手に言うたってわからへんでしょうが。自分だけわかっと思ってわしらわからんのじゃけん、資料がなけなわからんでしょうが。どういうふぐあいか、ちょっとそれ、説明、お願いします。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）大変に申し訳ないことをいたしました。説明の文章をつくっておりますのがちょっとずれておったということでございます。それで、改めて、予算だけににつきまして説明をさせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（河野）どうぞ。

○監理課長（因幡）それでは、予算につきまして、説明をさせていただきます。まず、予算書の1ページでございます。

○10番（崎本）ちょっと済みません。いや、説明はいいんだが、あんたが言う分の資料がここにはないから、説明、あんたにされても同じじゃないかということをお願いするんです。資料もここへ入れて、4ページ以降の何ページがどうですと言うて説明されればわかりますよ。これじゃ、4ページしかないけん、1番からまた4ページまで言われてもわかりませんよ。4ページまでで終わるんじゃないら、予算の概要で終わるんじゃないら、2回も3回もしてもろうても一緒でしょうが。どうです。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）決算の資料と、大変これはもうおわびするしかないんですが、決算の資料を先に一部申し上げて、予算の方へそれを説明した形になっておりました。大変おわび申し上げます。そういうことでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）ほかにございせんか。桑原君。

○4番（桑原）今私が質問した中で、全然見当違いの回答があったんです。準備金のことを言ったんじゃないんです。現金のことを言ったんです。現金・預金のことを言ったのに、準備金で固定しているなんて言われても回答が全然なっていないじゃないですか。準備金は、確かに1億4,561万となっております。現金・預金が1億4,536万9,000円じゃないですか。この現金があるのに何で借入金をやるのかと言っているんですよ。勝手に準備金の方にして、それは固定していますと言われて、金額が同じだったんだから、間違っ、勝手に解釈して、そういう回答をなさっては困るんですが。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）町から用地取得の依頼を受けまして、それぞれ単体として借り入れを行って、支払いを行うというシステムになっているわけです。それで、今の準備金につきましては、公社独自の資金ですから、公社独自がこれを使用するときにはこれを引き当てていきますけれども、公社独自で、例えば土地を買って独自に販売するとか、そういうふうな事業のときには、当然にこれを使用するわけですから、町から依頼を受けたものについてはそうして借り入れして、そこで決算していくというシステムになっています。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）いやいや、だからこそ今言っているんです。長期と短期を、7カ月ぐらいでみんな返すようになっていいるんだから、借りなくても現金が1億4,500万もあるんだから、それを使えばいいじゃないかと言っているんだ。それを何で借りるの。おかしいじゃない。返すために使うんじゃないくて、現金をそのまま使えば借りなくていいじゃないですかと言っているんです。だから、短期と長期がそうになっているのに、何で短期借入金と、財務諸表に書かないのはなぜかという質問なんですよ、要は。みんなつながっているんですよ、皆、質問の中に。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）繰り返しご説明するよりほかはないと思いますけれども、借り入れについては、町から依頼を受けて購入することについては、一つ一つその事業ごとに完結した決算をしていくと。それで、余剰に持っております1億何千万のものにつきましては、これは公社独自の資金として、公社が活動するときに使用する資金として分けをしておる、こういうことでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、地方自治法第243条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第9号についてはこれをもって終結をいたします。これにて諸般の報告のすべてを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、承認第4号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）承認第4号、専決処分をした事件の承認について。平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成15年度海田町介護保険特別会計について、繰上充用に関する費用を緊急に補正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、承認第4号、専決処分をした事件の承認についてのご

説明を申し上げます。承認第４号と補正予算の説明書、資料１をお手元にお出しいただきたいと思います。地方自治法第179条第１項の規定により、平成15年５月12日に専決処分いたしました平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算（第１号）と同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。専決処分いたしました平成15年度海田町介護保険特別会計補正予算は、平成14年度海田町介護保険特別会計において、歳入額が歳出額に対し不足を生じたため、これを補う経費を補正したものでございます。

内容につきましては、平成14年度の介護給付費の法定負担分のうち、支払基金交付金及び国庫負担金交付決定額が配分枠の関係によりましてから、負担金の一部が15年度交付となったため、当初予定しておりました額を下回ったことにより、歳入全体で1,540万9,000円の不足を生じることになりました。本来であれば、補正正予算により対応するところでございますが、15年２月の介護サービス利用分の保険給付費の請求額が４月上旬に決定したことにより、３月定例議会で補正予算対応ができなかったものでございます。

以上の理由によりましてから、既に14年度の会計年度を経過しておりますので、出納閉鎖整理期間中に15年度の歳入を繰り上げて、14年度の歳入に充てる繰上充用を行う必要が生じてまいりました。手続きの都合上、議会を招集して補正予算の議決をいただくとまがございませんでしたので、専決処分させていただいたものでございます。

補正予算の内容につきましては、お手元にお配りしております資料１によりまして、歳出からご説明を申し上げます。２ページをお開きください。７款、繰上充用金、22節、補償補てん及び賠償金でございますが、14年度の歳入不足を補うため、1,540万9,000円を補正するものでございます。

次に、歳入についてでございますが、１ページをお開きください。３款、支払基金交付金の１節、介護給付費交付金でございますが、歳出の繰上充用の財源といたしまして、543万8,000円増額するものでございます。次に４款、国庫支出金の１節、介護給付費負担金でございますが、歳出の繰上充用の財源といたしまして997万1,000円を増額するものでございます。

次に、議案書の７ページをお開きください。以上、ご説明いたしました各項目を、歳入歳出それぞれ1,540万9,000円の追加となりまして、歳入歳出予算の総額は、それぞれ10億6,308万7,000円とさせていただくものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○４番（桑原）繰上充用金というのは、国にしろ地方自治体にしろ、財政の破綻を来しかねないので避けるべきだということになっているわけです。それで、専決処分をしないと当然やり切れないのはわかっているんですけど、地方財政法の19条がそのためにできたわけです。それで、19条では、国の支出金は、その支出金を財源とする経費の支出時期におくれないようにこれを支出しなければならないと書いているわけです。それで、施行令の15条を受けて、毎年度４月、７月、10月、１月の４回に分けて、ちゃんとやるようになっているのに、それを国の方が破ったんかどうかしりませんが、その辺はどのようになっているんですか。この前も１件あったと思うんです。国がそのことをやったんだからしょうがないんじゃないかと言えばそれまでなんだけど、それに対して、町の方としてはどのように考えておられますか。どのように対策を講じられたんですか。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）ご承知のように、保険給付費は支払基金33%、それと国庫20%、それぞれ法定負担割合が決まっております。そして、会計年度が３月から翌年の２月ということになっておりましてから、２月のサービス給付費分の決定が４月上旬に行われます。先ほど申したとおりでございます。そうした中で、国の配分枠の関係で、いわゆる本来負担額をするべき額を下回ったことでございますけれども、国としましても、いわゆるこれは平成14年度の介護給付費国庫負担金の交付に対する財源確保にかかわりましてから、国におかれましては、平成15年度の介護給付費国庫負担金からの繰上充用を行われております。

しかし、実際にその繰上充用をされた額が、私ども地方自治体の方に振り込まれた額、振り込まれる時期が７月の下旬でございました。この処理につきましては、あくまでも私どもは15年度歳入に計上しなさいということが出ておりますので、当然財源不足が14年度起こっておりますので、繰上充用という措置をとらせてもらったものでございます。以上でございます。

○議長（河野）桑原君。

○４番（桑原）要するに、前年度の１月に入らないんですか。それは法律で決まっています。それはどういう理由なのかな。ちょっとよくわからない。

（「給付、間に合わんけん、入らんのじゃけん、しょうがない」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）先ほど申しましたように、国の方も緊急に、自治体、困らないように財源措置しなくてはならないということで、15年度の補正予算で繰上充用を行われましてから、あったわけですが、実際に入ってきたのは本年度の7月下旬ということになったときに、海田町の処理としましては15年度処理にせざるを得ない。したがって、14年度分につきましては繰上充用で対応させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決を行います。お諮りいたします。承認第4号については承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、承認第4号は承認することに決めます。

暫時休憩をいたします。再開は50分。

~~~~~○~~~~~

午前10時30分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第5、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。14番、山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡でございますが、3点ほど質問をさせていただきます。最初に、合併と自治会など、地域社会の存続についてをお尋ねをいたします。合併に向けて、住民説明会を実施をされましたが、実施後、町民からは合併について否定的な疑問が沸いております。合併に対して、町民にいま一つ理解が得られていないように思うが、次の点について町長にお尋ねをいたします。

1、海田町は従来から自治会を一つの単位として、住民生活、地域社会を第一にした住民本意の行政を一つの柱として推進をしてきましたが、合併後の自治会館、用地の取り扱い、自治会への補助金などについては、合併すると今までの自治会は成り立っていないのではないか。ひいては地域が荒廃していくのではないかという意見を聞くが、地域が存続できるだけのものは最低限必要と思うが、町長、どのように考えておるかをお尋ねいたします。

2、各家庭に配布されました合併資料によると、広島市には数多くの制度があり、サービスを受けられる対象とはなるであろうが、地域の大多数の住民が生活をしていく上で、真に必要なものはどれであろうか。町民は自身の立場で考えるとき、現状の合併に疑問を感じていると思うが、町長はどのように感じているかお尋ねいたします。

3、町民は、合併した場合、自身が受けられるサービスより負担すべき義務、公租公課が多くなるのではないかと懐疑的に感じているんであるでしょうか。情報の開示が不足していると思うが、町長はどのように考えるかをお尋ねするものでございます。

4、最近、広島市の担当部局から直接合併に絡む内容の問い合わせがあると聞きます。今から法定協議会が議論される時期に、基本的問題の対応が十分でないのに、合併協議は今の現状で大丈夫か、町長にお尋ねをいたします。

5、合併に対して、さきの議会でも質問しましたが、職員の処遇はどうなるのか。先に合併された町は、早くから相談窓口を設けて対応されたと聞くが、海田町はどうするのかをお尋ねをいたします。

大きな2番目に、教育についてでございますが、あいさつ運動講演会がサンピア・アキにおいて開催された。海田町教育委員会の主催、広島市との合併、県教委の市教委との相違点の協議はできているか。先生が変われば子どもも変わると思う。広島県教育委員会も声かけ運動を推進し、大人が変われば子どもも変わる、だれにでもできる教育参加と呼びかけております。ふるさと教育、まちづくりは人づくりの講演を聞き、まちおこしは海田町での振興計画が必要であり、財政難のときでもためらわず、子どもには未来の投資が不可欠と思うが、教育委員会に次の点についてお尋ねをいたします。

1、あいさつ運動は、家庭、地域、学校、先生に対して、教育委員会はどのような方針で取り組まれているのかをお尋ねをいたします。2、各種講演会等に教育委員会で後援をされているが、参加者が非常に少ない。どのような呼びかけをされているのかについてお尋ねをいたします。3、広島市に合併すると、海田町が現在している子育て相談、

適応指導教室は継続されるのか。現在のスクールカウンセラーについても可能なのかについてお尋ねをいたします。４、海田町の各校には制服を着て通学されているが、しつけ教育、服装の乱れは心の乱れという中で、海田小だけが一部自由服で通学されている。学校の規則なのか、教育委員会の指導なのかをお尋ねをいたします。

大きな３点目でございますが、合併建設計画についてお尋ねをいたします。合併建設計画では、現在平成16年度から平成25年度までの10年間で約800億余りと聞いているが、次の点についてお尋ねをいたします。１、合併建設対象となる事業の内容はどうなっているのか。いつ公表されるのか、お尋ねをいたします。２、向こう10年間、年次計画はどうか。年次ごとにお尋ねをいたします。３、年次計画は、履行の担保性はあるのか。優先順位はどうかをお尋ねいたします。４、役場跡地等の未処理問題を踏まえ、建設計画の対象事業及び事業の見直しはあるのかをお尋ねいたします。５、合併建設計画の中で、平成26年以降にかかる事業はどのくらいあるのか、事業名、事業行数、事業費についてお尋ねをいたします。６、連立事業と区画整理事業が事業費の大きい比重を占めると思うが、聞くところによると、広島市はこれらの事業に消極的だと聞いております。このような状況で、事業期間が延びたり事業が縮小されたりした場合、合併建設計画との整合はどうか、明確な回答を求めるものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）山岡議員ご質問の１点目と３点目につきましては私から、２点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

合併と自治会など地域社会の存続についてのご質問にお答えします。まず、第１点目の地域存続についてでございますが、自治会は、それぞれの地域において様々な活動をし、コミュニティーづくりに重要な役割を果たしておられます。広島市の自治会に対する基本認識としましては、自治会は住民相互の助け合いにより、地域住民の福祉の向上を目的とした自主、自立の団体として重要な役割を果たす組織と位置づけて、自治会の活動が活発に展開されるよう各種の支援策を行っております。合併後の補助金等の制度につきましても、そのすべてが廃止されるものではなく、市はもちろん、地域社会福祉協議会等からも、各自治会のそれぞれの活動に応じた支援策がありますので、これらを有効に活用していただければ、十分活動ができるものと考えております。

次に、２点目の、住民の皆様が受けるサービスを自分に置きかえた場合、合併に疑問

を感じているのではないのかとのご質問でございますが、例えば年金、健康保険や福祉制度などの社会保障制度は、多くの方の負担によって支えられており、成り立っております。このような制度はサービスは、年齢、収入、家族構成により、その対象が異なるものであり、一律に考えることはできません。広島市が実施されている各種福祉・保健事業のメニューは403事業で、現在、海田町が実施している163事業に比べ、格段に事業メニューが多く、幅広い年齢層でそのサービスを受けることができるようになってまいります。

次に、3点目の住民の負担に対する情報が不足しているのご質問でございますが、確かに負担が増えるものもあれば減るものもございます。これらの情報提供につきましては、これまでも事務レベルで検討した結果を、平成9年8月から6回にわたり町広報に掲載し、検討結果を取りまとめた冊子を、平成10年4月に合併問題検討資料として全戸配布いたしました。また、平成12年11月に広島県合併推進要綱が策定され、そこで示された海田町に関する合併パターンを受け、町行政の責任者として合併が必要であるという方針を示した後、平成14年1月から広報シリーズの中で、市町村合併について掲載をしております。5月に合併検討資料の全世帯へ配布や9月から平成15年2月にかけて合併協議会だよりの発行、また、15年1月から住民説明会を開催し、任意協議会で大筋合意を得られました行政サービスの内容や新たな負担、合併後のまちづくりについて説明させていただきました。ここで使用しました資料につきましては、冊子にして全戸配布し、皆様に合併についてご理解をいただくようにしてまいりました。今後も広報やホームページにより情報提供を行い、理解を深めていただけるよう努力してまいります。

4点目の、基本的問題点の対応が十分でないのに、今の状況で合併協議は大丈夫かのご質問でございますが、大筋で合意を得ております事項につきましては、担当部局間で調整を進めておく必要がございますので、現在、その協議をしておるところでございます。また、合意に至らなかった事項については、今後も引続き協議をしてまいります。

5点目の、合併に対する職員の処遇等についてでございますが、3月議会でも申し上げましたが、職員にとりましても重大な関心事でございます。初めに、職員の合併に関する相談窓口の設置についてでございますが、今年の4月末に開設いたしました。現時点で3件の相談があり、内容は合併に関する悩み、不安が主なものでございます。今のところ、市との細部にわたる協議結果が出ておりませんので、職員には詳しい情報提供というところには至っておりませんが、5月28日付で、行政組織図、人事、給与及び共

済制度について、海田町と広島市との比較表で周知をいたしました。職員の処遇についてでございますが、6月2日に行いました広島市との事務協議では、職員の配置については、職員の家庭事情等を考慮することや海田町民の方が区役所や町内施設の各窓口に行かれた場合、本町の職員の顔が見られないような状況を避けて、本町の職員がより多く配置されるよう申し入れました。また、合併後の給与につきましても、市職員との均衡を失することがないように要望したところでございます。今後とも職員の処遇に関する情報があれば、なるべく早い段階で職員に周知し、職員の不安の解消を図ってまいります。

続きまして、合併建設計画についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目の、合併建設計画についていつ公表するのかとのお尋ねでございますが、広島市海田町合併研究協議会で大筋で合意が得られた素案について、本年1月から住民説明会を開催し、説明しておりますし、また、協議結果として冊子にまとめ、平成15年3月に住民の皆さんに配布しているところでございます。また、合併協議会だよりやインターネットでもご覧いただけるなど、既に公表しております。

次に、2点目の向こう10年間の年次計画についてでございますが、現在、広島市の財政計画との整合性を図りながら、各事業の重要性を勘案し、優先順位や年次計画を協議いたしておるところでございます。

次に、3点目の年次計画の担保性についてでございますが、合併建設計画は法定協議会でその原案を作成し、県知事に事前協議を行い、県知事から異議のない旨の回答があれば、法定協議会で合併建設計画を定め、総務大臣及び県知事に送付し、送付を受けた総務大臣は合併建設計画を国の関係行政機関の長に送付することとなっております。したがって、合併建設計画は10年間でこれだけの事業を行うということを国や県、あるいは住民に表明することであり、財源の裏づけもあることから、住民の方々からも事業へのご協力がいただければ実現できるものと考えております。

4点目の合併建設計画素案については、任意協議会で大筋合意されたものであり、その見直しについては、これから設置される法定協議会場で合意が得られれば可能であると考えますが、両市町の住民の理解が得られるだけの理由が必要であると考えております。

5点目の、平成26年度以降にかかる事業についてでございますが、広島市東部地区連続立体交差事業、青崎中店線整備事業、上市石原線整備事業、大正矢野線整備事業、新

開蟹原線整備事業（４工区）の５事業で、約５６億３,３００万円になるものと思われます。

最後に、６点目の連立・区画整理事業との整合性についてでございますが、合併建設計画に計上されている事業でありますので、着実に実行されるもので、住民の方々のご協力が得られれば予定どおり事業が行われるものと考えております。

それでは、２点目につきましては教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育について４点のお尋ねをいただいております。１点目のあいさつ運動の方針についてのご質問でございますが、この運動は、青少年の健全育成とぬくもりのある地域社会づくりを基本的な方針に置き、地域の子どもたちに対してだれもが声かけができる環境づくりを地域、学校、家庭が一体となって進めていこうとするものでございます。

２点目として、教育委員会が後援いたします事業についてのご質問でございますが、教育委員会に対し各団体からの後援依頼が提出されました際に、後援依頼団体に対して、教育委員会に対する具体的な後援内容をお伺いした上で、教育委員会として可能な範囲で事業支援を行っているところでございます。

次に、３点目のお尋ねの件でございますが、合併後の子育て相談、適応指導教室及びスクールカウンセラー事業についてのご質問でございます。いずれの事業につきましても、広島市においては本町が実施しております内容より、より充実した事業が展開されております。合併後は、広島市の制度に統一して事業を実施することになります。広島市が不登校児童、生徒を対象に実施しております事業としまして、広島市児童相談所や児童養育センターと連携をした相談、指導業務のほか、各学校では「ふれあい活動推進事業」として「ふれあいひろば推進員」や「ふれあい訪問員」等による学校支援が行われております。また、適応指導教室は「ふれあい教室」の名称で、市内に４カ所設置されております。今後、計画的に拡充、整備を検討されておまして、合併後においても本町内にふれあい教室を設置していただくよう協議を今行っておるところでございます。

スクールカウンセラーにつきましては、広島市では中学校２７校に配置されておりますほか、広島市青少年総合センターへ精神科医１名、臨床心理士４名を配置し、交代で面接相談を行っております。平成１５年度以降、スクールカウンセラーを増員配置する計画と聞いております。町内の両中学校へ配置されております現在のスクールカウンセラー

は、県教委から派遣されているものでございます。合併後も県の事業を継続するよう調整をしてまいりたいというふうに考えております。

4点目の、学校の制服についてのご質問でございますが、小学校では、制服を基準服という考え方で、各学校のPTAが子どもたちの意見や保護者の希望等を検討して制服の基準が設けられております。ご指摘いただいております海田小学校では、いわば基準服と言いましょうか、制服に当たるものを設けておりません。学校生活にふさわしい清潔で活動的なものということで、帽子は黄色の安全帽、それから上着は黒か紺色の学生服、それから下に着ますトレーナーとかセーターでございますが、これは白とか黒とか紺色、またはグレー、それからシャツは白色のシャツ、女の子でしたらブラウス、またズボンやスカートは黒か紺色の半ズボンか長ズボンか、女の子でしたらスカートか、靴は活動しやすい靴と、こういうふうに基準を定めており、保護者の判断によって着用されておるということでございます。以上でございます。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それでは再質問をさせていただきますが、合併問題は、国や県の指導によって無難なことしかほとんど公表していない。合併特例法は昭和40年ごろからあって、何回も合併の奨励をしながら、時限立法として平成17年をとということで、今回平成の大合併が各地で始まっておるのが現状ではないかと思います。それで、合併は、私は、しても合併しなくても現在の状況では非常に大変な時期だと思いますが、今現在海田町が、先ほど町長がいろいろと市との整合性の問題を話しておられますが、広島市に原則的にはほとんど統一というのが約9割以上じゃないかというように思います。結局、今現在任意協で積み残しになった合併問題の中で、海田町の出張所の設置、そして水道の事業の問題、教育の問題というのが大きく3点はあるんですが、この特例事業が海田町にできるかできないかということが大きな焦点になるんです。

現在でも、自治会の問題を含めて、現在使っておる加藤会館、真田会館、町のいろんな施設の問題がどこまで、現在、自治会なんか町民が使っておるものが市になっても適用できるかできないか、そして利用の問題、時間の問題、料金の問題、そういう明確さが、町長が今話しておられる中では、広報も配ったじゃないか、いろんなものを何回もしたじゃないかということは確かにしてもらったんです。しかしながら、それだけの理解ができていないということは、まだまだ住民に徹底していないというふうに我々町民からいろんなことを聞くわけです。

ですから、前にも述べましたように、広島市の規則、条例の中には1区1館制、例えば区民センター、体育スポーツセンター、そして出張所は5キロ以内にはできない、区民センターでできないというのは、今まで何年間もやられた市との協議の中ではっきりわかっておるんです。わかっておってもまだそれを引こずって、努力、努力ですが、これ、努力の限界は過ぎておるんです、私としては。ですから、私としたら、町長は出張所の問題、水道の問題、何年間は海田町で維持、何ができるという方針をはっきり出していただかんと、法定協を立ち上げようという時期に来て、まだ今から市との整合性とか検討とかいう時期じゃないと思うんです。現在、町長がやっておられる来年3月の合併だったら、全然これ、間に合わんのじゃないかと思うんですが、その点について、町長にはっきりとした、できんものを頑張ってやってもだめですから、できるものを、町民のためになるものを何点か挙げて、それをしっかり町民に理解していただくことをやっていただきたいと思うんです。その点について、町長に再度お尋ねしたいと思います。

そして、いろんな自治会関係の支援策ができるだけしたいということを明確にするためにやるんだということを今言われましたが、そしたら、今さっき申しましたように、自治会の存続のためにも、例えば補助金の問題も、町内のあらゆる、例えば街灯とか町道の問題なんかを含めて、海田町は3年間、合併してもこれだけのものは市の方へ頼んで、海田町のペースでやらせていただくということがあってしかるべきだと思いますが、町長、その点についてお願いをしてみたいと思います。

それから、職員の問題があるんですけど、今の町長の答弁では3件ほどの相談があったと。先日も中国新聞の5月22日の「広島市の採用6割減」、これは海田町を合併としての見込みとしての人員削減が織り込まれて、次の段階に入っているということがはっきり出ておるんです。それで今町長が言われたように、できるだけ海田町の方がわかるところにいて、ある程度対応ができると。確かにそれは大事なことです。政令市の広島市がそんなことができることは、わしは当然考えられないんです。できるだけは言われることに対応しましょうと言うけど、今現在の公務員にしかるべきで、企業でもこんな状態で、それは言うことを聞いて、いいですというふうな、さっきも言いましたように基準はほとんど統一です。

そういうことからしまして、いかに260人からおる職員が、今の開設された相談口をされても、文書で相談とか面接相談というて3件しかないというのは、職員は、私は何を考えとるんと思うんです。そこらの点で、もう少し職員が今後どうなるんか。広島市

も、今の新聞記事によったら、海田町から受け入れる人数というのも全部書いてあるんです。あの方はどうなるんか。もう少し真剣に職員のためにもやっていただきたいと思うんですが、町長、どうですか、今時間がないんです。あとわずか、町長の思う合併でしたら10カ月ですよ。今から整合性、市へ頼んでできるような問題じゃないと思うんですが、職員のためにも海田町のためにも、ぜひ早くある程度の枠を確保したものを皆さんに知らせていただきたいと思うんですが、町長、ひとつお願いしたいと思います。

次に、教育問題でございますが、今現在、教育長がいろいろとる説明をされました。青少年の育成、わしが書いているとおり読まれた。家庭、地域、学校、先生、これはいつも同じことなんです。それをされておるのがどういうふうな指導をしておられるんか、教育委員会として。今回、あいさつ運動、鈴木健二さんと呼んで一生懸命された、たくさん来られた、表彰もされた。しかし、町内に学校をはじめ、地域でどのように浸透しておるかということを調査されたこと、ありますか。例えば学校現場へ、朝は校門でも立って、小学校では本当に子どもがあいさつして学校へ行きよる、先生がそれに答えておるとい調査でもされたですか。私はそれを言いよるんです。幾ら表彰しても、後援をしても、浸透がしていない。これは教育委員会の使命じゃと思うんですが、その点について教育長、ちょっと改めてお願いします。

それから、現在の2点目の質問で、後援の場合、可能な範囲において、これは一番悪い逃げ道です。可能な限りだれでもするんです。どこまでがどのような形でするんかということが、わしは聞いておるんです。可能な限りするというたら逃げ道で、はっきりどのぐらいのことはできますと。と申しますのも、先般の鈴木健二さんの講演にも行きました。そして、また何日かして、萩原先生の講演にも行きました。まちおこし、ほとんど教育委員会も海田町も皆後援をしたりしておられますが、講師の人に失礼なぐらい人が少ない。そうじゃなかったですか、教育長、行っておられたでしょう。町長も行っておられた。そして、私は済んで帰りよったら、どの方かしら、町内の方か町外かしりません、岡山からもそこらも来ておられました。「これじゃ海田町はのう」という声をわしは聞いたんです、聞きに行った人に。

まちおこしとかあいさつ運動とか、町がこぞってせねばいけん仕事なんです。町の役場の企画課の人なんかでも1人も来ておらんかったでしょう。そこらに、せっかくそういうふうな方を来てもらって失礼など。そういう人の講演も、後援する以上はこれだけの人をちょっとしっかり、参加をして、一緒に行政も町民も一緒になってそういうまち

づくりをせねばいけんのだが、商工会とかP T Aとか名前だけたくさん書いてあるんですが、来ておる人というたら本当わずかです。その点について、可能な範囲というんだったら、もう少ししっかり広げてやってください。それ、どうですか、教育長、ちょっとお尋ねします。

それから、児童センターを、ふれあい教室の問題で、広島市はつくるということなんですが、海田町にも各小学校区に児童館があります。非常に活発で、活発と申しますか、利用価値が多い。そこらも、私は縦割り行政で、学校は教育委員会、一歩児童館に入ったらこれは福祉の係だと。恐らく教育長なんか、役場のいろんな教育委員会なんかは、そういう今の福祉センターなんかの、児童館なんかの状況というのはどのように把握されておるか、あわせてちょっとお尋ねしてみたいと思います。

それから、カウンセラーの問題は、これは現在、切実な非行問題の問題でいろいろありますけども、ぜひこれは県の何だ、今度は市の方になりますので、引続きでお願いしたいと。

それから、基準服の問題。これは古い話ですが、私らがP T Aの役をしたときに、海田小学校だけ基準服で、さっき教育長が言われた黄な帽子にランドセルに黄なつけてつくろうというてやった、よその学校になかったことを、海田町の過去になかったことを始めておったんです。現在、よその学校が基準服、制服になって、海田だけ変わっておるんです。それを私は言いよるんです、どういうふうな指導をしておるんかと。強制は難しいかしりませんが、中学校でもかばんから制服から全部、基準服というんか制服になっておるじゃないですか。何で海田小学校だけそういう規則があるかないんか。るる説明されましたが、もう一度ちょっと明確な答えをしていただきたいと思います。

それから、今の合併建設計画でございますが、今町長の答弁の中では、大筋で、任意協で素案で合意をしておるということなんですが、合意をしておっても不安材料がたくさんあると。それをいかに解決するかということは、やはり先の見通し、わしも任意協へ出させてもらって、広島市の方へ行って、とにかく10年では長いから5年で海田町の建設計画をやってくれということで言ったら、答弁で10年じゃないといけんのだと。10年間の間に、9年目にやってもやったことになるんです。予算がもう一応八百何十億というのが出ておるわけですから、予算ができれば計画案を今から相談するとかいうような問題じゃないんです。年次計画でできんと予算は執行できないでしょう。何年目にこういう状態でやりたいといくんだが、そこらがどうもちょっと抜けておるような気がす

るんです。その点について、結局重要なものはある程度法定協までに目鼻をしっかりとつけてもらいたい。時間的に難しいかしりませんけども、海田町の場合、何年もかけて広島市の検討会等いろんな関係を討議をしておるんです。その点についてお願いします。見直しの件もさっき言いましたように、何ぼやっても見直しできんものを頑張ってもいけないから、できるものを、町民の喜ぶものをやっていただきたい。

それから、5点目の合併建設の中で、26年度以降のものです。現在、町長の今の答弁では、56億円ぐらいというふうに聞いておりました。これも先のことからなかなかわかりにくいということは確かなんですが、やはり町民が期待をしてもらうような政策を町長は市との協定をしっかりと合意ができるようにしてもらいたいんですが。合併建設計画で八百何十億、それから後の何か56億というような金額じゃ、あとはできんのじゃないかという不安があると思うんですが、この点についてもう一度お願いしたいと思います。

次に、区画整理事業について答弁がありましたんですが、広島市においても誠実に引き継いでもらっていると、そう考えておりますが、これまで11年かかって一体どのくらい成果を出るのか。どこまで進んでいるのか。できるだけ具体的に駅前区画整理の問題について説明をお願いしたいと思います。次にそれじゃまたしますから。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）初めに、自治会の存続についてのご質問でございますが、再質問でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、なるほど制度としては、現在やっておる海田町の制度と広島市が行っております制度には相違がございます。ただし、広島市も当然に地域住民の福祉の向上を目的とした自主、自立の団体として、市、及び社会福祉協議会等とその活動に対しては支援をいたしておられるわけでございます。したがって、協議会そのものがやられる活動そのものがどうかという判断は、それは必要があるかと思っておりますけれども、市といたしましても市、または福祉協議会で、その活動に対しては支援ができるようになっておりますので、即、合併によって自治会の活動ができにくいんじゃないかというふうには、私、考えておりません。やはりその活動によっては、十分に活動が続けていけると、こういうふうに判断をいたしておるところでございます。

それから、出張所、水道料等、今協議事項として任意協で残っておりますものにつきまして、言われるように、できるものはできる、できんものはできんで、早く結論等は

っきりせいということ、当然であろうかと思いますがけれども、今水道料、あるいは出張所の問題につきましては、現在我々、広島市の市長、あるいは助役、これと何回か、この問題について早く結論を出すため、できれば海田町の意味を尊重してほしいということで交渉いたしておるわけですが、ただ広島市が24日から議会が始まり、来月4日までの期間で市議会が開かれるそうですが、いまだ特別委員会の委員さんが決まっていないということで、やはりそれへのある程度レクチャーも必要なので待つてほしいと、こういうことで、じゃ、イエスかノーを、執行部としての気持ちも聞かせというところまで我々も詰めておるわけですが、どちらも今の段階では申し上げられないということでございますので、これも早急に結論を出していきたいと。できれば我々の希望を、海田町の希望を受けていただきたいと、そういうように思っておりますし、これからも努力してまいります。

それから、職員の処遇の問題でございますけれども、これも市に対しては、やはり先ほど申し上げたような要望、要求も申し上げておりますし、ぜひ実行もしてもらいたいし、ある程度そのことは理解をいただいておりますし、こういうふうに思いますけれども、ご承知のように、全員が我々の希望どおりというのは、これは難しいことであろうかと思っておりますし、現在、海田町の職員の中でも、約半数に近い数、広島市から通勤をしておる職員、この近辺からの職員もでございますけれども、そういう中で、やはり町職員の希望を聞いたりいたしておるところでございますし、今のよう、何か不平不満があればということで、そういう制度も行っておるわけでございますけれども、仰せのとおり、我々とすれば、職員が希望するところへおさまってくれること、これは一番いいことでございますけれども、何せ二百何ぼでございますけれども、できるだけ我々の職員の希望をかなえてもらう努力はなお続けてまいりたいと、こういうふうに考えております。

それから、建設計画についてでございますけれども、やはりこの計画につきましても、仰せのとおり、今羅列をして、これだけのものをやろうということで、約830億の協議が大筋合意されておるわけですが、当然言われるとおりに、この中にも順位がある。やはり何からやっていくか。そのことにつきましては、現在、やはり順位につきましても協議を進めておるところでございます。それでは、区画整理につきましては担当の方から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）山岡議員、さっきご指摘の今の合併建設計画の残事業の話なんですが、

56億円と申しましたのは、今合併建設計画に乗っている事業が、10年を超えて仕事が残りますので、その部分だけを56億円だというふうに言っております。10年過ぎたらどうなるんかという話なんです、当然合併建設計画で継続して行う事業は行われていくでしょうし、広島市も、要は安芸区のまちづくりを3カ年の実施計画のローリングで進めていращやるんで、それ以外に、海田町においても現段階での都市計画道路で、合併建設計画には乗ってなくても都市計画道路等で将来事業を実施せねばいけんものもありますので、そういうことでございますので、決して10年以降の事業が56億円分しかないということではございませんので、そのこのところ、誤解のないように。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）11年もかかって、一体どれほどまで成果を得ているのかというご質問でございますが、平成4年に都市計画決定をいたしまして、以後、戸別訪問やまちづくり説明会、あるいはまちづくり講座、懇談会等を通じまして、厳しいご意見をいただきながら、地元の地権者の方々への理解をいただくような努力を続けてまいりました。

その後、平成13年3月30日に事業計画の決定を行いまして、これに従いまして、一筆地測量を開始させていただきまして、このたび地元の皆様のご協力をいただきまして、全筆の境界の確定をさせていただくことができました。これは、これまでもない大きな成果ではないかというふうに思っております。これに従いまして、先般、基準地積の通知をさせていただいたところでございます。また、平成14年10月には、土地区画整理審議会委員の選挙をさせていただきまして、以後、審議会を2回開催させていただきました。また、土地の評価委員の選任等もさせていただいたところでございます。

さらに、減価補償金対応の用地買収につきましても、これに着手しておりますし、現在におきましては、地権者の方々の今後の土地利用意向調査というのに着手しておるところでございます。こうしてみますと、確かに11年もかかっておりますが、現時点に至りまして、遅々たる動きではございますけれども、一定の成果なり、前進はあったのではないかというふうに考えております。これを広島市の方に引き継いでいくわけでございますが、でき得る限り、広島市においても施行が早期にできますように、私どもも市と協議しながら準備を進めておるところでございます。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）それでは、教育委員会関係、数点、お答えをいたします。まず、第1点のあいさつ運動について、教育長の方から基本的な方針ということでお答えを申し上げ

げたわけなんです、それぞれ家庭、学校、地域の中で具体的な方策についてお答えをいたしたいというふうに思います。

まず、家庭におかれましては、海田町の方から当初シール、これはあいさつ標語、「あいさつはいつも笑顔で私から」という標語、これを各家庭に配らせていただきました。家庭の目につきやすい場所にこれを張っていただいて、あるいは中には玄関に張っていただいておりますという家庭もあるようでございます。そういった中で、まず家庭の中でそういうシール、チラシを見ていただきながら、家庭の中で実践をしていただいておりますというふうに思っております。

それから、地域につきましては、これは自治会連合会とも連携をしたあいさつ運動ということで、一緒に進めておるわけでございますけれども、各自治会でのいろんな事業、これは総会とかあるいはスポーツ大会等されるわけですが、こうした際に、町の方がこのあいさつ運動ののぼりを提供しておりますけれども、のぼりを立てていただきまして、あいさつ運動の趣旨、あるいは海田町での取り組み状況、こういったことを自治会の方で啓発をしていただいております。また、その際には、町の方で用意をいたしました啓発グッズ、具体的には洗剤、あるいはティッシュペーパーなんです、そういった標語の入ったグッズを自治会の方で参加された方に配っていただいております。現在の段階で、21の自治会がこうした事業を実施していただいております、先ほど申しましたようなグッズ等を配っていただいております。それ以外に、自治会によりましては、自治会で独自に発行されております広報、こちらの方に、このあいさつ運動の趣旨等を詳しく載せて、それを配布していただいております自治会もあるようでございます。

また、学校の方では、これも海田町がこうした一体的なあいさつ運動を進めていくということに基づき、校長会の方で具体的な運動についてお願いをしております。学校の方につきましては、以前からこのあいさつ運動については独自に進めておったというようなこともあるわけですが、各小学校、4小学校におきましては、教職員、先生方、あるいはPTAのボランティアの方、校長先生をはじめ、毎朝玄関の校門に立っていただいて、登校してくる子どもたちにあいさつを、声かけをしておると。また、海田中学校、西中、この両校におきましても同じように全教職員、PTAの役員さん、あるいは生徒会の役員等が校門に立って、朝登校してくる生徒たちにあいさつをしていくと。これによって、あいさつを啓発していくという運動を現在行っております。

それから、2点目の教育委員会が後援する事業でございます。可能な範囲でというよ

うな表現をしましたが、先ほど教育長が答弁しましたように、まず後援依頼につきましては、何を海田町教育委員会に後援を依頼されるのかという具体的な内容をお聞きいたします。そのほとんどは、後援をすることによって町の施設を利用する使用料が無料になるということで、そういう、極端に言えば名義貸しのような感じですが、こういったものが多いわけなんです、中には参加について啓発をお願いしたいとか、あるいは財政的な、物的なバックアップをしてほしいとかいうものがそれぞれの後援依頼団体によって違うわけでございます。それについて、それでは教育委員会として要望される後援事業内容、これがあれば、それが町として、教育委員会として可能であれば、可能な範囲の中で後援、バックアップをしていくというものでございます。

具体的に、例を挙げられました第4の教育の後援事業でございますが、これにつきましては、主催者の方と後援内容の事業調整といいますか、ご相談をさせていただきまして、できるだけたくさんの方に来ていただきたいというようなご趣旨の中で、教育委員会としましては、具体的には、まず町職員全員に対しまして、町内のメールでもって、こういう事業がありますよというPRをいたしました。それから、各施設、教育委員会関係、町の施設の方にそういうチラシを張らせていただいております。それと、各学校の方の先生方、あるいはPTAの方にこのチラシの配布をいたしております。それと、鈴木健二さんの講演会の際に、そのときに会場へポスター、この第4の教育の宣伝のポスター、あるいは講演会のチラシの中に、一緒にこの第4の教育の方のチラシも入れさせていただいておるという事業支援をさせていただいたものでございます。

それから、ふれあい教室等について、子どもの育成には児童館等あるがということなんです、我々も十分ここらあたりの縦割り、児童館は福祉課ですよ、ふれあい教室は教育委員会ですよという縦割りだけでおったんじゃないということは十分認識をしております、町全体の子育て支援という考え方の中で、福祉課、あるいは教育委員会がともに連携をして、子どもたちの健全育成を図っておるというものでございます。

それから、スクールカウンセラーの設置につきましては、現在、県の方が海田中学校、海田西中学校、両校に派遣をいただいております。将来、もし広島市と合併することがあれば、既に県の方がこうした配置をしてあるわけですから、市の方も十分にその実績を配慮しながら、配置について考慮していただけるものだというふうに考えております。

それから、各学校の制服の問題ですが、先ほど教育長が申しましたように、この制服

につきましては、あくまでP T A、学校の先生、生徒、それから親御さん、保護者の方が協議をされて決定される事項でございますので、現在のところ、教育委員会が指導を入れていくとかいうようなことは考えておりません。あくまでP T Aの判断にお任せするというつもりであります。以上でございます。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）今、町長からも答弁がありましたんですが、いろいろ言い訳も随分あったように思います。しかしながら、今合併問題も、町長の言われる来年の3月までやったら、非常にもう期間的に短い。短い間に町民にしっかり理解のできるものを何点か出してもらって、それをひとつ約束できるかできんか、町長、それひとつ、もう一遍答弁してください。

それから、学校問題も含めて、今る話があったんですが、平成14年12月20日の条例第48号、「減らそう、犯罪」ということで、県がそういう通達を起こしておるんですが、それら、例えば地域振興課とか教育委員会はどのように受けとめ、この条例の制度、条例に対してどういうふうな対応をしておられるか。自治会なんかの会合に、こういうのを配布してやっておられるかどうか。この中で、第3章には、地域における犯罪防止活動への支援というのがあるんです。そういう支援をしていただくような、地域環境課とか総務部の方で、そういうようなことに対してどのような手を打ったらいいのか。この施行条例を15年1月1日からになっておるんです、施行すると、県が出しておる。その対応されたかされないか。

それから、第4章で、学校等における幼児、児童、生徒等の安全ということがありますが、1週間ぐらい前から池田小学校の問題でテレビをいろいろとしておられますが、この条例の中には、学校の校長とか管理者に必要があるときには警察とのタイアップというようなことが、随分、これ、ボランティアも含めて入っておるんです。こういう県からの通達を、教育委員会は各学校の校長等にオープンにされて教育、指導をしておられるか、そこらの点について、再度お尋ねしたいと思いますし、また教育問題で、さる学校の体罰の問題が、先般も熊野町、どっかであったと、安芸郡の、あって、名前、書いていなかったんですが、熊野町だということをちょっと耳にしたんですが、我々は安芸郡の学校というたら海田じゃないかと先に来るんです。幸いに海田でなかったんでええですが、中学校であったんか、今度廿日市高校でもまたあったというのがあるんですが、そういうふうな指導体制は、教育委員会、どういうふうにしておられるか。

それから、次に、広島市の学校では、2学期から、学校では完全禁煙だということもこの間の新聞に出ておりますが、海田町はどういうふうにされるんか。それから、海田町は、生徒を研修に、いろいろな海田町の企業へ出しておられますが、尾道市は先生を今度は事業所へ研修に行かすという制度を今度やられるんです。海田町、どういうふうにされるんか、ちょっと。それから、夏休みを今度は縮小しようと、週休5日制の問題を含めて、昨日かおとといのテレビに出ておりました。そういうようなことに敏感に対処していただきたいと思うんです。そのことについて、教育委員会の見解を求めます。

それともう1件、町長、社会福祉協議会の関係なんかもといて、さっき答弁があったんですが、市へ合併したら法人格がなくなるんです、海田町は。その継続として引き継ぎの問題がどういうふうに対処されるのか、あわせてお願いしたいと思います。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）1点目の、町民が得られるようにしていただきたいという話でございますけれども、当然、今広島市と調整しております事項で、まだ決定していないものもございます。これらにつきましては、調整次第、広報なりそういうものを通じて、住民の皆様方にわかりやすくいろんな広報をしながら示していきたい。それとあわせて、今後、将来のことでもございますけれども、いろいろと今まで広報等で不十分な冊子等をつくっておりますけれども、これらも一般の方がわかりやすいような、いろんな広報をしながら、今までも広報してきましたけれども、いろんな広報、わかりやすい広報をしながら、住民の皆様提供していきますし、また住民の方から説明会等を開催してくれというような要望があれば、我々、すぐ飛んでいってご説明をしていきたいというように、いろんな手段を通じて、住民の皆様にできるだけ早くわかりやすくご説明をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）県の「減らそう、犯罪条例」に関することですが、海田警察署の生活安全課と連携をとりながら、3月には自治会連合会の連絡会におきまして、海田警察より警部補に来ていただき、条例の趣旨を説明していただいております。また、役場ロビーにおきまして、防犯関係の専用の掲示板を設置して、犯罪情報の提供をしております。また、町内放送や広報車を使いまして、町内へ犯罪情報等、また犯罪に対する防止についての啓発活動も行っております。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）再質問の３点について、私の方から答弁を申し上げます。まず、安全についての通達、あるいはその徹底の件でございますが、これは町長部局の方へ、県の知事部局からまいりますと同時に、知事部局から県教委の方へまいりまして、県教委から私ども、教育委員会の方へ指示が参ってくる、そういうような通知もございます。この安全に関するものにつきましては、当然非常に大事なものでございますので、ダブってでも通知が参るというような状況がございます。それで、当然、それを受けまして、市長さんの方から学校の現場の方へ通知を流す、徹底を図るようにするという事で、これは危機管理マニュアルを各学校で作成するという事で、実際にそういう手順で、各学校がつくっております。それから、このマニュアルの中には当然地元の警察署との連携というものも入っておりますので、そういう面では、今ご心配いただいておりますようなことは盛り込まれておるといふうにとらえております。

それから、２点目でございますが、体罰の問題についてお話が出ました。当然、今回の問題については、この安芸郡で起きました問題については、その状況が、校長の方が十分把握していなかったとか、教育委員会への報告がおくれたとかいうふうなことがかなり大きく根っこにあるようでございますが、本町の場合は、どんなささいなことであっても、とにかく校長へまず報告して、校長から教育委員会の方へ連絡をいただくということでございますので、学校内で起きましたことにつきましては、最低限教育委員会までは届いてまいります。その中で、とりわけ命にかかわるような状況にかかわっての中での体罰という問題については、これはある程度、学校の立場も理解できる分もございますが、一応そういうものにつきましては、私どもの方から県教委の方へも、一応体罰の発生ということでもって報告をさせていただくということになっております。

それから、企業への研修、これは尾道市が全市的に行われましたけれども、実は、海田町におきましては、町としてはそういうものを実施しておりませんが、県の事業が長期の企業内研修、それから短期の企業内研修というのが研修の中にございまして、これについては、かなりたくさんの先生が希望しておりますが、そのうちで、どれだけ認可されるかというのはこれから結論が出てくるわけでございますけれども、応募しております。

海田町内におきます学校の状況を言いますと、随分先生方の研修意欲が高うございまして、私どもの方から見て、これが全部許可されたら、それこそ授業時数確保にもちょっと心配な部分が出てくるわというような希望がたくさん出ております。そこらあたり

も調整をしながらの研修でございますので、企業内研修につきましても、当然この人は行ってもらった方がいいのではなかろうかというような場合があります場合には、私どもの方から校長の方にも連携をとりながら応募していただいたりというようなことも実際に行っておるところでございます、今年も応募が、両方合わせて数名の教員が応募しております。以上でございます。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）社会福祉協議会の性格と存続の問題でございますけども、今、海田町社会福祉協議会も法人格を持っておるわけでございますので、法人格を持った広島市社会福祉協議会、またもう一つは、区社会福祉協議会、法人格を持っておりますけれども、合併になるかならんかは別にしまして、3者で協議を進めておられます。それで、その中で、もし広島市との合併が滞りなくいくなれば、当然海田町社協としての法人格の海田町社協は解散ということになります。地域としては、広島市の法人格の中の傘下に入りますけれども、区社協の中の一部地域ということになります。ただし、別の手法でもって、今海田町社協は、任意の団体としての地区社会福祉協議会を既に設立をされております。ですから、先ほど答弁がございましたような、今の海田町社協の主要な事業が任意の団体としての海田地区社協に引き継がれていくということになりますので、地域での今、社会福祉協議会が実施しているような援助事業であるとか、自治会に対する事業とかいうふうなものは、基本的には任意の団体の海田地区社協が引き継いでいく、また、独自の事業も展開すると、こういうふうな構想になろうかと思えます。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）学校内での完全喫煙、これがちょっと答弁、抜けておりましたので補足させていただきます。以前、議会の方で、学校内すべて先生方含めて禁煙にしたかどうかというご提案をいただいたことがあります。その当時につきましては、まだまだそこまでいくのは時期尚早であろうということで、教育委員会としては考えていないというご答弁を申し上げた記憶があるんですけども、実はその後、非常にこの学校内での全面禁煙ということが各学校の方で急激に進んでまいりました。広島市におきましても、この秋ぐらいから完全禁煙に踏み切る方向で今物事が進んでおります。そういったことをかんがみまして、先般の校長会の方で、広島市に合わすということにはちょっとなりませんので、そういう方向になっていくということで、その心づもりをしてほしいということで、現在各学校の方をお願いをしております。

もう1点、夏休み中の先生方の指導ということがあったわけなんです、昔のように家庭内研修といいますか、普通研修といったものは、これは許可が要るようになっておまして、学校の先生方につきましては、長期休業中といえども学校に出勤をするということに現在なっております、その旨十分指導しておりますし、現在その状況になっております。

○議長（河野）暫時休憩します。

（「議長、ちょっと待って。あのですね、執行部の皆さん、一般質問を出していますから、過去はどうでもいいんですよ、過去を話し出したら。今からどうするかということを書いておるんだから。明瞭簡単にぱしっと言うてくださいよ。休憩時間にちょっと打ち合わせして、過去、どうのこうの、過去の話なんかだれも聞いていませんよ。今からどうするか、聞いていますから、議長、その点、ちょっとよろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）執行部の方、そういうことでございます。暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午後12時00分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。16番、佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中です。合併問題についてお尋ねをいたします。合併特例法の期限まであと2年を切りましたが、全国の自治体でいや応なしに合併論議が活発化をし、広島県の市町村でも、それぞれの地域においても、合併論議やその取り組みがなされておりますが、その地域は過疎であったり孤島であったり、また財源が乏しかったり地方債残高比率が合併先より高かったり危険信号が出たりという市町村が合併を進んでいる実態があります。その市町村合併を通じて、箱物建設事業のオンパレードで、借金は合併前から倍増し、これによる財政悪化でますます負担は増え、サービスは低下につながり、合併するのではなかった、町民から必ず言われる声が聞こえてくるような気がいたします。

そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、質問のまず1つ、それは約30年前合併をした旧安芸郡の町村から、「広島市は町村でいるよりよいから早く合併を」という声は一

言も聞こえませんか、逆に、「やれやれ、合併などするのではない」という声ばかりです。この30年間の合併町村のこれまでの実態から見ても、地方自治体の本旨から見ても、どうしても町長が言う、合併したからといっても有利とは考えられませんが、ご見解をお尋ねをいたします。

質問の2つ目、町は地方分権、時代の流れ、国の財源対策、そして広島市の東部の玄関として、安芸区全体のために合併をする理由を掲げているが、地方自治はそこに住民の幸せや住民の暮らし、福祉、教育、安全のことを第1に考えなければなりません。安芸区全体のための合併は筋違いと考えますが、見解をお尋ねをいたします。

質問の3つ目、自分の町長任期1カ月前の平成16年4月1日を合併することは、自分を中心に合併を進めようとする個人的な都合であると言わざるを得ません。1年延ばすか、平成17年までに合併をする方針であれば、合併特例法が適用されます。その間、町長選挙があり、民意を最大限反映させることができるわけであります。なぜ合併の時期を最低でも平成17年までに延長しないのか、再度、お尋ねをいたします。

質問4、町長は、早く合併することで、海田町単独なら240億円の合併特例債が適用されるので有利だと発言をされておりますが、現在のところ、府中、熊野、坂町は、平成17年度までに合併をする機運はないといっても過言ではありません。広島市との任意協議会で決めている合併建設計画の総額である836億3,500万円が、他町の合併の場合、これが1つ、2つ目には、こうした時期で変更があるのかどうかお尋ねをいたします。

質問の5、平成16年4月1日の合併とその方針を出されているが、もう1年延ばし、平成13年3月としたら、町民にとって何が損なのか、お尋ねをいたします。質問6、もう1年延ばすことによって、海田町の平成16年度の予算が編成をされ、町民の要求がそれだけ実現をできます。その方が有利だが、なぜ延期できないのか、お尋ねをいたします。質問7、合併後における旧海田町議会議員の取り扱いは別途両首長が決めるとあるが、常勤の特別職も含め、合併後は即報酬や給料は廃止すべきであります。その見解をお尋ねをいたします。

質問8、出張所の無設置、水道料金の30%の引き上げはどう見ても納得できない。どのように解決するのか、お尋ねをいたします。質問9、合併建設計画の総額836億3,500万円のうち、地域拠点の整備として、JR高架と区画整理事業で432億2,900万円は、51.7%を示しております。急いで合併をして、JR高架と区画整理事業をしなければならぬ理由は何一つないが、見解をお尋ねをいたします。質問の10、単町でJR高架事

業を行っても、広島県への負担は49億で済みます。その間、役場庁舎も建設をしてくれます。その方が町民の利益につながり利便性も高い。だれが見てもはっきりしている。財源の問題も、やりくりすれば単町で続けられるが、その見解をお尋ねをいたします。

次に、福祉センターについてお尋ねをいたします。4月8日の全員協議会で、福祉センターの建設について、実施設計の比較が出されました。そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、質問1、何の目的で何のために比較を検討したのか、お尋ねをいたします。

質問の2、先ほど行政報告にありましたが、最終的に結論はどのようにになりましたか、お尋ねをいたします。質問の3つ目、約16億円の福祉センターとしているが、今年度約7億円、来年度の残り9億円の財源の裏づけはどうなるのか、お尋ねをいたします。

次に、織田幹雄記念館と温水プールについてお尋ねをいたします。4月8日の全員協議会にて、織田幹雄記念館についても説明がありましたが、その説明の中で、総事業費10億5,000万円とし、合併建設計画の事業の中にあり、健康増進、スポーツ振興など、1階はトレーニング施設と視聴覚ホール、織田幹雄メモリアル、2階は弓道場、研修室、スポーツ図書館等であります。3階は、視聴覚ホールは可動座席付280から304席、それからトレーニングルーム、コンピュータ室などあり、利用検討してAからCを挙げておられます。この場所は、町民プールとして現在あります。

そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、質問の1、海田中学校のプール新築は、東小の屋内運動場と合わせて10億7,300万円の合併の建設計画に予定をされておりますが、町民プールは予定にないが、建設については全く考えていないのか、お尋ねをいたします。質問の2、町民は温水プールの建設を望んでおります。織田幹雄記念館に、弓道場をやめて、温水プールを建設してはどうか、見解を尋ねるものでございます。

次に、区画整理事業についてお尋ねをいたします。海田市駅南口土地区画整理事業は、平成4年10月29日の都市計画決定から約11年たちます。その間、説明会等を除いて、「窪町の幸せを守る会」との懇談会には、平成16年4月16日から平成8年8月24日まで、5回しか足を運んでおりません。その後、町長は何回「窪町の幸せを守る会」との懇談会に出ているのか、答弁を求めます。質問の2、「窪町の幸せを守る会」はもとより、地域住民との合意を求めるための努力が足りないと判断をされますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

質問の3、総事業費106億円から91億円に減額をし、国が15億、県は2,000万円、町は76億円としております。これまで何回も財源は大丈夫なのかと繰り返し、巻き返し質問

をいたしました。いずれも他の行政に多少影響があるが大丈夫と答弁がこれまででありました。ところが、一昨年の12月以降、町長が合併をする方針を打ち出した途端、単独町では今後の財政運営は困難としております。こんな無責任な行政をやり、最終的には合併という逃げ道を掲げて進めようとしております。11年間、区画整理事業は進展をしていない。そのやり方と合併の進め方は全く同じであります。町は海田町のかじ取りを放棄しております。町長は責任をとって辞表を出すべきであります。その点、どうなのか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）佐中議員ご質問の1点目、2点目、4点目につきましては私から、3点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

合併問題についてのご質問にお答えします。まず1点目のご質問につきましては、旧安芸郡の町村の合併と海田町の合併とは、時代やそれぞれの状況が異なっており、その合併について、その良否についてはお答えできませんが、海田町の場合、合併建設計画に計上された事業が着実に履行されていくものと考えております。本町におきましても、地方分権が進む中、高度で専門的なサービスや都市基盤整備など、各種の行政需要に的確に対応していくためには、ますます厳しい財政運営が予想されます。こうした中、長期的、広域的視点から、連続立体交差事業や駅南口土地区画整理事業など、広島都市圏東部地区の中心的役割を担うまちづくりを計画的に進め、快適で利便性に富んだ生活環境を提供し、住民福祉の向上を図るためにも、合併特例法による国、県の財政支援を受けることのできるこの時期に合併を実現することが最良であると考えております。

次に、2点目の、安芸区全体のための合併は筋違いではとのご質問でございますが、以前から申し上げておりますとおり、海田町と広島市、安芸区を含む広島都市圏東部地区は、実質的には1つの都市としての様相を呈しており、広島市と一体的に行政を進める必要があります。こうした中、行政区域が違うことから、福祉や保険などの行政サービスが違ふことや都市基盤整備等を一体的に推進することが難しい等課題があり、これらの事業を一体的に進め、海田町の事業を計画どおり進めていくことが海田町の住民にとって最良であると考えており、このことが広島市安芸区を含む広島都市圏東部地区の住民福祉の向上にもつながるものと考えております。

次に、3点目の、なぜ合併時期を平成17年度までに延長しないのかとのご質問でございますが、以前申し上げましたとおり、自分の任期を超えて目標設定はできないと考え、

私の責任のとれる範囲内で、目標設定をいたしました。合併期日を平成16年4月1日にし、他の町に先駆けて合併することを前提としたことにより、合併特例債を海田地域のまちづくりに全額充てることができたことや、広島市との粘り強い交渉の結果として、当初、広島市が難色を示していた（仮称）織田幹雄記念館や学校施設の改築等の事業を合併建設計画素案の中に入れることができました。その結果、合併建設計画素案の事業費として、海田地域に、公債費を含めると836億円という額が計上されることになりました。この額につきましては、県内の他の市町村の合併建設計画で計上された事業費とは比べものにならない多額の事業費でございます。また、建設計画だけでなく、市の多くの社会保障制度を早く受けられることができるなど、住民への福祉の向上は図られます。

しかしながら、合併期日を1年延長した場合、合併建設計画素案の見直しが行われ、合併建設計画の事業規模が小さくなることから16年4月1日の合併が最良であると判断したものでございます。なお、合併期日につきましては、特別委員会において、皆様にご説明させていただくとともに、合併研究協議会においても大筋で合意を得られたものと認識しております。

4点目の、合併建設計画の総額が他町の合併時期によって変更があるのかとのご質問ですが、3月の定例議会のご質問に対するご答弁や5月の合併問題調査特別委員会でご説明申し上げましたとおり、仮に他町と同じ時期に合併をすることになった場合、合併特例債の全体事業費は少なくなり、建設計画の総額も変わってまいります。この特例債は、16年4月1日に1市1町で合併をすることで広島市もその体制で臨まれ、その結果、特例債枠の全額を海田町の合併建設計画の事業へ適用されることになり、1年でも早くまちづくりが実現できることとなります。また、街づくりだけでなく、各種社会福祉サービスが早く受けることができるものと考えております。

5点目の、合併を17年3月とした場合、町民にとって何が損なのかとのご質問でございますが、4点目でご答弁申し上げましたことから、特例債の額の減少や、各種福祉制度を早く受けることができないなど、影響が出てくるものと考えております。

6点目の、合併を1年延ばすことにより、16年度予算が編成され、住民の要求が実現でき、その方が有利ではとのご質問でございますが、合併を延期し、海田町のままで行うことのできる1年間の建設事業には限界があります。海田町のままで行うことができる1年間の事業費と合併期日の延期による建設計画が変更した場合の事業費の減少額

とを比較すると、海田町のままで行うことができる1年間の事業費よりも合併期日の延期による事業費の減少額の方が多いと考えております。したがって、合併期日の延期は考えておりません。

7点目の、合併後の議会議員や特別職の職員の取り扱いにつきましては、両市町の長が定めることとなっておりますが、仮に合併が16年4月1日とした場合、議員の皆様の任期が1年残っていることでもあり、地区開発審議会委員として就任していただく必要があると、このように考えております。また、私自身及び他の特別職につきましては、合併と同時に身を引きたいと考えております。8点目の出張所、水道料金の問題をどのように解決するのかとのご質問でございますが、これからも引続き協議をまいります。

9点目の、連続立体交差事業及び関連街路事業並びに区画整理事業につきましてでございますが、従前から申し上げておりますように、広島都市圏東部の玄関口にふさわしい地域拠点として再整備を行い、安全で住みよいまちづくりを目指した事業であり、このことは、本町のみならず広島県、広島市、府中町の共通認識でございます。これらの事業は、本町においては、第3次海田町総合基本計画や海田町都市計画マスタープランでも位置づけられた重要な事業であり、合併いかににかかわらず推進すべき事業と考えております。

10点目のご質問でございますが、このまま単町でいきますと、これまでにもお答えしておりますように、都市計画税を課税しなければ10年間で約108億円、1年平均約10億円、平成17年度から都市計画税のご負担をいただければ10年間で約181億円、1年平均18億円となります。合併建設計画素案では、平成16年度からの10年間で836億3,500万円の事業を行うというものであり、単独町で推移するよりも早い時期に今よりも住みよいまちづくりが実現することとなり、住民の皆さんに喜んでいただけるようになると考えております。

続きまして、（仮称）海田町福祉センターについてのご質問にお答えいたします。まず、1点目の実施設計の比較についてでございますが、この3月議会の予算審査特別委員会で、議員の皆さんから「（仮称）海田町福祉センターのプールは、一般住民が利用できる規模にしてもらいたい」とするご要望に対して、現計画を見直し、再度ご提案することとしておりましたので、4月8日に全員協議会を開催し、比較検討案を提示させていただいたものでございます。

次に、２点目の最終的な結論でございますが、この全員協議会では結論が出なかったものの、プールのコース距離25メートル、水深1.2メートルとする案が一般住民に利用しやすい規模であるとのご意向が伺えました。できるだけ多くの住民に利用できるプールを要望される議員の皆さんからのご意見を踏まえ、４月17日に再度の全員協議会を開催いたしまして、プールの規格をコース距離25メートル、水深1.2メートルとすることをご報告させていただきました。この内容につきまして、議員の皆さんからご了承いただいたものと認識しており、行政報告でご報告いたしましたように、現在実施設計の変更を行っているところでございます。

次に、３点目の平成16年度の建設費の財源でございますが、９億3,673万6,000円のうち、地域総合整備事業債 7 億255万2,000円、一般財源として 2 億3,418万4,000円を予定しておりますが、広島市が引き継ぐことになっておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、土地区画整理事業についてのご質問にお答えします。町長は何回「窪町の幸せを守る会」との懇談会に出たのか、また、地域住民との合意を求めるための努力が足りないのではないかとのご質問でございますが、ご指摘の平成８年は駅前整備室事務所を開設した年であり、事務所開設以後、地域に密着した相談やまちづくり説明会、まちづくり講座等を開催し、地元地権者の方々のご理解をいただく努力を続けてまいりました。その後、平成13年３月30日に事業計画決定をさせていただきましたが、これと相前後して一筆地測量を開始し、このたび地元の皆さんのご協力をいただき、全筆の境界が確定しましたので、行政報告でもご案内しましたとおり、先般基準地積の決定通知をさせていただいたところでございます。

また、平成14年10月６日には、土地区画整理審議会委員の選挙を行い、87.95%の投票率を得て、委員８名が選出をされました。その後、審議会を平成14年11月26日と平成15年１月17日の２回開催し、評価委員の選任等をさせていただいたところでございます。さらに、道路等の公共施設用地に充当するための減価補償金対応地買収を行い、現在は将来の土地利用や換地の位置等について、地権者のご意向を把握するため、土地利用意向調査を実施するなどの業務を遂行しているところでございます。

こうして見ますと、遅々たる動きではございますが、少しずつながら前進しているものと思っております。本区画整理事業は、本町の今後の発展を担う最も重要な事業であるということは、本議会においても再三再四ご説明させていただいたとおりであり、ぜ

ひとも地域の力を結集し、本町の発展の礎を築いていきたいと思っておりますので、議員各位をはじめ、関係者の皆様のご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げる次第でございます。

ご質問の「窪町の幸せを守る会」との懇談会でございますが、平成5年12月11日から平成9年5月17日までの間に9回開催し、私は5回目を除き8回出席をしております。

なお、平成8年8月24日以降につきましては、1回出席しております。その後、土地区画整理審議会委員選挙を一定期間延期するなどして、「守る会」の会長さんに対し、話し合いの場についていただくよう再三要請するとともに、今年2月には地区内及び地区周辺の全地権者の方々を戸別訪問し、事業への協力をお願いしたところでございます。

私どもは今後とも協議のテーブルを用意し、どのようなご意見であれ真摯に対応するということを再三申し上げているところであり、受け入れていただければ、毎日でもお伺いしたいと、このように考えておりますし、あらゆる努力を惜しまないつもりでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、3点目の、町長は責任をとって辞表を出すべきではないかとお尋ねでございますが、これまでお答えしておりますように、区画整理事業は21世紀の本町のまちづくりの根幹をなす事業であり、連続立体交差事業と一体となって進めていかなければならない事業であります。また、この事業の必要性については、議会や住民の方々にもご理解をいただいているところでございます。これまでも事業推進に向け、鋭意取り組んできており、かじ取りを放棄したとは考えておりません。それでは、3点目につきましては教育委員会が答弁をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）プールに関してのお尋ねにお答えをいたします。町民プールは、合併建設計画において単独施設としての計画はございませんが、海田中学校に新設が計画されております学校プールを一般開放していくことの可能性について、広島市と協議、検討してまいりたいと、こういうふうに考えております。また、温水プールの建設につきましては、これまでも申し上げてまいりましたとおり、広島市と何度も協議をしてまいりましたが、安芸区スポーツセンターに温水プールがあることから、建設は困難でございます。どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）合併問題で再度お尋ねをいたしますが、質問1で、私は町長にお尋ねを

したんです。けども、町長は時代や時期によって、あるいは地方分権のそういう推進によって30年前の状況と今の安芸区の置かれている状況が違うから、今海田町は合併をした方が有利だと、こういう答弁をいただいたんです。しかし、30年前にもそのことが言われてきたんです。特に、30年前に瀬野川町が合併をする場合に、バスに乗りおくれるなということが盛んに言われて、私もちょうど30年前に議員になって当面でしたから、それはそうかなと思いながらもおりました。

しかし、今30年たってみて、歴史がちゃんと証明しておるんです。広島市の方がはるかにおくれておるんです。町長は盛んに東部の拠点、拠点と言いますが、海田町は東部の拠点で、安芸区の全体より前進をしておるんです。たまたま合併によって、建設計画の中でJ R高架と区画整理がたまたま浮上したから、いかにも開発されるような、そういう今イメージを持つわけですが、しかし、長い将来の歴史から見れば、これは単独町政の方がよっぽど進んでいる。これは、30年前からその歴史が今事実として証明しておるのではないですか。町長が言う東部の拠点というのは、単独町政の方がよっぽど有利です。そのことを、私はもう一遍町長にお尋ねをするんです。

もう一つは、県知事や広島市長が、いろいろ海田町は合併をしないから安芸区はおくれておるといふ、そういうニュアンス、あるいは広島市議員もそういうことを言いますが、それぞれの自治体で努力しておるのに、海田町が合併をしないから安芸区はおくれておる、これは理由にならないです。内政干渉もはなはだしいし、これは海田町がそれだけ努力をしておるんです。だから、私は先ほど言うたような、歴史がちゃんと証明をして、町民は安い負担で、行政としては高い水準を今日まで築き上げてきたんです。これを、町長は、合併することによっていかにもいいレールを進んだような感じを受けるんですが、そうじゃないんです。その証拠には、府中町や熊野町や坂町が合併をしないで単独でしばらく行くと、これはこのことを思うからそうなんです。

町民全体から見ても、合併をして何が得なのかと。町民はだんだん認識が高まってきたんです。私は、県知事や広島市長の言うことを聞くのではなくて、あるいは町長が個人的な都合で合併をするというのではなくて、本当に町民の立場に立てば、あるいは町民の暮らしや行政の本当の求めるところを、そんなことを見れば、海田町単独で、しかも財政力が他の町村よりも有利ですから、ちゃんと自治体として成り立っていくことは歴然としておるんです。

地方交付税が減らされると盛んに口を開けば言うけれども、七、八年前は地方交付税、

全くなかった時期もあるし、今7億から10億ぐらいですが、減らされても5,000万かそこらです。単独町政でやる方がよっぽど町民に負担をかけないで、本当のすばらしい行政ができるんです。なぜ、急いで合併をするのか。地方分権であるとか国の財政が困難であるとか、いろいろ言うけれども、私は何回も言うけど、この合併が全国的に進めば、国の財政、もっともっと赤字になって、消費税は毎年1%上がり、最終的には16%になる、もっとこれが暮らしを直撃するんじゃないですか。

政治家として、本当の町民の幸せを守るためには、あるいは暮らしを応援をする、そういう行政をつくるには、やっぱり単独町政で、しかも町民の身近なそういう問題に手を携える、光を当てる、こういう行政が本当の行政のあり方じゃないんですか。私は、町長の基本的なこの問題が欠けておると思うんです。私は、町長のそういう個人的な都合、自分の任期中であるとか、あるいは町の存在価値が問われているのに、私の任期中と、任期中は、確かに今回は平成16年の5月幾らでしょう。

しかし、町民の相違というか、民意を反映をさせる。もう1回、町長、出て、自信があるならそれをやったらどうですか。私はそのように思うんです。町長がいろいろ自分の任期中に合併をするという発言をずっと重ねてくる。しかし、町民の中は、説明会でいろいろ説明は聞くけど、自分の意思を表明するばかり、全くないんです。アンケートをとってもわずかな人しかとらない。しかもアンケートは参加でなくて、自分の意見を言いながら、町が集約をしてそれなりに設問を設定するわけですから、言えば、自分が都合のいいように変えることもできるわけです。初めの設定がそうですから。だから、本当に町民が民意を反映をさせる、町民の意向に基づいて行政をやっていく、ここの視点が、私は抜けておると思うんです。

先ほど町長は、自分の任期を超えて設定できないと言われましたけれども、もう1期、やったらどうですか。そうしたら、町民が本当に自分たちにとって、合併がいいのかどうか、これだけ資料が不十分であっても、出てきたわけですから、町民は判断ができる、そういう水準に置かれておるというように私は思うんです。それをここで決めつけて、町民に押しつけること自体が、町長の政治姿勢の問題、あるいは議会でそれを監視をしている問題、議会の役割は、それ行けどんどんで合併を進めるような、そういう町長に対して応援をするような議会であっては、私はならないと思うんです。

だから、この際、来年町長選挙をやって民意を反映をさせる。しかも、合併特例法は平成17年3月31日までであるわけですから、そのときに合併の方針が決まれば合併特例債

が適用される、こういう法の建前になっておりますから、私はその方が悔いが残らないし、町民も納得すると思うんです。なぜそれができないのか、再度お尋ねをいたします。

また、もう1年延ばすことによって、町のいろんな遊休地、これも処分をすることができるし、あるいは財政調整基金、それらもありますし、来年度予算を組めば、町単独で町民の要求を実現をさせることができるんです。この方が私ははるかに、今町長が言う特例債の問題であるとか県や国のいろんな補助の関係が削減をされるという答弁をいただいたんですが、そうではなくて、本当に町単独で予算を組んで、町民の皆さん方の要求をちゃんと実現をさせる。そのことによって減らさせるというのであれば、私はそんなに減らされないと思うんです。一般会計だけでも80億、90億の予算は楽に組めると思うんです。自分がもう広島市の合併しか頭にないからそういう答弁しかないんです。

もっともっと細かい問題であるとか、あるいは民意を反映をさせる問題、町民にとってこれほど大事なことはないんです。それを自分の都合で、合併を、方針を決めつけて、押しつける。しかも、今合併のいろんな協議がなされておるが、広島市のお伺いを全部立てて、内政干渉もはなはだしいんです。こんなやり方で町民も納得できないし、議会も納得できんのです。私はもう一遍、もう1期、町長、自信があるなら出ていただきたい。私はこのように思うんです。自信がないから押しつけて、日にちを設定をしておく。私はこう思うんです。

それから合併建設計画の総額の問題、当初は1,070億円ぐらいの合併建設計画の素案を出された。削るに削られて836億なんです。私、前々回からこの総額の中身をいろいろ追及し答弁を求めたんですが、このうち、区画整理事業とJR高架で432億なんです。51.7%もかけて、急いで合併をしてやるような事業じゃないと思うんです。JR高架だけ大事なんなら、単町で49億ほど出したらいんじゃないですか。そうしたら、役場庁舎も広島県が建ててくれる。広島市に合併をすると345億の予算を組む。合わせて836億でしょう。それを引いたら実質540億です。540億で広島市と協定を結ぶという。よく考えてみれば、私、前回も言いましたけれども、10年間で都市計画税やら事業所税やらいろいろやると、投資的経費を含めて約二百五、六十億出るんです。それから今の特例債で240億、こう考えてみたら、10年間で540億ぐらいは単町でもできる計算になるんです。

広島市は、骨も身も削らない。痛みは全然感じんのです、10年間で。むしろ海田町が合併をしたために町民は負担が多くなり、県営住宅も町営住宅も22%から25%も上がって負担がどんどん増える。広島市にプレゼントすることになるじゃないですか。何が有

利ですか。町民は負担をどんどんさせられる。それも10年間じゃないんです。ずっと将来にわたってなる。しかも、広島市は、確かに法定協議会の中で建設計画を組むわけですから、これを無視すれば法定違反なんです。それ以後、10年間以降については、町は安芸区全体のことで、海田町、見てくると、いろいろ盛んに言いますが、先のことはわからんじゃないですか。今までの30年間、この安芸区は放置されてきたのと同じ結果を、また同じ轍を踏むことになるんです。それはもう歴然としておる。ここへ町民を持っていこうとする。加藤町長のそういう政治姿勢が、私は投げやり合併じゃと言っているんです。

区画整理の問題も、自分の任期中に、次は出ないということで、広島市の方に合併を進めようとする。ここに問題があるんです。私は、それを改めて、本当に町民が望んでいる合併であれば、次、町長選挙に出たらいいじゃないですか。なぜそれができないんですか。私はそのことを独裁者じゃと言っているんです。世界的にも独裁者は今孤立をしましておる。これはもう私が言うまでもない、皆さん、よく知っておられるところです。私は、町長は合併ありきで事を進めているところに大きな問題がある、このように思うんです。ぜひそれを改めてもらいたい。もう財源の問題でも、努力すればずっとできるんです。その証拠には、坂でも熊野でも府中町でも合併をしない、当分合併をしないというのがはっきり打ち出されておるんです。本当であれば、海田町に今の財政関係の指数が悪い坂とか熊野とか、あるところはまだ海田町より率先をして合併をする、こういう話が出てもいいんですが、なかなか落ちついておるんです。それは、町長が若いし、また、こういう状況のことをやっぱり把握しているからそうなんです。

私は、急いで合併すること自体、町民に不幸を招く。もう一遍、町長、選挙をやってほしい。そのことが町民が納得できます。住民投票せいと言うても、あるいは町長に提案せいと言うても出してこん。全町民に対してアンケートをやれと言ってもなかなかしない。今年1月からずっと説明会やったのも、議会でやいやい言われてから、ようやく仕方がなしに二十五、六回のそういう自治会単位の説明会をやって、意見を聞いて決めるんじゃないんです。合併をしますと言うて説明会をずっとやっておるんです。これはもう民意の反映じゃないんです。押しつけなんです。ここが問題なんです。合併問題について、以上お尋ねをいたします。

それから、福祉センターについてお尋ねをいたします。変更したことによって、町の試算であれば16億1,800万円から17億1,800万円に膨れ上がるんです。1億円増えるんで

す。これの財源の裏づけ、先ほど広島市が引き継ぐことになっておりますという答弁がありました。たとえ引き継がれたとしても、温水プールの問題で、今の20メートルから25メートル、水の深さが20センチ深くなる、これで果たして温水プールの役割が果たせるのかどうか。福祉センターに、本当にプールを楽しむ、そういう若人やそういう方々が行くのかどうか。私は中途半端で仕方がないというように思うんです。いわゆる町から言わせてみれば、議会がやいやい言うからちょっと小手先だけ出して、口封じのためにこれをしたと。口では言いませんけれども、多分そう思っておるでしょう。

私は、広島市との合併を前提にして、こういう問題をやるのであれば、今の温水プール、1区に1館じゃないんです、2館あってもいいじゃないですか。そういう条件を出して、広島市がのまないと言えれば合併せねばいいんです。海田町単独で何ぼでもできる。広島市になって、火の海のところへ飛び込んでも、沈むような船に乗り込んでも、海田町単独で、健全な財産で、町民の要望に応える行政がずっとできると思うんです。今の温水プールの代わりに福祉センターで5メートルを延ばし、20センチの深さをするという。これは、私は温水プールの役割で果たせないと思うんですが、これはどうなんですか、お尋ねをいたします。

今の教育委員会が、今説明があった中学校のプール新設の問題で、町民プールと、開放するように交渉を重ねておるといふ、今答弁をいただきましたが、合併をすることによって町民プールは廃止なのかどうか。現状のままでは廃止なんです。合併をすることによって、温水プールはもちろんのこと、町民プールが廃止になる、条件が悪くなっていく、こういうことにつながるんですが、これを解消するためのそうした確約、これの見通しはどうか、お尋ねをするんです。あわせて、織田幹雄の弓道場、私はこれをやめて温水プールをつくってほしいと思うんです。今の弓道場やあるいは柔道をする場です、あれはどう言うんですか、わかりませんが、これは町内には、海田中学校でも西中学校でも警察の講堂でもいろいろ施設はあるんです。けれども、温水プールは全くない。なぜ町民の要望に応じてこれを建設しようとししないのか。しかも将来海田町がなくなるというのに、海田町はこれを強力的に進める必要があるんです。なぜそれができないのか、これをお尋ねするんです。

それから、区画整理事業。いろいろ町長は努力をし、今からもすると言われましたけれども、一番の基本はまちづくりなんです。まちづくりを町が主導権を持って今やっておるんですが、この区画整理事業、公的な機関がやる場合には、町民に説明だけしてお

けばいいような法律が今あるわけです。そのもとでやっておられる。ここに大きな問題があって、町長はそれに基づいて説明だけして、町民に打診をして進めておる。本当のまちづくりは、町民と一緒にあって、町民の要望を聞きながらやるというのが、この姿勢が抜けておる。だから11年間も進まんのです。私は、今説明を聞いて、町長は毎日でも行くという。それは何回もこの11年間聞いてきました。けれども、結果は行っていない。本当によその自治体と比べてみれば、町長の姿勢というのは、まちづくりを町民と一緒にやろうというその心構え、姿勢は全く見られません。合併問題も同じなんです。だから、私は責任をとりなさいと。とらんというんですから、それはやむを得んと思うんです。それは町長のやり方ですが、しかし町民にそれを問うことができるんです。それは次の選挙なんです。ぜひ次の選挙、区画整理の事業の問題も含めて、加藤町長の総決算、ぜひその腹づもりを再度お尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）まず、これまでやはり、これは昭和の大合併のことであろうかと思いますが、けれども、その時代に合併をしたところが現在の状況のようによくないではないかと、まずこのことを考えてみても現在の合併は進めるべきではないんだと、こういう基本的なお考えをお持ちのようでございますけれども、私は、やはりその時代と現在の平成のこの合併につきましては、やはり大きな差異があると、こういうふうに判断をいたしております。と申しますのは、ご承知のように、やはり現在、財政状況にしても、先ほど言われたように、不交付の団体があるように、右肩上がりの時代はとうに通り越して、今ではそういう財源もだんだんと減ってくる状況が現況でございます。そのこともですが、ご承知のように、国自体、やはりこの平成の大合併ということで、やはり権限の移譲、あるいは財源の削減、補助金の削減と、これ自体やはり財源的にも大変苦しい中で、やはりそういう合併の特例法の延長ということが今日起きてきておるわけでございますが、私は、こういう事態に、やはり海田町としても権限の移譲を受ければそれだけの財政的な問題も起きてまいりましょうし、また補助、起債等難しく、厳しくなればなるほど、海田町の現在の財政状況ではいろんな事業が進みにくくなってくると、こういう状況の中で、やはり国、あるいは県が財政支援をしよう、いろんな面での支援策を考えながら、これは海田町だけの問題でなく、全国的にこういう今合併論議がされ、動きが出ておるわけでございますが、海田町もこの時期に合併を進めるべきであると、私はそういうふうに判断をいたしております。

それと、16年4月1日は町長の個人的な独善的な考えではないかとか、こういうようなことのご発言でございますが、私は自分自身のことを考えて16年4月というより、現在の町長として、町の将来を考え、政令市の一角に合併をして入ることの方が、これからの海田町にとって、よりよい福祉にしる事業の推進にしる、これまでもご説明申し上げたとおり、大きな事業が海田町にも当然必要な事業でございますし、それを推進するには海田町の財政ではなかなか、できんとは申し上げませんが、長期にかかることは間違いはありません。それが合併することにおいて、10年間でかなりな速度でこれが実現をでき、その恩恵は町民が受けることができるし、利用できることができると、こういうふうな私は判断でございます。

したがって、17年に延長しろと、こういうことについては全く考えておりませんし、あくまでも16年4月1日を目標に、こうして皆さん方にご説明し、お願いをし、これからまた法定協議会というような問題もございますので、そういうところでまたご議論いただければと、こういうふうに考えております。やはり海田町の将来を考えたときに、そういうふうないろんな支援策、あるいは市に行くことにおいて、マイナスも幾らかありましようけれども、やはり総じてメリットの方が多いと、こういう判断でございます。そのようにご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）それでは、プールの件でございますけれども、まず1点目の設計変更に伴いまして1億増加するじゃないかと、そうしたときに予算、財源についてどうするのかというお尋ねでございますが、現在行政報告で町長の方からご報告申し上げましたように、現在変更すべく実施設計の見直しを行っております。そうした中で、今設計変更に伴う内容の精査も行っておりまして、まだ確定はしておりませんが、現在の予算の範囲内でいけるのではないかなというところへ今来ておるところでございます。いずれにせよ、この財源につきましては、75%につきましては起債、25%が単町分ということになります。これにつきましては、16年度分につきましては、先ほど町長の方からご答弁申し上げましたように、広島市に引き継ぐということで整理をさせていただいております。

2点目の、プール距離など規模を大きくしても温水プールとしての役割を果たせないではないかというようなご質問であったかというふうに考えておりますが、これにつきましては、確かにコースについては3コースしかございませんけれども、一般の方々にも

配慮し、運用面で十分その機能を果たせていけるよう、今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）まず、町営プールの件につきまして、合併することによって廃止になってしまうという、結果としてはそうなるんですけども、実は現在の町営プールにつきましてももう既に老朽化が激しいわけでございまして、このままで存続するにいたしましても大規模な修繕をしていくようになってまいります。また、建設当時よりその利用者が年々減少しておりまして、ここ二、三年は1日に50人前後と、その50人前後の利用者というぐらいに減っております。開設日も30日前後、約1カ月ぐらいというような中で、それにかかわる経費が約400万かけておるという中で、毎年この点については、教育委員会としましてもこのまま町営プールを開いていくかどうか、そろそろ考えていく時期ではないかという時期におったわけでございます。我々としましても、やはり時代に応じた、そういった施設の柔軟性、これを考えていく必要があるのではないかというような中で、今回広島市との交渉の中で、あの位置に織田幹雄記念館を建設していくということを合併建設計画の中で盛り込んでもらったというものでございます。

それと、住民の皆様が望んでおられるんだから、温水プールをなぜつくらないかということでございますが、先ほどからご答弁、以前からもご答弁申し上げておりますように、当初室内プールを含んだスポーツセンターの建設ということで、広島市との交渉をしまいったわけですが、当然広島市あたりにつきましては、1区1館というもののの中で、スポーツセンター、あるいは織田幹雄記念館等にも非常に難色を示しておられた中を、粘り強い交渉の中で織田幹雄記念館という形で、室内プールは無理でしたが、そういう形で残していくという合併建設計画の結果になったものでございますので、どうぞその点をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）ちょっと絞って、町長にお尋ねするんです。今町長は、合併の時期によって、30年前と今は大きな差異がある、全くそのとおりだと思うんです。しかし、政令市に入ることによって大きな事業ができる、こういう答弁です。大きな事業というのは、さっきから言いますように、J R高架と区画整理です、52%を占めるわけですから。合併をしない方が、J R高架は49億で済むわけです。広島県が主体事業主ですから、海田町が負担をすればいい。ただし、区画整理事業については町が主体事業主ですから、町

が責任を持って76億、町の単独費用が必要とされている。ところが、住民と一緒にまちづくりをするという姿勢が見えないから、今日まで11年間、延びに延びて延びてきているんです。

しかし、東部の拠点地区として、一番先に挙げられた大型事業、ＪＲ高架なんですよ。49億で済むのに、なぜ広島市にそのことで、海田町民を苦しめなければならないのか。県にやらせたら、この役場だって新しくいいのを建ててくれるじゃないですか。県が保証してくれるんですから。海田町民にとっては大損です。それをあなたが先頭に立って、広島市の方がいいということ自体が間違いです。なぜ広島県にＪＲ高架事業をやるような方向でできないのか。再度、お尋ねします。

それから、今、プールの問題。もう、広島市は１区１館だと、広島市にお願いをしたと。海田町は海田町の単独の法人じゃないんですか。まだ合併もしていないのに、広島市にお願いをするようなこと事態が間違いです。海田町単独で、半年でも１年でも任期があるというのなら、海田町単独で思い切ってやればいいじゃないですか。これだけ町民が要望しておるんですから。それを、将来合併をするであろうということを見込んで、広島市に逐一お伺いを立てて、いろいろできんところを許可してやるようにしたと、いかにも恩着せがましく議会で答弁すること事態が、その姿勢がなっておらん。私はそのように思うんです。海田町は広島市からお金をもらってやっておるんじゃないんです。なぜこんな発想になるのか、まず町長、助役からそれを聞く。なぜ職員がそんな発想になるのか。町長、助役、２人とも答弁してください。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）やはりこの合併問題につきましては、私自身、現在のような国、県あるいは町の財政状況、あるいは町が進める事業の推進等を勘案したときに、やはり合併を進めるべきであるという判断を自身がいたしたわけでございますし、そのことについては、やはり皆さん方にもご協議をしながら、進めてきておるわけでございます。やはり私のそういう方向をもとに、職員はそういう市との折衝、協議をしてきておるわけでございまして、あくまでもこれは町長の方針を、職員としてその責務を果たすべく努力をしてくれておるとというのが現状でございます。私が反対というのに前に進んでおるとのことじゃございません。あくまでも町長の姿勢に対し責任を果たしてくれておる、努めてくれておると、こういうふうに判断をいたしております。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）町長の答弁と同じでございますけれども、やはりどうしても合併という目標を決めて話し合うという中で、言葉の使い方です誤った使い方をする場合がございます。その辺を今後も職員に対して注意してまいりたいと思います。それから、温水プールの関係でございますが、私はやっぱり温水プールにつきましては、福祉センターをこのたび一般の町民にも利用していただけるように、深さ、長さというのも変更して、町民の方々に、一般の方々にも使っていただくような形にしたわけです。

したがって、将来の維持負担、そういうものを考えてまいりますと、当然その維持負担は住民の皆さんに帰ってくるわけでございます。佐中議員が最初におっしゃられた箱物行政というのがございましたが、ご指摘のとおりだろうと思います。そういう形になって、住民に負担が帰ってくる、これはやはり効率的ではない。やはり効率的にやるためには、1個のもので2つの効用のあるような形で使っていくのが便利だろうというように思っております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）わしはさっきJR高架の問題で、49億で済むではないかという質問をしたんですが、答弁がないのでお尋ねしますが、合わせて、もし合併問題で議会が認めなかったら、じゃどうするのかという問題が出てくるんです。町長は合併を前提として温水プールをつくらない、いろんな今までの行政の中で、広島市にお伺いを立てて行政を進めているが、もし合併が認められなかったら、それじゃ次はどうするんかという。それを、合併を前提だけで予算を組んで、いろいろな職員にそういう指令を出して事務を執行させる。

しかし、しなかった場合に、じゃ、あなたはどうするんですか。全く無責任なやり方をしていると、こう言わざるを得んのです。するかしないかわからないけども、町単独でこのことを進めていく、しかし町民の要望があり、議会が認めたら初めて広島市を前提としてそういう問題ができるんですが、それを全くあなたはもう合併ありきで全部進めて、しかも自分の任期中じゃということを押し通すから、もししなかった場合は、それじゃ無責任じゃないですか。合併をしなかったことをなぜ考えないんですか。

合併をしなかったら、町民の要望に応じて、あるいは議会の要望に応じて、温水プールもつくっていかないかんし、合併をしないで、単独でJR高架もやっていく、役場も建設をする、このことをやっぱり考えないかんでしょう。それを全く考えていないこと自体が問題であるということを私は指摘するんですが、どうなんですか、その点は、お

尋ねします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）ご質問の、町長が合併ありきで、万一というときのことも考えておらないということで、そういう予算を、万一合併が整わんときにはどうするんかと、こういうご質問であろうかと思えますし、その責任はどうするのかと、こういうことだろうと思えますけれど、ご承知のように、町長がということでございますけれども、当然町長の責任は重大でございます。けれども、やはりいきなり町長が1人で今、1人が回っておるわけではございます。これまでも、皆さん方にもご報告を申し上げたり、町民へもご報告申し上げたり、あるいは任意協議会へも執行部ともども議会からもご出席を、委員として就任いただいておりますので、ともにやはりご苦勞をおかけしておるわけでございますから、町長、どうするのかということ、全責任は町長が最後にあることは百も承知いたしておりますので、それは、もしということと言われるならば、もしのときはものように、私が責任を明確にするということであろうかと思えます。

そういうふうなことで、それはそれで、じゃ、予算も万一のときを考えておらんということなら、確かに今合併を目途に予算の編成をいたしております。言われるようなものも単独町であるなら考えるべきじゃなかったかと、そのことは今のところ、予算には反映を当然いたしておりません。おりませんけれども、そういう時期が来たらそのような対応を当然せざるを得んと思えます。私なりに責任を、自覚をいたしております。以上のように申し上げておきます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）もしということがあると言われる。政治は生き物なんです。だれがどのように、夕方、わしがぽっくりいくかもわかんですよ。政治は生き物ですから万全を期してやらないかんですよ。もしということがあると、こういうことではなくて、そういう、もしということがあったら一番困るのは町民なんです。一番犠牲を被るんです。どちらに傾いても万全な方向でやっていく、これを議会が監視をして進めていく責任があるわけですが、しかし、全体の流れから見て、どっちに転んでも町民が不幸にならないように、やっぱり行政としてすべきなんです。今まで何回も指摘を受けたように、広島市にいろいろお伺いを立てて、あそこの許可でこうじゃったとか、いろいろ交渉してこうじゃったと、だから今年度の予算はこうするんだというようなやりかたをずっとやってきておるんです。

私は物すごく不満があるんです。何でか言いますと、我々は広島市議会じゃないんです。海田町の町議会ですから、単独の法人格を持った海田町は、海田町民のことを前提に置きながら予算を組んでいくのは当たり前のことなんです。よそから介入したのを、いずれ合併をするであろうということを条件に予算を組む、あるいは今執行していることをいろいろクレームがついて、それを延期するじゃと、もってのほかじゃと思うんです。そういうことをうわさを聞きましたけれども、どっちに転んでも、合併をしようとしまいと、今海田町があるんですから、海田町の町民のそういう立場で行政をやっているかないかと思うんです。

一番大きな要望は、やっぱり我々がアンケートをとっても今の町がとっても、やっぱり福祉に関する問題が一番大きいんです。合併の建設計画なんか2点しかないじゃないですか、福祉は。「児童館を建設する」と「保育所に便所を建てる」。これで、町民の要望に応えとるとは言えないんです。全部広島市がそういう、合併建設計画ですが、それはもちろん広島市の要望もあるんですが、しかし海田町で、単独でやる、その方向づけをやっぱり示して、町長がそのリーダーシップをとらないかと思うんです。全く考えてなくて、なったらなった、そのときよというような答弁を、私は無責任だと思うんです。単独で、町政でいく、こういうことも全く考えていないのかどうか、再度それを尋ねます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）単町でいく、あるいは合併が不成立の場合にはそういう対応もしておくべきではないかと、こういうことでございますけれども、仰せは仰せのように一理も二理もあると思いますけれども、私といたしましては、やはり先ほどから申し上げますように、この時期に合併を進めるべきであるということから、住民説明会、また皆さんへのお知らせ、また任意協議会での協議等々進めながら、合併へ向けていろんな準備をしてきたところでございます。これもまた法定協という問題、これは当然議会のご了承をいただかならんわけでございますので、その方向づけもあろうかと思っておりますけれども、今は、何はともあれ、私自身こういう現状の中で、やはり合併を進めることが住民の幸せにつながると、こういう判断をいたし、その方向で努力をいたしておるところでございます。

万一のことということを言われる佐中さんのご意見もそうであろうかと思っておりますけれども、私は今のところ、合併に向けていろいろとこうして市との協議も進め、ここまで

参っておるわけでございます。そのことについては、今延期をするとか中止とかいうことは考えずに、一生懸命これに取り組んでおり、ぜひそういう方向で結果が出るように努力をいたします。以上でございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）合併をありきで進めると間違いが起きますよ、それは。単独町政のことも考えて行政を進めんかったら、議会というよりも政治は生き物ですから、いろんなことが起きるわけです。だから、平成16年4月1日で合併をするんだという確約、これはないわけですから、それ以降のことも、予算も考えながら、あるいは町民がいろんな要望をする、それにも応えない。職員も合併を前提としてやること自体が間違いですから、答弁の中でずっと出てくるんです。何だ、我々は広島市議会議員じゃないぞ、海田の町民から選ばれた町議会議員、町長もそうですよ。だから、もう先を見通してやること自体が間違いである。海田町の任期がある間は、海田町の町民の全体の執行機関であり、我々は決議機関なんです。それをよそから介入があったのを含めて我々が判断すること自体が大きな間違いなんです。そのことをあなた方がしかけてきておるから、私は文句を言っておるんです。私は再度言いますけど、町長が広島市と合併を、平成16年4月1日、それ以後は海田町がないんだという考え方は改めてもらいたいと思うんですがどうですか、お尋ねします、再度。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）町長としては、これまでいろいろと皆さん、あるいは町民の皆さんにも16年4月1日の合併ということで、説明会をやり、ご理解を得るための方法、あるいはシリーズ物にして広報へ掲載したり、これまで決まった大筋合意したものについてもお知らせし、ご説明をしてきておるわけでございますので、今これを町長が、じゃ17年の3月という合併に延ばすというような考え方は持っておりません。したがって、この合併問題につきましては、ご承知のように、また任意の協議会は一応大筋合意したわけでございますけれども、残った協議事項を最大努力をしながら、また法定協議会という皆さんにまたお諮りをいただく時期が来るわけでございます。

それによりまして、それはどういう方向になるか、私はぜひ16年4月1日の合併にご理解をいただき、そのようになることが海田町の将来のために最良であると、このように判断をいたしておりますので、今の現在、17年3月に延長するということに対しては考えてもおりませんし、ただ先ほど申し上げたように、それはまた町長だけで合併が成

立するものでもございませんので、皆様方のご意見を当然伺わなならんことでございますので、それによって考えることはあるかわかりませんが、今のところ、私はそれを17年3月に延ばしてと、こういうふうな考えはいたしておりませんので、そのようにご理解いただきたい、ご協力をいただきたいと、こういうように思います。

○議長（河野）17番、中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。まず、1点目は、エバーグリーンホームへの道路についてであります。エバーグリーンホーム建設に伴い、道路整備を計画をしておりましたが、地元住民の協力を得ることができず、白紙の状況になっております。3月議会での答弁で、別ルートで計画を進めるということになっておりますけれども、その別ルートというのは具体的に言うと、どこを考えているのか、まだ明らかにされておられませんので、ぜひ明らかにしてもらいたい。と申しますのは、5月15日ごろの情報でありますけれども、東2丁目地域に、地元説明も何もない中で測量が行われているという情報が入りました。これは何のための測量を行ったのか。

まず、地元は何の説明もなしに測量を実施するということは、地元住民は大変不安になり、苦情が起こるのは当たり前だと思いますけれども、エバーグリーンホームへのアクセス道路との関係があるのかどうか、何のための測量だったのか、具体的に説明をしていただきたいと思います。したがって、エバーグリーンホームの別ルートは具体的にどこを指しているのかという問題と、この測量、何のための測量をしたのかということを具体的にお答えをいただきたい。

2点目は、総合公園の活用を多くするためにということであります。総合公園が完成をして、土、日、祝日ともなりますと、子ども連れのお母さんや若いお父さん、子どもを連れて遊具を利用して、大変にぎやかに遊んでおられます。多くの皆さんに利用されて大変よいことでもありますけれども、そのために当面駐車場を新しくつくるという計画は立てられております。一方で、公園の管理はシルバー人材センターの皆さんが実施をしておられますけれども、ボランティアによる雑草とりも自治会や老人クラブなどが実施をしているようで、雑草とりの後は多目的広場を利用してグラウンドゴルフなどを楽しみ、一日を有意義に過ごしておられるようで結構なことだと思いますが、グラウンドゴルフの用具を持っている団体はまだ数少ないと思います。公園を管理する上で、雑草とりを呼びかけ、ボランティアで参加する皆さんがグラウンドゴルフやゲートボールなど、用具を持参しなくても、多目的広場の倉庫に常に置いてあれば、参加する団体も多

くなり、既にそのような要望も出されていると思いますけれども、いかがでございますか、お尋ねをいたします。以上、2点、具体的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）中岡議員ご質問にご答弁申し上げます。エバーグリーンホームの道路についてのご質問でございますが、まず1点目の別ルートにつきましては、当初エバーグリーンホームから東中央橋までの町道123号線の現道拡幅を計画しておりましたが、用地取得の見込みが立たなくなったため、別ルートを検討しており、7月末までには検討を終え、関係地権者との協議に入りたいと、このように考えております。

次に、2点目の東2丁目の地域内の測量についてのご質問でございますが、今回の測量は、東地区と三迫地区を連絡する町道293号線の道路計画を検討するためのものです。今後、ルートの詳細が決まりましたら、地元説明により十分にご理解を得て進めてまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）もう一つ。

○町長（加藤）どうも済みません、中岡議員、おわびます。もう1点、総合公園の活用についてのご質問にお答えします。総合公園のボランティア活動につきましては、総合公園の美化とレジャーを兼ねて実施いただいている団体もあります。感謝しているところでございます。町としては、今後とも多くの皆様にご利用いただくためにも、できるだけ多くのサービスメニューを用意したいと、このように考えております。ご提案のグラウンドゴルフの用具の購入につきましても早期に対応してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）エバーグリーンホームへの道路の別ルートというのが、今のお答えでよくわかりませんでしたので、別ルートについて、いわゆる7月末までにルートを決定して住民の説明をするというふうに言われたのか、ちょっと確認をさせてください。

それから測量の問題ですけれども、町道293号線のルートを考えておるということでもありますけれども、この測量をしておられる職員にも何の測量をしているのかという質問を住民がしたときに、何の測量かわからんけれども、とにかく測量してくれというふうに言われて測量しておるんだというようなことを言われたので、なお不安になったんだというような情報も後から入ってきております。ですから、なぜ293号線のルートの

測量をしてから地元に説明をするということではなくて、こういうルートを考えておるんで、今から測量をして、測量が終わった時点でなお詳しい説明をしますからというようなことになぜならないのか、そこら辺、お答えをいただきたい。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）別ルートの具体的な問題なんですけど、現在、入り口にある2軒を外した、いわゆる裏側のルートを考えております。それで、町道拡幅に伴っての皆さんに測量の立ち入り等のお願いなんですけど、これは一応業者等につきましても、いわゆるその町道拡幅についての説明をしておりますけど、より一層業者の方を指導してまいりたいと思います。

それと、今、各ルートについて、ある程度話をした上で測量をしてはどうかというお尋ねですが、関係地権者等、はっきり言えば家屋等に当たるところの関係者もございます。その中で、ルートの選定がまだできていない状況での説明は、皆さんにちょっと不安を与えると逆に思いましたもので、いわゆる測量を行って、ルート選定をある程度決めた時点において関係地権者の方々に説明をしたいということで、こういう作業をいたしております。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）逆じゃないんですか、今の測量の問題というのは。やはりルートを考えておる、それがどういうルートになるかというのは具体的にわからんと思いますけれども、こういうルートを考えておるので、ひとつ測量させてもらいたいというのは、少なくとも東地区の地権者とか何とかいうのはまだルートがはっきりせんところじゃわからんわけですから、少なくとも自治会の代表者、自治会長あたりにそういう説明をして、地元の皆さんにひとつこういう回覧をつくってきたので回してくれんかと、測量をするので驚かんようにしてくださいということですね。その測量が終わって、ある程度ルートがはっきりというか、このルートが一番よからうというものができたときに初めて、地元の皆さんに、測量についてはご協力をいただきましたと、それでこういうルートを考えてんですが、地権者のご協力をお願いしますという順序でいかないと、今のエバーグリーンの道路のように別ルートをまた考えないけんよになるということになると思うんですけれども、私の言っておる順序は間違っておるんでしょうか。それとも、やっぱり役場の今建設課が考えておるやり方の方が最も正しいというふうに思っておるんでしょうか。どっちなんですか。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）中岡議員がおっしゃるように、そういう方法もあろうと思います。これからはどちらの方がいいかということも逐次煮詰めて、また検討していきたいということにいたしたいと思います。

○議長（河野）暫時休憩をいたします。再開は2時50分。

~~~~~○~~~~~

午後 2時32分 休憩

午後 2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。4番、桑原君。

○4番（桑原）4番、桑原でございます。今回は大きな問題点として、2点ばかり質問させていただきます。その第1点、法定合併協議会について。（1）法定協の設置及び開催の見通しいかん。（2）法定協の開催に臨み、合併に係る下記事項について町長の所見を問うものでございます。その①、民意反映の欠如について。地域は、そこに暮らし活動している人々によって支えられ、身近な市町村のあり方は、住民が地域の将来をどうしたいか、主体性を持って決めなければなりません。これは事件の核心でございます。海田町町民の合併に対する取り組みは弱く、その住民を蚊帳の外に置き、行政主導で合併手続き等を先行させた懸念はございませんか。②合併に係る情報の欠如。市町村合併の推進は、住民との合意形成に最大のエネルギーを注ぐべきでございます。そのことは、市、町両者の比較論や任意協議会の結果報告に終始するのみでなく、地域住民にとって自主判断が可能となるような必要十分な情報提供と、アイデアの提示が行われるべきではございませんか。③ビフォーケア及びアフターケアの欠如でございます。任意協における積み残し課題や合併前に行うべき町有財産の処分、町民への還元等に係る計画見通しがはなはだ不透明であると考えられますが、どうでしょうか。

2番、合併の評価についてでございます。市町村合併は、目的ではなく手段でございます。大切なことは、この手段を使って何を生み出すべきかでございます。海田町の場合、このまま法定協を経て合併に進むとすれば、上述に掲げました事由、欠如3項目並びに既に合併市町村の先例評価に照らし合わせても、海田町の場合、望ましくない合併、不透明な合併の合併形態事例としてレッテルを張られることは必定と考えるが、町長の

所見はいかがでしょうか。

大きな2番、海田市駅南口土地区画整理事業等についてでございます。その1番、海田市駅南口土地区画整理事業について。（1）都市計画決定の日から11年が経過しました。当該事業の実態、現状について、町長はどのようにお考えですか。（2）この11年間、同じ海田町民である窪町住民に、町行政が与えた法令上、または日常生活面での規制及び精神的苦痛に対し、町長はどのように考えておられますか。（3）住民を無視し、一方的かつ独善的な行政権力により、推し進めてきた当該事業を広島市へ引き継ぐことは、町行政の失政の責任転嫁であり、窪町住民に対し、公序良俗に反し、信義則にももとのものではございませんか。

2番、土地区画整理事業等の見通しについて。（1）合併の有無のいかに問わず、他の自治体に取り組んできた過去の数多くの事例から見て、当該土地区画整理事業等の当初予算額及び事業期間の大幅な増大及び延伸は必定でございます。これに伴う資金計画や資金確保等の手法について示されたい。（2）広島・向洋駅間の新駅設置と当該土地区画整理事業等との関係はいかがですか。また、当該土地区画整理事業等に係る予算額及び事業期間等への影響はどうなっていますか。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）桑原議員ご質問にご答弁申し上げます。まず、1点目の1番、法定協議会の設置及び開催についてのご質問につきましては、広島市議会が6月下旬に開会される予定でございますので、この時期に合わせ、臨時議会を開催していただき、法定協議会の議案を提出させていただきたいと考えております。また、両市町で法定協議会の設置の議案が議決された場合、任意協議会で協議が整わなかった事項を中心に協議会を開催し、広島市と協議を行い、最終決定を行う予定としております。

次に、2番の1でございますが、住民を蚊帳の外に置き、行政主導で合併手続き等を先行させた懸念はないかのご質問につきましては、以前からご答弁申し上げておりますとおり、広島市との合併は、昭和45年に申し入れを受けて以来、海田町にとって大きな課題として考えてまいりました。近年、地方分権の推進や国、地方の行財政改革という国全体の流れや、本町が抱えるまちづくり事業や財政状況を考えますと、今まさにその時期が来たと痛感いたしております。また、合併の時期につきましては、今後のまちづくりを考えた場合、合併特例法により、国、県の財政支援を受けることができるこの時期に合併することが最良であると、町行政の責任者として判断したものでございます。

民意の反映につきましては、これまでも平成10年4月に合併問題検討資料の全戸配布、平成14年1月から合併の必要性や広島市との制度比較等について広報に掲載し、5月には合併検討資料の全世帯への配布や、9月から3回合併研究協議会だよりを全世帯に配布しております。また、今年1月から住民説明会を開催し、各種行政制度の取り扱いや住民の方々のご意見をいただき、策定されております。第3次総合基本計画に掲げられた事業の中から計上された合併建設計画素案について説明し、ご意見を伺っておりますので、民意の反映はされているものと考えております。

次に、2番の2でございますが、住民への情報提供についてのご質問につきましては、2番の1でご答弁申し上げましたとおり、これまでも各種合併関係資料の配布や広報への掲載、ホームページに合併に関する情報コーナーの開設など、情報提供してまいりました。今後につきましても、広報やホームページにより、情報提供に努めてまいります。

次に、2番の3、任意協議会の積み残し課題や合併前に行うべき町有財産の処分、町民への還元等に係る情報提供についてのご質問についてお答えします。まず、任意協議会での積み残し課題につきましては、未調整となった事項を再度両市町で再調整を行っております。したがって、市との調整が終われば、速やかに情報の提供をしたいと考えておりますので、いましばらくお待ちを願います。

次に、財産処分等についてのご質問でございますが、原則的には、合併により海田町の財産については、借金も含めて広島市に引き継ぐものでございます。なお、合併前に行う事業につきましては、予算等の関係もあり、合併決議後、議会でご審議いただくこととなりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

次に、2点目の合併の評価についてでございますが、広島市との合併は、昭和45年広島市長より合併の申し入れがあつてから、避けては通れないこととして考えてまいりました。そういった経緯もあり、広島市とは事務レベルでの検討会や研究会を重ね、その情報については、平成10年に合併問題検討資料、平成14年に合併検討資料という形で、市と町の行政比較を中心に住民に配布し、また広報に掲載などを行い、情報の共有を図ってまいりました。昨年7月から12月まで、事前の準備として任意の合併協議会を設置し、合併に関する具体的な協議を行ってきたところでございますが、この協議会での協議の内容等についても、協議会だより、町広報紙、ホームページの利用、合併建設計画素案及び行政制度の取り扱いについてという協議結果報告書の作成と各種の広報を実施してまいりました。また、住民との意見交換会や説明会も開催し、住民からの意見を聞

くことができるよう努めてまいりました。

そういった面でいえば、手続き等を含め、このたびの合併が住民にとって決して不透明なものであるとは考えておりませんし、ましてや望ましくない合併であるとは考えておりません。今後とも適宜、適切に情報の提供を行って、広島市との合併に対して理解を得られるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解をくださるようお願いいたします。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業等についてのご質問にお答えいたします。まず１点目の１番、11年間経過した当該事業の実態及び現状についてでございますが、佐中議員のご質問にもお答えしましたように、区画整理事業は都市計画決定以後11年が経過してしまいましたが、平成13年には事業計画決定や施行条例の制定を行い、また、昨年11月26日には、土地区画整理審議会が設置をされ、以後評価委員を選任させていただきました。一方、減価補償金対応地買収を行うとともに、先般、基準地積の決定通知をさせていただいたところでございます。さらに、現在、土地利用意向調査を行うなど、少しずつながら事業は前進していると考えております。

次に２番、この間の日常生活面での規制及び精神的な苦痛について、どのように考えているかのご質問でございますが、平成４年の都市計画決定以後、地元の皆様との合意形成を図るため、いろいろな取り組みを行ってまいりました。地権者の方々に長期間ご不自由をおかけしておりますが、できるだけ早期に地元の皆さんの同意を得て、本町の玄関口としてのまちづくりを進め、一日も早く土地の有効活用が図っていただけるよう、あらゆる努力をしてまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に３番、一方的に進めてきた当該事業を広島市に引き継ぐことは、失政の責任転嫁ではないかのご質問でございますが、広島市との合併を控え、合併後に本区画整理事業の施行者となる広島市にできるだけ円滑かつ着実に事業を引き継ぎ、一日も早く事業を完了させることが本町の責務だと考えており、現在、今後の事業の進め方等について広島市と鋭意協議を行っているところでございますので、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、２点目の１番、事業費の増大や事業期間の延伸に伴う資金計画や資金確保の手法についてでございますが、区画整理事業は、合併建設計画では、事業費総額91億円、目標完了年度は平成22年度で、任意協議会で合意されておりますので、この方針に従い、

広島市に引き継いでいただけるものと考えております。また、都市再生土地区画整理事業補助金の導入や、県道振り替えに伴う県負担金の増額等による特定財源の確保、あるいは財政の効率的な運用等により資金の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に2番、広島・向洋間の新駅設置と当該事業との関係についてでございますが、広島市などの関係機関に問い合わせしたところ、新駅は向洋駅から1.8キロメートル、広島駅寄りの地点にあることや、連続立体交差事業の都市計画決定区域からも外れていることなどから、本町の区画整理事業に直接的な影響はないと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再質問させていただきます。大きな1番の（1）の法定協議会の設置及び開催の見通しでございますけれども、先日、合併の勉強会で、高知市の方に行っていました。その時点では、高知市と土佐山村というほか2村と合併、今法定協も開いているわけですが、法定協を4回やっているわけです。それと、法定協と並行して説明会なり、意見交換会なりをずっと進めていると、これはやっぱり民意を反映しないと合併そのものの本質を見失うということからやっているんだということで、それこそ17年の3月をめどにやっているわけです。法定協議会を4回まで開いた上に、17年3月を目指して一生懸命やっているわけです。

海田町はあと8カ月ぐらいしかないのに、法定協も開かれていないと、そのようなことで大丈夫なんだろうかという気がしてしょうがないわけです。それと、まず合併ありきという町長の個人的な主張から、町長が選んだ法定協委員により、議会民主主義なことの多数決原理だといって、合併に突き進むようなことは、町民は合併後に何を期待したらいいのか疑問に思うわけです。その辺、お答え願いたいと思います。

（2）番の町長の今のご答弁で、民意反映の欠如についてでございますけれども、今までの議会でも申し上げましたように、町民の意見を尊重し反映させて結論を出しますと、それがだんだん変わって、合併協議に反映させますと。それで、最後は参考にする。どんどんトーンダウンして、今日の佐中議員の質問に対しては、完全に町長の個人的な見解でもって合併するというようなことがはっきりしたわけです。住民の意向なんか全然考えておられないということがはっきりしたわけです。それでもまだ住民の意向を反映させているみたいなことをおっしゃるというのはどういうことなんでしょうか。

例えば、説明会の2%足らずの人から意見を聞いたり質問をとって、それを海田広報

かなんかに載せて、あたかも海田町全体の意見のような雰囲気醸すというんですか、そういうやり方、それと先例合併市町村長と、全く町長の顔が見えません。本当に今まで、先ほど申し上げました高知市、それから浜松市、上村、竜王町、上里町とか新潟の黒埼町、そういうところの先例市町村を見ましても、町長、みんな率先して、それこそ四、五年前から根回しをして、住民とそれをやってきて、その積み重ねの上で任意協議会なり討論会なり、検討会を開いて、それで法定協議会へもっていつているわけです。そういうことが全然ございません、海田町の場合。町長の顔が全然見えないんです。

特に、私が言いたいことは、今ご回答がありましたけども、海田市南口土地区画整理事業がまさにそうです。住民は11年間反対しているわけです、ずっと。しかも4年前ですか、三党合意書によって、国の方からも、都市計画決定をして5年以上たっているところ、住民の反対がないこと、反対しているようなところはもう中止勧告があって、見直しをしろということがあったのに、住民も反対しているのに全然相談なしに町長が決定してしまったでしょう、継続を。そのようなことでもってやっていることが民意を反映したと言えますか。建設計画書にしてもそうです。行政サイドで皆決めてしまっているわけです。今の土地区画整理事業だって、佐中議員がおっしゃっていたように、単独でやると言っておきながら、合併が決まって特例債の方の関係になると5番目に挙げて、窪町の住民が反対しているにもかかわらず勝手にやっているわけです。こんなのでもって住民の意向を聞いたと言えますか、反映したと言えますか。民意の反映の欠如というのはそういうことです。

それから、2番目の情報の欠如。これは、やはりいろいろと議員の方からも質問なんかありますが、広島市の合併を前提にしたようなことの情報ばかりなんです。47年からずっとやっているじゃないかとおっしゃるんですけど、情報というのは、ただ合併を前提にして、広島市と海田町の経済実態とか行政実態の比較論だけです。ほかに何もございません。その資料をつくったときの年度の比較論だけです。それと、最近では任意協議会で決定したことを流すだけです。それが情報と言えるんですか。広い意味では情報と言えます。

私が情報の欠如だと言っているのは、住民に知らせて、住民が自主的に判断するような情報、例えば合併当初の、あれは合併調査特別委員会のしょっぱなのときですけども、合併の必要性和諸課題というのをおっしゃったわけです。それは地方分権の推進とか少子・高齢化社会の対応、財政運営面での問題、広域行政、多様化するニーズへの対応等

5 課題を挙げられたんです。それについては、前にも申し上げたんですけども、それに対する情報というのは一切ないんです。

ですから、例えば、これ、時間の関係で少子・高齢化の例をとります。少子・高齢化となった場合、何が問題なんですか。経済面で言えば労働力が低下します。担税力が落ちるわけです。高齢化すれば貯蓄なんかも使いますから、貯蓄率も落ちるでしょう。高齢者比率が上がっちゃって、年金の医療や福祉社会保障経費が、現役世代の負担が増大します。それで、社会面については、子どもが減ってきて、子どもへの影響が、家族形態が大きく変わっていろいろ多様化してきます。子どもが少なくなると、子ども同士の交際範囲が少なくなり、社会性が減るんじゃないかとか、過疎になって高齢化が進むと、市町村によって基礎的なサービスが低下するんじゃないかと、そういうようなことを海田町の場合はどうなるんだろうかと、10年先はどうなるのかということ、合併とか何か関係ないんです。そういうのを見た上で、これでは大変だ、じゃ、合併を考えようというようなことを町民に知らせないと、ただ比較論だけで、しかも決まりきった任意協議会で決まったことをただ知らせて、それでは本当に町民は、本当の意味の自主的な判断ができません。私はそう思うわけです。

だから、合併には関係ございません。合併には関係なくて、海田の将来、どういうようになっていくんだろうかということ、10年なら10年間、先のことを町民に知らせ、少子・高齢化ばかりじゃなくて、地方分権のことも掲げておられます。地方分権になった場合には、国と地域間の財源が変わってきます。歳入面では、地方交付税が減って、国庫支出金だのもみんな減ってきます。そういうようなことについて、海田町の場合、どのように変わっていくんだろうかと。それで、歳出面についても、海田町はナショナルミニマムが落ちてくるんだけど、海田町の場合は大丈夫なんだろうかと。それ、10年先を見通して、どのようになるのかというようなことを、機関委任事務が廃止されたら、海田町の場合どのように変わるんだろうかというようなことを、ただ比較して、任意協議会で決まったからという報告だけではだめなんです。

そういう意味の情報の欠如ということ。ただ何かわけのわからんことを、どうでもいいから比較してこうなりますというだけじゃしょうがないんです。それはまさに、先ほど議員がおっしゃったような海田町の行政を放棄しているのと同じでしょう。ということの意味で、情報の欠如なんです。合併とは関係ない、海田町独自の将来のことを分析して、過去の実績から推計をして、町民がそれを基礎に、これでは合併するかどうか

かという判断を住民投票でもアンケートでも結構ですよ、そういうことをやるのが本当の意味の情報の提供だというように私は思うわけです。町長はそれに対して回答をお願いします。

それから第3のケアの欠如というのは、もう今佐中議員がおっしゃったから省きます。もう織田記念館にしても温水プールにしても、私はシミュレーションがないということなんです。なぜそういう規模にするのか、織田記念館にテニスコートをなぜ何面かつくるのか、そのシミュレーションが全然わからないんです。そういう意味で、まだ納得がいきません。それについても、要するに立つ鳥あとを濁さずじゃないですか。後顧の憂いを残すなど、そういうことを十分踏まえて、アフターケアなりビフォーケアをやっていただきたいということなんです。

それから、海田市南口の区画整理事業のことですけれども、11年たって、いろいろ事務的なことをやっておられます。やっておられますけれども、目に見えて事業が進んでいるとは考えられないでしょう。過疎化するだけです。どんどん家を壊して、買収して、駐車場にしたりなんかいろいろなさっているだけで、11年たってですよ。都市計画決定で、先ほど申し上げたように、国や県が見直しなり中止をしろとって勧告したときに、町長はちゃんとそれを考えて、住民の協力を得られないときには中止すべきじゃないですか。そういうように言っているんですから。それを強引に進めて、今本当にデフレスパイラルじゃございませんけども、不況で地価は下落して、公共事業は縮減される、事業環境は企業が進出してきませんから悪化するばかりです。中田横浜市長のように、先を見越して実施条例を廃止してしまったところもございます。全国的にいろいろ開発事業とか区画整理事業はほとんどやめています。何で海田町はこういう不利な条件のときにやらないといけないんですか。住民が反対表示をやっているわけです、11年間も。だから進まないわけです。よその市町村はもう先を見越して全部やめています、それ。それで、合併をするときには上位5番目の優先順位を挙げて、これは失政を逃れ場所に合併をしているんじゃないかと言わざるを得ないんじゃないですか。それこそ住民無視です。もう一度、ご回答をお願いします。

それと、今までの見ましても、もう大幅な予算アップ、ひどいときは倍以上になっています。事業は延伸します。10年でできるのが20年ぐらいが当たり前みたいなのがいろいろ多いわけです。本当にこれ、合併して、例えば合併したとして、どうにもならなくなったら、町長はもうやめるんだからとにかくいいやというようなことで、その責任はどう

なるんですか。それは首長が決めることなんじゃないんですか、もう。あとはもうやめたら知らんよということで、窪町住民のことは全然考えないで今までやってこられたんだから、そんなこと、知るもんかというのと同じでしょう。その辺、もう一度お願いします。

窪町住民は、亡くなった人も、窪町はどうなるんだろうかと、区画整理事業、どうなるんだろうかと言ってみんな死んでいったんです。本当、9人の方が亡くなって、皆そう言って死んだんです。そんなこと、反対しているのを関係なしに、国も県も見直せと言っているのに、町長が独自で判断すればいいことを再評価委員会か何かかけてやるようにしたんかどうかしりません。だけど、町長が施行者なんだから町長がやればいいことを継続にしてしまったんです。もう一度、その辺をご回答をお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）初めに、高知の方へ研修に行かれたということで、それを例にひとつお話があったわけでございます、ご意見があったわけでございますけれども、法定協は、ご承知の、先ほど申し上げたように、これから市は市での議会の議決、町は町での議決ということで、法定協の議案を提出すると、こういうことになるわけですが、何か高知の方で、現在2回やっておって、あと2回やると、何回もやるじゃないかと、こういうことですが、我々も今のところ、この法定協を何回でそれが決着できるかということでございますけれども、これはこれから入っていくことでございます。町長が選んだ法定協委員、何か法定協の委員は町長が選んだ法定協委員と、こういうことでございますけれども、これはまだ選任されておらんと思いますし、町長がというものではないということでございますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

それと、民意の反映がやはり不足だと。先ほどから佐中議員さんの方からもいろいろご意見が出たわけでございますが、我々としては、やはりこの民意の反映についてはいろいろと手段を尽くして、今の説明会なり、あるいは広報シリーズ物、また冊子にして全戸配布、インターネット等々いろいろな手段を尽くしてご理解をいただく努力をいたしておるわけでございます。南口につきましては、部長の方から説明をさせますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）都市計画決定から11年が経過したと、事務的なことしか進んでいないというようなご指摘をいただきましたけれども、先ほど来、町長が答弁しております

ように、遅々たるものではございますけれども、少しずつでございますが、ご理解を得ながら成果を積み上げているところでございます。それで、それにしても進んでいないではないかということについて、基本的には、この区画整理、連立というのは、町の基本姿勢、総合基本計画の中でこういう定めをして、これを実施するという中で進めておるわけでございますが、この11年間の中で、いろいろと地元の皆様にも不信感を与えたというようなことがあって、そこら辺でちょっと時間を要しておるわけでございますが、繰り返し申し上げるようでございますけれども、町としてはあくまでも地元の皆様の意思を尊重しながら進めたいと。そのためには地元の皆さんとお話し合いをさせていただきたいと。そして、我々としてはその話し合いのテーブルはいつでも開いておるし、その中でいろいろ協議して、その進め方、あるいはあり方等についても協議させていただきたいというのが現在の基本姿勢で、その方針に従って進めておるところでございます。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）情報の欠如ということにつきましてご答弁させていただきます。確かに、これまで広島市との合併については、要は制度の比較等を確かにやっております、それを今までは情報の提供として渡しておりました。今現在やっておりますのは、あくまで合併をする場合には、要は住民の方々の負担やサービスが合併後にどうなるのか、それからまちづくりはどうなるのかということを今回任意協議会等の場、それからそれ以前にいわゆる事務者レベルで協議をさせていただきました事務事業等の基本的な方向について資料をお渡ししたということで、若干、そういう面では性格が変わってきているんじゃないかというふうに思います。したがって、広島市と合併した場合に、これまでお渡ししている資料につきましては、ある程度、住民の方々が海田町でいる場合と広島市になった場合のいわゆるサービス、負担、まちづくりがどういうものかというのは、この前も説明しましたように資料を提供したということでご理解していただきたいと思います。

それから、合併にかかわらず海田町の行政の全体の分野に対して、10年後の予測をしながら町政運営を進めるべきじゃないかというふうなご提案でございまして、それは確かに必要なことだというふうに思っております。要は、海田町がいろんなまちづくりを計画する場合、これは建設部門もありますし、福祉部門もありますけど、やはり将来の行政需要をある程度見越しながら、具体的な計画づくりに取り組んできたというふうな経緯はございます。そこらあたりで、どれがどうなったかというふうなことは今すぐに

は言えませんが、基本的に行政がつくる計画づくりはそういうものでやってきたということをご理解していただきたいと思います。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）再々質問をさせていただきます。町長は、先ほど来から任期中に合併することで合併算定替みたいなのを、例えば普通交付税が約3億円上がるというようなこととの関係で、16年4月1日で合併すればメリットがあるんだと。それは、ご自分で判断なさって、町民のためになると思って、自分で判断しただけのことです。よその先例の合併市町村のように、住民からの積み上げでも何でもないんです。初めは、合併、住民の意向をちゃんと聞いて、それは反映させますと言っておられたのが、最後は参考にしますで終わってしまったから、やっぱりあれは独断と偏見でやったんだなと思わざるを得なくなっておるわけです。そこで、合併したら独断でもいいですけど、合併したら得になるという点もあるでしょう、メリットもあるでしょう。デメリットについてはどう考えておられます。デメリットもあるでしょう。大体、それはどのぐらいになると考えておられるんですか。例えば水道料の30%上がってしまうんですわな。そのようなことも、要するにデメリットはどう考えておられて、大体どのぐらいを考えておられますか。

それからもう1点、ここに不透明な合併とか望ましくない合併ということを使ったんですけど、これはぜひ町長に読んでいただきたいんです。この前、去年の合併協議会の最後のところでも、私は意見書として出したんですけども、去年の6月6日の木曜日ですけど、日経新聞をぜひ読んでいただきたいんです。一面全部割って、合併の経済教室で市町村合併、改革意識を問えという大きな見出しでやっています。そこに不透明な合併というのが、典型的なことが書いているんです。これは、中央大学の佐々木信夫という教授が書いているんですけど、これは、私は大変共鳴したんです。不透明な合併とはというのは、この人が言っているのは、「情報提供は形だけで住民参加もなく、首長や議員ら、ごく少数の有力者で合併が決められていくような場合である」と。海田町はまさにそうじゃないんですか。「当初から合併ありきで進むパターンが多く、地域像をめぐるオープンな議論もない。議会主導ですべてを取り仕切ろうとしている色彩が強い」と書いています。読んでください、これ。うそを言っているわけじゃないです。

それで、望ましくない合併というのがあるんです。悪い合併と言っているんですけど、「水膨れ合併の場合である」と書いてあるんです。「人員や財政削減の計画もなく、新しい市の建設計画は既存の計画を寄せ集めたもので、外部委託で作成を済ます態度すら

見られる」と。基本計画、そんなもん、持ってきて、それで何かでっち上げたような格好になっているでしょう。合併のために何か新しい計画、つくったんじゃないでしょう。

「起債事業や箱物の建設ラッシュが目立つ」と書いているんです。いろいろ書いています。ぜひ町長、これを読んでいただきたい。そして評価の仕方もちゃんと書いているんです。それで、これによると、海田町は下の下です。まさに典型例を書かれたような気がしたんです、これを読んで。今読み上げたことがおかしいとお思いなら、ご回答をお願いします。

それから、海田市の南口の区画整理事業のことですけれども、私は、この区画整理事業の町長の戦術といいますか、やり方と合併のやり方、これ、全く共通点があるんです。区画整理事業のときは、住民の皆さんの意向を聞いて、合意が得られるまでは事業計画はやりませんと言うて覚書まで出したんです。それが突如として、13年度中に事業計画を決定しますと、それだけです。それでどんどん進めているわけです。強行法ですから、住民が損になるようなことはやっぱり避けなければいけないから協力しているだけです。みすみす損するようなことはしませんよ。何も協力しているわけじゃないんです。やらないと損をするから、やりたくなくてもやらないとしようがないんです。そして、話し合いをするすると言っても、先ほど来申しているように、国も県も、もう中止勧告も出て、反対しているならやめろと言っているのにやっているんですから、どうするんですか、こんなこと。おかしいじゃないですか。

合併だって同じです。初めは、「住民の意向をちゃんと反映させて結論を出します」と言ったんです。それが13年12月の議会で、突如として「任期中に合併します」と言って何もやらない。準備もできないのに、ちゃんとやって、今からやるんかと思えばアンケートみたいなものでお茶を濁して、全然民意を反映していないじゃないですか。全く共通しているでしょう。町長、何かそういう戦術、信念を持って、何か、どこかでその戦術を会得されたんですか。全く共通しています。民意を反映すると言いながら、全然無視しているんです。片方は法律だから、区画整理事業は強行法だからというのでやる、合併は国が進めているんだから、今が時期だとか言って進める。民意を反映するというのが今度は参考までにするという、トーンダウンしてでもやっているわけです。それはどういうお考えなのか、お聞かせください。

それともう一つ、先ほど申しておられますように、地域権者の、商業地とか宅地なんかの利用計画を今から調査して云々という話がありました。それで、そのことについて、

広島市の合併があるなしにかかわらず、もしそのことで偶発的な事件とか何かによって町民に損害を与えたり、そういうようになった場合、何を担保に町長は責任をとってもらえるのか、補償してもらえるのかということを4月18日でしたか、質問状を出したんですけどナシのつぶてです。それについては一切回答がなくて、今はただ話し合いで、協力して進めていきますというだけで、それがまず第1点。

それと、審議会を2回やったとおっしゃった。審議会の議事録をどうして出さないんですか、委員に。議事録、できていたでしょう。私は署名しましたよ。それを配らないんですか。質問状に対してもナシのつぶて、会議を、議事録を2回も開いて何も要求しても出さない、以上4点、ご回答をお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）合併問題についてでございますけれども、何か町長が突如として合併を打ち出して、そうしてその後は合併に向けての説明会、あるいはその方向に行くように、何か議員のご質問では、私にはそう思えるんですけれども、何も私個人がこの大きな町の将来を左右する合併問題を、私的なことで、あるいは私のことで合併をしようということではございません。

先ほど、佐中議員にもご答弁申し上げましたように、16年4月ということは当然私の任期が5月26日ということ、ございますし、その中で、町長として責任を持って進めることができる、これは16年4月1日が町のために、いろんな制度等も勘案し、町の今後の財政状況等も勘案し、市とのいろんな勉強会の中で得たいろんなものを総合した中で、16年4月1日、これを目標として、町長として発言をし、そのように議会でも報告をしたわけでございまして、何も私が作為的に、町民に策をもってその方向へ持っていこうと、特にそういう考え方ではございません。誠心誠意、この大事な合併問題については私なりにいろいろなことを考えながら、勉強しながら、やはり1年早い方が町の合併について、市と1市1町で協議することが十分に協議ができると、また、そのことの方が、財政支援等についても有利であるし、町のこれからの先のことを考えましても、今のよな国の方針を考えますと、大変財政的にも事業そのものの進行がおくれるということから、先ほど佐中議員にもご答弁いたしたとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）区画整理事業の進め方について、いろいろお尋ねいただいたわけで

ございますが、結局、せんじ詰めていけば、町と地元の方々がよくよく話し合うよりほかにないんだろうというふうに私は思っております。基本的なスタンスの中で、頭から全体論として反対という部分については、いかんとも、町の基本姿勢として定められた事項でございます。これを進める中では、やはり話し合って、その中で具体のテーマとしてどういう問題があるんだということから入っていかざるを得ないし、私どもとしては、入り口でそこら辺を拒否されると、いささか前に進めないと。その点については、当事者は私たち町と住民であるということの認識の中で、ある意味では両者の責任があるんじゃないかというふうに私どもは思っております。

それで、先ほど質問状のお話がありました。質問状をいただきましたけれども、今申しますように、基本的なスタンスが全く反対という部分だけに偏った質疑であります。これは一々私どもも、即刻、我々にとって、進めようとしていることについて頭から反対というスタンスの中での議論というのはなかなかしづらいところ、お答えをちゅうちょしておるといいますか、ちょっと控えさせていただいておるわけです。

私どもは、当然行政として説明責任もありますし、今後も真摯に話し合おうという腹づもりでありますけれども、基本的なスタンスとしては、やはり我々が当事者で、お互いに話し合うんだということだけはぜひひとつ歩み寄っていただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（大久保）区画整理審議会の議事録についてでございますが、この区画整理審議会は原則公開としておりますので、第2回の審議会においても、この議事録は原則皆様にお渡しすると確かに答弁しておりますが、他の地区の事例を見ますと、全面公開しているところはほとんどないというような状況でございますので、またプライバシーに係る部分についてどうするのかという取り扱い等もございますので、現在公開の方法について鋭意検討しているところでございます。それで、前回も審議会でお話いたしましたように、次回審議会の2週間ぐらい前までに配布してくださいとのご要望でございましたので、そのように対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）町長は16年の4月1日をめどに合併をすると。町民のことを考えて、おれは責任者としてやったんだと。町民のことを考えてと言って、町民サイドの方の気持ち

はわかっているんですか。水道料が上がって、町民はそれでも、町民のことを考えてということなんです。税金が上がってくる。だからマイナス面、デメリットはどのように考えておられますかと今質問したんです。何億かプラスになるとおっしゃるんだけど、マイナス面もあるわけです。その辺はどう考えておられるんですかというんです。自分が自分でメリットのことばかり考えて、町民のことを考えてとおっしゃるんだけど、町民サイドから見れば、負担が増えてしまってマイナス面もあるわけです。そこを言うわけです、民意を反映していないじゃないかというのは。まさに民意反映欠如でしょう。それは自分の任期中に、しかも任期中にやりますと、本当、独断と偏見だけに過ぎないじゃないですか。一方だけ、メリットの面だけを見て判断をなさっているというのはおかしいんじゃないですか。そういうことを申し上げたんです。

それから、町会議員の意思というのか、意見を聞いても、市の方の言いなりで、ほとんど聞いてもらえなかったですよ。市がそう言っているんだとか、自治会費のことだってそうでした。とにかくもう、それじゃ、法定協議会でやりますという話だけで、議員がいろいろ意見を出してもほとんど聞いてもらえなかったような気がするんです。だからこそ、水道料にしても出張所のことにしても、住民が一番関心があることがみんな棚上げされて積み残しておるわけです。それはちょっと、法定協でそれをうまく、あと8カ月ぐらいで、高知のようにもう4回もやっていて、1年遅い17年の3月をめどにやっているわけでしょう。いっぱい積み残しが、問題があって、しかも全然まだ委員も決まっていないようなことで、本当に町民のための実質的な審議ができるんだろうかという不安が私はしているわけです。

それから、2番目の区画整理事業のことなんですけど、話し合いをするするといって、いつまで話し合いをするというんですか。もう実施条例が施行されているんですよ。何回も言うように、国も県も住民が5年間反対してるんなら中止勧告も来ているんです。それだって、何か話し合いするすると、おかしいじゃないですか、それ。何の話し合いをするんですか、どんどん進めておいて。だから法的な効果を、質問状にしても利用者の意向調査を聞くと言うんだけど、そんなものを出しても他の条件、意向調査を出してもころころ変わるかもわかりませんよ。変えられてもだれが責任とるかわからない、もうやめてしまうんでしょう。来年の5月にはいなくなって、だれに言ってくればいいんですか、もし損害とか何か生じたら。そのことを言っているんですよ。

それでやれやれと、早く意向調査をやって反映させていると思いますと言ったって、

今までだって変えているじゃないですか、計画を。何十年先になるかわからんわけですよ、しかも合併するかしないかしりませんけど。もう11年経過して、それであと何年になるかわからないわけです。それを決めておいて、勝手に変更して、言っていくところがないわけです、しかも。窪町の住民はどうすればいいんですか。そんな無責任なことをやるから、合併で逃げるんじゃないかとみんな思っているわけです。もう一度回答をお願いします。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）デメリットの件でございますが、一般的にデメリットといえ、例えば住民負担が増えるとか、サービスが低下するとかということになるかと思えますけど、本来合併ですから、今回の場合は海田町と広島市との合併は吸収合併ということで、広島市の本来制度の枠組みの中に入っていきます。ただ、これまでもご説明しておりますように、合併することによって住民の負担が急激に増えるものについては、例えば都市計画税の不均一課税であるとか国保料の減免であるとか、それから自治会関係の補助金等の1年間の据え置きとか、これまで事務事業のすり合わせの中で、その点についてはすべての内容にわたってご説明してきたつもりでございます。だから、広島市の方の何も言いなりになるということではなしに、当然一つになるわけですから、広島市の制度の中ではやらないかんけど、急激な負担増等については、広島市の方に町の方からいろいろ協議をさせていただいて、それなりの結果が出せる部分については出ているというふうに考えております。

それから、合併建設計画の関係で、議員の方々が要望がありました件につきましては、これはすべてのことにつきまして、広島市と各々の部署で協議をしまいいりました。これまでもご説明しておりますけど、やはり先ほどから言っております一つの市の制度の中で、将来的にやっていくということになりますと、広島市は広島市の設置基準等があったりとか、それから将来の、要は経費の負担増等についても、広島市がやるんじゃないし結局は住民が最終的には負担すべきものですから、そういったことが重複施設とか過剰な経費の増大につながるようなものについては、行政判断として、それは好ましくないからやめていこうじゃないかというふうなこと等の基本的な考え方でもって、これまでもご説明したとおりです。決して言いなりになっているということではありませんで、それぞれの部署でそれぞれが協議をした結果についてはちゃんと報告させていただいております。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（大久保）現在土地区画整理事業は、仮換地指定に向けて、換地設計等の作業を行っております。これは地権者の方々の財産や権利に直接かかわる作業でございます。ですから、今の土地利用意向調査を通じて、皆様のご意向やご意見を十分把握して、この換地設計に把握してまいりたいと考えております。このことが将来皆様のご不安の解消につながるとともに、損害を与えない一番の道ではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）最後に、区画整理事業のことなんですけど、話し合うというのはもう過ぎているんです。何を話し合うんですか。ずっとそのために覚書まで交わしてやったのに……。

○議長（河野）制限時間になりました。答弁はできますから答弁してください。建設部長。

○建設部長（池乃本）私たちは、事業計画の中で、このまちの将来像について提案をさせていただいております。これについて、地域の皆様方がそれぞれどのようにお考えであるかということをお話し合っていたきたいというふうに思っております。

○議長（河野）13番、住吉君。

○13番（住吉）13番、住吉でございます。大分皆さん、お疲れのようですが、目をしっかりあけて聞いてください。だれも当てますよ、僕は。

本日は、3点ばかり挙げておりますが、まず最初に、介護保険料の、保険料ではないんじゃないんですが、介護保険給付費の不正請求について。介護保険給付費の水増し不正請求が多数かつ多額に発覚しておるというふうにマスコミが報道しておりますが、我が町はこれに対して検査等を実施しているのか、あるいはしていないのか、お尋ねいたします。

それから、次は福祉について。福祉課や高齢福祉課は、地域の高齢者やひとり暮らしの病弱者等を含む生活困窮者等の状況把握は、それぞれ地域の民生委員の報告によって行っておるようでありますが、民生委員の状況把握が不十分であったり、その活動が消極的であった場合には、これは大きな盲点となります。そこで2点ほどお尋ねいたします。まず1点は、この点についてどのようにお考えになっておるのか。

2番目は、民生委員の報告は年に2回と定めておるというふうにこの前お聞きいたしましたが、年に2回くらいの報告で、ちゃんとその務めが果たせるのかどうか、その担

当課が、ということについてお答えください。

次は合併問題についてですが、合併問題に入る前に一言申し上げます。私は早期合併推進を唱えている１人でしたが、町長に何遍も決断をしなさい、決断をしなさい、言うたびに、避けて通れないといって逃げてきました、本当は。今うまいこと言っておられますが。遅まきながら、合併を決断し、発表されましたけれども、その後も賛成し、その推進を援護してまいりました。ところが、最近はどうも町長さんの考え方が、合併に対する姿勢、態度、熱意、その他の取り組みを拝見しておりまして、町長はだれのために合併を考えておられるのかなと、自分の任期に合わせて、来年の４月１日のみを目標として、町民のために少しでもよい合併をしようという意欲も熱意も誠意も感じられなくなったなというように私は思っております。

先ほどから何回も繰り返して、来年４月１日に合併をするのは個人のためじゃないと、加藤町長のためじゃない、町長のためだとおっしゃるけれども、我々はやっぱり個人のため、町長のためだといわれても、それは勝手ですよ。身勝手に自分のためにその目標を達成しようとしておられるというふうにとりますので、今後はそういう答弁をしないでください。だれも町民のために４月１日にするんだと、町長だからそうするんだというようなことをまじめに受ける者はおりません。だから、私はそういう言い逃れの答弁は受けませんのでお願いします。

今日、私、体の調子があまりよくありませんので、あまり興奮しないように、心臓もよくないし、頭の方もよくないから、でも命がけで質問をいたしますので、性根を入れて答えてください、皆さん。言い訳は、私も頭、よくないけども七十何年生きてきたら、言い訳をしておるというのはすぐわかります。だから、それ、言い訳は絶対に見逃しませんので、誠意を持って答えるというふうにお願いいたします。

まず、合併について。区役所というか、出張所についてです。出張所の設置については、今後の検討事項となっております。極めて難しいというふうな説明をされていますが、広島市がだめだからだめだというふうな一点張りで通そうとしております。これでは合併のデメリットを残すばかりで、町民のための合併とは申し上げられません。やはり粘り強い交渉が必要であろうと思います。

それでもどうしてもだめなら、粘り強くやってもだめなら、最近郵便局に証明書を発行させるような方法をとっておるところが多くなっております。随分前ですが、中国地方だけでも82町村が、それを実施をしておるというふうにもスコミが発表しておった

と思います。つい6月2日には府中市がやりました。それから、合併を1年延ばした倉橋町がやはり郵便局における住民票の発行、あるいは町税の証明書の発行、その他の発行を実施をいたしております。非常に便利がいいということで、町民に喜ばれておるそうでございます。これが海田町ではできないかということでもあります。以前の特定郵便局も含めば5カ所あるんですから、これを実施したならば、出張所を1カ所設けるよりよほど便利がいいと思う。そのためには、合併までにこれを実施をして、皆さんに安心をしていただいて合併をするという方向で進めていただきたいと思うが、これについて町長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。いいですか。

それから、2番目は防災無線のことでございますが、合併後の防災無線はスピーカーを1カ所、駅前付近に設置して、ほかのところは町内からすべて撤去するというふうな説明をされました。この場合は、私、考えるんですが、地震だけの災害の場合、防災ですから、は、がたがたと来て、家がつぶれてから、どういうようにしてくださいと放送してもいいでしょう。この前、伊予灘地震ですか、あのときは1時間後に消防団に招集をかけたんですから、海田町は。それでも間に合ったんだから。あれ、遅いですよ。地震の場合はまあいいんです。

ところが、最近問題になっております津波が発生した場合、特に私どもが住んでおります臨界地域は、津波の場合はいち早く情報提供して、速やかに組織的に避難をしなければならんというふうに考えております。その場合に、駅前付近にスピーカーがあったんでは、とてもじゃないが住民の皆さんに伝えることはできない。ほかの地方のほかの地域とは違いますよ。防災計画の震災編の中に臨海地域を挙げておるかどうかわかりませんが、あまりしゃんとしたことを載せておらんのです。しかし、そういうことがあるので、ひとつ町長は、これは町民の人命にかかわる問題であるので、是が非でも実現を図る努力をしていただきたいと思うが、いかにされるのか、明確な答弁をお願いします。

3番目は、織田幹雄記念館でございます。これは、先に申し上げておかないかんのは、先ほど、福祉センターについても、町長はこの間、全員協議会をやって、議員が全部認めておるんだというふうな発言をされましたけれども、我々は全然認めておりませんよ、計画しておられるけどもね、課長。まだ認めておるわけじゃない。説明会を聞いただけだから、いいですね。もう1回、説明されと思うんですが、そして認めるわけになる、基本計画ができてから。そういうことですが、織田記念館についてもこの間説明会を聞いただけです。

私がいろいろ質問しておったら、当時の委員長は、「一般質問のようなことは一般質問でやれ」と言うておりましたから一般質問でするんですが、多くの町民は何年にもわたって、温水プールを設置してくれということを強く要望し続けてまいっております。多くの議員さんも再三にわたって、十数年間にわたって温水プールを設置をしてくださいということを叫び続けてきております。そういう住民の要望を全く無視して、広島市の言いなりのものしかつけれないと。広島市がだめだからだめだというふうなことをこの間、教育部長は言うておりました。あれで一番僕が腹が立ったのは、部長、あなたにやにやにやにやしなからだめだ、だめだということを言うていましたが、もう少し住民の気持ちになって、真剣に考えて、ああいうときには答弁してほしいと思うんです。本当にこれは丸投げなんです、広島市に対して。あれほどしっかり皆さんの要望があるのに、広島市がだめだからだめですよということを言うておる。

それから、私の隣の議員さんが言うていましたけど、わしはちょっと反対なんです、広島市は区に1個しかスポーツセンターを設けないんだから、そう決まったものはしょうがないじゃないかというふうなことを言うておられましたが、僕は反対なんです。なぜかと言うと、合併に当たって、合併の条件を強く打ち出して、それを通すのが合併の協議じゃありませんか、町長、そうでしょう。難しいと言うから引っ込んでおるんだったら、合併協議は要りませんよ。普通の行政とは違うんですよ、合併協議は。だから、特別に、強引にでもこれを押し通して、つくっていかないかんと思います。

そういうことで、一言で押し通そうという気持ちがあるのかどうかということと、この合併は、さっきから申しておりますように、住民のたくさんの要望があるのに、住民を無視して広島市の言いなりじゃけん、だめだからやるんだというようなことでは、これはだれのための合併なんか、これは一言、しっかり答えてください、町長。合併はだれのためにやるのかということを。町長のためじゃないですよ。

それから次、4番目は地域の集会所の設置につきまして。これは簡単にいきますが、広島市の条例では小学校区に1カ所集会所を設けることになっております。ところが、西小学区の連合会長は住民の意見を聞かないままに、集会所は必要ないというふうなことを申し出ました。したがって、合併研究協議会では、これは除外されたままになっております。このことは、私、いろいろ調整をいたしまして、住民の強い要求を受けられて、連合会長とか地域の会長が、町長に再度改めてこれを設置してくださいということを申し出ておると思いますが、私も申し出ておりますけども、この際、この本会議で明

確に確約のご答弁をお願いいたします。今度の法定協議会で復帰をするんだということを明確にお答えいただきたい。でなければ、もう十分1年延ばさないけんことになりま  
すよね。

それから、5番目は、この前、全員協議会ですか、合併研究協議会の前に広島市の水道局に立ち入らせて、検査をさせて、早く、うちの立派なうまくておいしくて安い水の  
飲む水道施設を広島市に丸投げしてしまった。これはあまりにも時期が早いし、広島  
市に簡単に、まだ合併研究協議会の前に立ち入らせてやっておるのは不適切ではないか  
ということをお尋ねしたんですが、全員協議会でお尋ねしたところでは、建設計画の協  
議に必要だからやったんだというふうな説明をされましたが、これは法的に問題がある  
んです。その後、研究されたかどうか知りませんが、これにはおのずから限度、限界が  
あったと思うんです。あると思うんです。それを超えているんじゃないかと思うけども、  
この点のご答弁をお願いいたします。

ここのところが、広島市との合併研究協議の前にそういうことをやってしまったと  
いうふうなことが、これが一番広島市の言いなりの合併の根源であろうと思います。こ  
んなことを許しておるから、町長、何もかももう全部広島市に言われて、広島市がだめ  
だと言うたからだめだというので、それを通して議員をごまかそうとしておるのではな  
いかというのは、ここのところにあるんです。これが一番最初なんです。まだ決まり  
もせんうちに、今の、課長、部長、広島市に統一するんだということ、早く決めてしま  
っておる。なぜそんなことをしたんかと。短時間でそんなことを決めてしまっておると  
いうことに問題があると思う。そこら、適切にお答えください。

そういうことからいたしまして、6番目に、私も合併、1年、延期したらどうかと。  
温水プール等の問題もあるし、いろいろ問題が残っております、大きな問題が。これを  
除いて、4月1日にやろうとするのは問題があると。今数えてみまして、指、折って、  
7月に法定協議会を立ち上げても、9月までには町議会の結論を出さないけんのじゃな  
いですか。7、8、9、3カ月、それで議会に諮って、12月の県議会にかけると。それ  
で、県知事に申し出て、3月までに国の方に申請をして許可をもらうんでしょう。時間、  
ないじゃないですか、3カ月ぐらいで。だからそういうところをよく十分に考えていた  
だいて、住民の要望をしっかりと酌んで、今解決していない問題を粘り強く交渉して、強  
引にでもいいですから、本当、さっき言いましたように、この際、強引に、合併という  
条件を生かして交渉しなければ、普通の行政の交渉とは全然違うんだということをひと

つ強く認識していただいて、やっていただきたいと思うんです。そういうつもりでご答弁をお願いいたします。終わり。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）住吉議員ご質問にご答弁いたします。介護保険給付の不正請求についてのご質問でございますが、介護保険給付費の請求に対して、町は検査を実施しているか否かについてのお尋ねでございますが、サービス事業者からの保険給付費の請求や支払事務及び請求内容の審査は、まず、本町が介護保険法の規定に基づき、委託している国保連合会が実施しております。

本町においては、サービスの受給資格やサービスの重複請求などについて、国保連合会からの様々な情報に基づき、受給者の同一月に対する請求データの突合や、給付実績との縦覧点検を行うなど、保険給付費の過大請求をチェックしているところでございます。また、住宅改修費など償還払いによる保険給付費の審査については、見積もりや介護サービス計画書による事前協議を行うとともに、その保険給付費の請求時に領収書の添付と事前協議どおりの内容になっているか否かについてチェックを行っております。

その他の対応といたしまして、介護サービスは、介護支援専門員が作成する介護サービス計画書に基づいて提供することが規定されており、この計画書作成の質を高めることが大変重要なことから、基幹型在宅介護支援センターを委託している社会福祉協議会では、介護サービス計画書作成の研修会を毎月実施しております。介護保険では、要介護度に応じた利用限度額の範囲内で、原則として、かかった費用の1割を利用者が負担し、9割を介護保険料と公費で賄っていることから、本町といたしましても適正な介護保険給付費の審査支払いの確保に努めているところでございます。

続きまして、福祉についてのご質問でございますが、地域の高齢者やひとり暮らしの病弱者等を含む生活困窮者の状況把握については、民生委員、児童委員だけでなく、在宅介護支援センターやケースワーカー等が連携をとりながら状況把握をしております。

また、民生委員、児童委員協議会では、65歳以上の高齢者の状況調査を年1回実施し、実態把握に努めております。なお、民生委員、児童委員はケースごとにその都度活動記録をつけ、月ごとに事項別活動件数集計表に記入し、当月分報告書にして、民生委員、児童委員協議会に提出することになっており、これを協議会で年度ごとに取りまとめ、市町村、県を經由し、国に報告することになっております。民生委員、児童委員の活動は、社会奉仕の精神を持って住民の立場に立った相談、援助を行うことを基本理念とし

ており、実情把握はその基礎となるものであり、大変重要な要素であると考えております。ご指摘のようなことのないよう、民生委員、児童委員協議会と十分協議しながら、毎月1回の定例会や研修会の充実を図り、民生委員、児童委員の力量が向上できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、合併についてのご質問にお答えします。まず、1点目の郵便局への業務の委託についてでございますが、平成13年12月から、郵便局で地方公共団体の事務の一部を取り扱うことができるようになり、本町でも平成14年3月から、廃棄物等の不法投棄に関する情報提供業務の委託をしているところでございます。

今後は、住民基本台帳ネットワークシステムの本格稼働により、全国どこの市町村でも住民票の写しが取得できることや、合併により、住民票等の発行窓口が広島市全域に拡大することなどにより、利便性は向上するものと考えております。

また、任意協議会で引続き協議する事項とされた出張所の問題でございますが、住民の利便性の確保という観点から、広島市に対し、住民の利用が多い住民票の写し等を交付する窓口機能の設置について、引続き協議しているところでございます。このようなことから、現時点で郵便局に対する証明書等の発行業務の委託は考えておりません。

次に、2点目の、合併後、臨海地域に防災無線の屋外スピーカーを設置できないかというご質問でございますが、ご指摘のとおり、津波への対応を含めて、災害情報の伝達手段として、屋外防災行政無線を使用した伝達方法は効果的であると認識しております。

一方、広島市の屋外受信機は、情報伝達手段の一つであり、災害発生時の情報伝達は、屋外受信機だけに頼らず、自主防災会を組織し、その会長宅や消防団幹部宅等に設置する屋内受信機やテレビ、ラジオ、広報車等あらゆる方法を使って行う体制をとっているとの回答がありました。本町と広島市では、災害時の情報の伝達手段に対する方針の違いがありますが、現在、広島市に対して、屋外受信機の増設と設置場所の再検討を申し入れておるところでございます。

次に、3点目の、合併はだれのためにするのかとのお尋ねでございますが、町民の皆様は今よりも便利で住みよい暮らしを将来にわたって続けていただくためでございます。

ご指摘の温水プールにつきましては、佐中議員にお答えしましたように、広島市と何度も協議してまいりましたが、安芸区スポーツセンターに温水プールがあることから、建設が困難でございます。確かに、各区に1館スポーツセンターを整備するという広島市の基準もありますが、それよりも隣接した地域に同じ施設が2つあるということは、

費用対効果の問題や多額の建設費、あるいは人件費や光熱費といったランニングコストを将来にわたって住民の方々にご負担いただくこととなり、逆に、住民の方々のご批判を招くということにもなりかねません。したがって、合併後、市民として安芸区スポーツセンターの温水プールを利用した方が、行財政運営の効率化が叫ばれている今日、住民の方々のご理解が得られると考えております。

4点目の、地域集会所の設置についてでございますが、海田西小学校の校区集会所につきましては、当初、設置の要望はないということで、合併建設計画素案には上げていませんでしたが、その後、地域より設置の要望が出されましたので、合併建設計画素案に追加をして法定協議会に諮っていくよう、広島市と協議をいたしておるところでございます。

5点目の、水道施設の立ち入りについてでございますが、合併建設計画を、合併研究協議会に対し提案するに当たり、事前の作業といたしましては、町内の施設の現状を把握した上で、効率的な施設整備計画を立てるため、町内の水道施設を広島市と確認することは必要不可欠であったと考えております。

6点目の、合併の1年延期についてでございますが、1年延期することのメリットとデメリットを比較、考量した場合、海田地域のまちづくりは、1年延期することのデメリットの方が大きいと考えております。合併期日を平成16年4月にし、他の町に先駆けて合併することを前提としたことにより、合併特例債を海田地域のまちづくりに全額充てることができたことや、広島市との粘り強い交渉の結果として、当初、広島市が難色を示していた（仮称）織田幹雄記念館や学校施設の改築等の事業を合併建設計画素案の中に入れることができました。

その結果、合併建設計画素案の事業費として、海田地域に公債費を含めて836億円という額が計上されることになりました。この額につきましては、県内の他の市町村の合併建設計画で計上されました事業費とは比べものにならない多額の事業費となっております。また建設計画だけでなく、市の多くの社会保険制度を早く受けることができるなど、住民への福祉の向上が図られます。

しかし、先行合併という前提が崩れたとき、合併特例債への充当額は減り、大幅に事業費が削減されることが予想されます。したがって、広島市との合併を考えた場合、町民にとっても海田の発展にとっても、来年4月の合併が最もよい選択であり、合併期日の延期については考えておりません。また、合併の期日につきましては、任意協議会

でも協議をし、合意された事項として認識しております。以上でございます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）再質問をいたします。介護保険については、連合会が実施をしておるんだというふうなご答弁でございましたが、昨年度までは県下でもトップクラスで、70市町村かぐらいあるんでしょうけども、2番目ぐらいに介護保険料は高かったんです。今年は15番ぐらいまで下がっておりますけれども、そういう中で、やっぱり連合会がやっておるからいいんだというので、そうかと言うて納得するわけにいかんのですが、特に、我が町の場合は、今日の議会報告の中にもありましたけども、18件ぐらい事故が起きておって、福祉厚生委員会が調査したはずですが、私らまだ報告、受けておりませんが、エバーグリーン、そういう施設も入っておりますので、全国的にすごい量で、すごい金額に上っておるそうです。ほとんど検査がしていないというふうに言っておりますけども、本当にしておるんですか、町長、もう1回、お尋ねします。

それで、しとるんなら実績はどうであったか、検査の結果、どういう状況であったか、特に我が町の場合。もし、あれなら、どうも納得できんのですが、しとる、しとる、おっしゃるから。証拠書類を提出してください、議長、やったんなら。ないならやっとなんということですよ。

それから、すぐに福祉につきまして、同じです。町長は先ほど白状されたんですが、早く合併すれば、広島市の福祉の恩恵を得られますというふうな答弁を何回もやっておる。それは、広島市は四百何項目にわたって福祉の施策がある。海田町は百何項目しかないんです、一緒のものもあるけれども。だから、それだけ福祉は広島市がやっておったということは、町長、職務怠慢じゃったということをみずから暴露されたんだろうと思うんです。

そういう中で、今の民生委員のことでございますが、私はこの前、課長さんのところへ来てそれをお話したんです。2回ぐらい、町の方に来ていただいて、いろいろ対応していただきました。うちの付近には、私が住んでいるスラム街のようなところ、ありますので、所得の少ない方がいっぱいおられて、年金だけで暮らしておるような方がいっぱいおられるんです。そんなことで、救急車、呼んでくれというふうなことがしょっちゅう飛びこんできます。私のところへ来るんです。そういう状況が、福祉課とか高齢福祉課に入っていないんです。この前、課長さんに申し上げたけど。入らんということは、

民生委員が報告をしておらんということになるのかもわかりません。そのほかの掌握の仕方がいっぱいあるといふように町長、おっしゃったけども、そういう福祉課、高齢福祉課が掌握していなくて困っておる事件がたびたび起きておって、直接私のところに言ってくるから、救急車、呼んだり、いろんな対応をしています。

それで、町の方が来て、取り組んで、うまくやっていったなと思ったら、家の中へ閉じ込めて、かぎをかけて帰っておったり、そういうことがあるんで、私、これを取り上げたんです。だから、不十分であるということなんです。これ、課長も認めると思うんです。これについて反論できれば、課長、反論してもいいですよ。

そういうふうに、我が町の福祉の場合は、いろいろな状態でよくないことがいっぱいある。それを許してこられた町長はどのようにお感じになっておるのか。随分やっておるようなことさっき言われたけど、ごまかされませんよ。事実、そうだから。それをどのようにお感じになるか。今後、そのことについてどのようにお取り組みになるか、お答えください。

それから、出張所の件につきましては、私は、今、町長は答弁で、広島市と調整中だと、何とかそういう証明書ぐらい発行するようなところを町内に残したいとおっしゃっておるけど、残らなかったらこれをやらなきゃいけませんよというて言うておるんです。それから、残すというて、確信持って答えられたんですが、自信があるんですか。そうじゃないでしょう。自信がないんなら、できない場合はこれをやらないかと。それも、これをやっておいて合併するんだということを、私、答えてくださいというておるんです。それをご答弁願いたい。

それから、防災無線につきまして、町長、ベトナムが世界に先駆けて新型肺炎の撲滅宣言をし、勝利宣言をいたしました。ベトナムのようなところ、一番先にしたんでびっくりしたんです。なぜだと思いませんか、これは。お答えできんかも知らんけど、先、答えます。ベトナム戦争のときに、猛爆を、じゅうたん爆撃でばんばんばん米軍が爆撃したんです。その際に、ベトナムの国民に対して、ベトナムは共産政府じゃったんですけど、山の奥から至るところへ徹底してスピーカーをつけたんです。それで、空襲警報を知らせて、そういう情報伝達をしたんです。それが今回新型肺炎においても、新型肺炎は38度以上の熱が出て、こういうせきが出たりしたらすぐ届けなさいということ徹底したんです。それで、国民も偉いから、そういう放送を聞いて、すぐ届けて、あの政府は隔離したんです。それで今のような成果を上げたんです。中国とかほかに今カ

ナダの方でもなかなか撲滅できんですけど、そういうところがあるんです。

だから、今の拡声器による情報伝達は極めて重要であるということをこの際しっかり認識していただきたいから、この例を挙げたんです。消防団が持っている何とか無線でやるとか、自主防災会に何とかでやります、言うたから、そんなものが伝わりますか、同時にぱっと一遍に。我が自主防災会でも、それはハンドマイクぐらい持っています。そんなもんで一々言うて歩いて伝わるんですか。自主防災会長のところに何かで伝わってきたものを、自主防災会長のところから全自治会に伝えることが、短時間に伝えることが可能なんですか。

だから、普通の状況とは違うんだと、津波はということを言っておるんです。今盛んにテレビで報道しているから、町長、ご存知と思うけど、南海地震が起きた場合には、50年以内に50%の確率で起きると。50年以内というたら明日かもわからんで。言っていますけれども、京大の地震予知センターは、前にも話したけど、広島湾に2時間後ぐらいに数回にわたって、最大は2メートルぐらいの波高の津波が押しかけてくると言うておるんです。来てからじゃだめなんです。私、前に2回、地震のときに、地震が来るよ、来るよ、言ったら、地震なんて来ませんよというふうな答弁を、今、部長、名前を言うてもいいが、しておるんですよ、私に。そうしたら、鳥取西部の地震が来た。やっと気がついて、防災計画対震災編を見直しますと言うて、見直さんうちに、また伊予地震が来て、今度は来たら対処できなかった。それで、委員会を開いて、「報告してください」と言うたら、40日かかったんですよ、町長、地震が終わって。それは報告できんはずですよ、何もしていないんだから。できんですよ、防災計画がなかったから。それで、やっとあれから2年たって、防災計画ができておりますけれども、まだ十分ではありません。

私、臨海地域の自治会の役員をしておりますので、どこへ逃げればいいのかと、津波が来たときに。どこへ避難させればいいのかと。そのものは防災計画に、うちの、載っていないですよ、町長。あの地域の人がどこへ逃げればいいのか、避難すれば。高台に行かないけん、だろうと思うんです。けども、それは無理だから、町の避難場所は、普通の震災の場合を考えて体育館にしておるんです。体育館なんか逃げたら、一遍におぼれますわ。だから、私は勝手に、防災訓練のときに皆さんに徹底しておるのは、中学とか小学校も恐らく地震と津波で倒れんと思うんで、3階以上に逃げなさいと、3階以上に案内しましょうと言っておるんです。ずっと今、南小学校の方まで行かねば、あの付

近の人は逃げるところ、ないんですから、高台に上がろうと思ったら。

だから、そういうこともできておらんのだから、防災無線はちゃんとやるんだという確約をしてくださいと僕は言うておるんです。それが町長の責任じゃないんですか。町民の命を守る。どう考えておるんですか。それを確約もできんようなことでは、合併できんですよ。合併する前にそういうことはちゃんとやって、町民を安心させてから合併させてください。もう1回、ご答弁お願いします。

それから、織田幹雄記念館につきましては、まだあんなことを言うておるんですね。安芸区に1つしかできんからだめだと。そうじゃないと、特別な条件だと、合併のときは。特別に、強引にのませなさいと言うんです。僕が前に、町長に質問したことがあるのを覚えておられますか。「合併の際に、どうしても聞いてくれんことがあったら、いすをけっ飛ばして帰ってくるのか。そのぐらいの腹はあるのか」と言ったら、「腹はあります」と言うて答弁しておられるんです。皆さん、知っておるでしょう。それを、そんなこと、1回もやっていないでしょう。「へいへい、はいはい」と言うて、町長がやらんで、担当部課長が行って、「はい、そうですか」と言うてきたのを「はあ、そうか」と言うて、町長はやっておるんです。ごまかされませんよ。わかるんですから、町長。これは、そういうことで強引にやってほしいと。

それで、もう一つ、織田幹雄先生は三段跳びの金メダリストだから、プールは関係ないというような、この前、答弁しておったんです。今度の織田幹雄記念館の中に弓道場を設けたんです。計画しておる。三段跳びと弓道がどのように関係があるのか、説明をいただきたい。

それから、海田町に弓道人口がどのくらいあるのか。だれが、弓道をそこへ行って練習するのか。広島市がやれと言ったからつくるんですか。そういうことは、町民のためを考えていないというのはそういうことなんです。だから、私はこれはまだまだ認められんから、早く、基本計画、行政委託しなさんなよ。

もう一つ、最近、情報が入っておりますが、教育委員会に関することだと思う。我が町の小学校、中学校にクーラーをつけると言ったら、広島市がだめだと言ったというふうなことを聞いておりますが、そういう情報は本当なのかうそなのか、お答えください。これは非常に重要なことです。広島市の言いなりになるのかならんのか。

それから、水道施設につきまして、水道部長はそんなことで、簡単に広島市に対して、町長もさっき答弁されましたが、しょうがないじゃないかというようなことで丸投げを

しておるんですよ、広島市に。好きにしてくれと言って。早く、短時間に、まだ今の任意協が始まる前に、我々に説明したんですから、広島市に統一します、どういうことなんでしょうか、町長。早過ぎる。結論出すのが早過ぎる。粘っても、強引に粘ることもない、何にもない。先輩たちが一生懸命苦勞して立派な施設をつくって、おいしくて安くて安全な水を供給しようと努力してきた。そいつを丸投げして、太田川のうまくない水を飲もうとしておる。町民がみんなそれを言うていますよ。私が住んでおる方の町民は、割り方、町政のことに関心が薄いんですが、それでも今の水については、いまだに宣伝が行き届いておるから、今までかれたこともないし、いい水じゃと言うとるじゃないかと。なぜそれを広島市の太田川の水を、うまくないのを飲むんだと言っています。この丸投げはいけない。これは、もう1回、まじめな答弁を、町長、しておられん。ごまかしの答弁。なぜあんなに早くやったのかということ。

それから、もう一つ、町広報の5月号を見ておりましたら、水道施設の中で、最後の方にいいことを書いておるんで、今回の町広報は、褒めておくんですが、その中で水道のことの説明の中で、アンサーの最後の方に、「なお、国信浄水場については、できれば予備の水源として残してはどうかという協議をしていきたいと考えています」と書いてあるんです、町長。残せるんじゃないですか。町長、残そうとしておるんじゃないですか、これ、国信だけ。前から言いよっても、だからなぜ町で実施できんのか、残すことができるんなら。

もう一つは、やはり40億円ぐらいかかるんだということを説明しております。それで、建設計画では30億ぐらいでできると。それで、海田町が今の施設を残す場合には40億円ぐらいかかって、平成26年ぐらいまでに整備しようとしておったんだと、努力しようとしておったんだということをしております。それで、もう一つ気がついたんですが、以前に水道施設整備等基本計画というのをコンサルに委託して、斎木先生がコンサルに委託して調べたらどうだというようなことをよう言うんですが、平成12年か13年ごろ、水質のレベルアップとか施設の耐震化とか老朽施設の更新とか、水源確保等の将来にわたる総合的な施設の整備促進を図るために、今の水道施設整備基本計画というのをコンサルに委託してやっておるはずです。この結果が今の40億につながっておるのかなという感じがするんですが、その関係を教えてほしいと思うんです。それと、今のは31億ぐらいで、建設計画の中に組んでおるのは内容が違うんです、40億と30億は。30億は矢野の方から水源を引っ張ってくるために余分に使うんです、水を引っ張ってくるのに。そ

こらの関係がどうなっておるのかと。40億と30億を簡単に比較をして、だめだ、だめだと言うわけにはいかんのです。そこら、よくわかるように、我々に、説明してください。とりあえずそういうことです。

○議長（河野）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会をいたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますのでご参集ください。

午後4時52分 延会